
第 6 期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成 27 年度～平成 29 年度

茅ヶ崎市

はじめに

戦後、我が国は、経済成長による生活水準の向上や健康増進により平均寿命が延び、長寿国のトップを走る国となりました。その一方で、人口の減少による高齢化の進行により、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えています。茅ヶ崎市の高齢化率も、平成 25 年には 23.2%で、20 年と比較して 3.3 ポイント上昇しており、37 年には 26%程度に上昇するものと見込んでいます。長い間、日本の経済をけん引されてきた団塊の世代の方々がすべて高齢者となる 27 年をむかえ、高齢者を取り巻く状況の変化に対して適切に対応していかなければなりません。

このような状況を念頭に置いて、第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 37 年を目標として地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの継続・強化のための計画として策定しました。地域包括ケアシステムとは「介護」「医療」「予防」という専門的サービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」の 5 つの要素が相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅での生活を支えていくもので、「公助」「共助」のほか、「互助」「自助」といった地域に存在する社会資源に基づいた支え合いの上に成り立つものとされており、今後は「互助」「自助」の果たす役割が大きくなると考えられます。地域のみなさま、自治会、民生委員児童委員、医療、福祉などの組織、機関の方々の協力なくしてこの計画を実行していくことはできません。関係する皆様にはお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりましては、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の委員のみなさま、アンケート調査等にご協力いただきました 8,000 人の市民のみなさま、パブリックコメントにご意見を寄せていただきましたみなさまなど、多くの方々のご協力をいただきました。ここに、深く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
目次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 第6期計画の位置づけと計画期間	1
1-3 第6期計画の基本理念	2
1-4 第6期計画策定の経過	2
第2章 高齢者及び介護者の状況	4
2-1 高齢者の状況	4
2-2 介護者の状況	21
第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像	22
3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像	22
3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き	25
第4章 基本方針の設定と施策の体系	28
4-1 基本方針の設定にあたって	28
4-2 第5期計画の評価と第6期計画の基本方針	30
4-3 第6期計画の施策の体系	56

第2編 各論

第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について	59
第6章 基本方針ごとの施策	66
6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援	66
（1）高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	66
（2）趣味、レクリエーション、生きがいがづくりの支援	68
（3）生涯学習の促進	70
（4）世代間交流の促進	71
（5）就労支援の充実	72
6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	73
（1）健康づくり、健康増進	73
（2）介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発	75
（3）生活支援サービスの充実・強化	78
6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	80
（1）高齢社会に対応した住環境づくり	80
（2）安心・安全なまちづくり	83
（3）災害に強いまちづくり	85
（4）高齢者の住まいの確保	87
6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり	89
（1）地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備	89
（2）地域の相談窓口の周知と機能強化	94
（3）地域における見守り体制の強化	96

(4) 高齢者を介護している方に対する支援.....	99
(5) 高齢者の権利擁護	100
6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	101
(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み	101
(2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	102
(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化.....	102
(4) 認知症高齢者の支援体制づくり	103
6-6 基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実.....	104
(1) 保険給付見込量の設定	104
(2) 介護保険施設等の整備	114
(3) 給付の適正化と人材育成	117
(4) 介護保険事業者への支援	118
(5) 制度周知のための取り組み	118
(6) 保険給付費と介護保険料	119
第7章 進行管理	121
7-1 計画の推進体制	121
7-2 計画の進行管理	122

資料編

1. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会.....	123
2. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議	127
3 パブリックコメントの実施結果	130
用語の解説.....	135
事業一覧	141

○文中及び各表・グラフ等の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しました。
 そのため、合計と内訳の計、差し引きなどが一致しない場合（内訳の合計が 100%
 にならない等）があります。また、金額を千円単位で表示している場合においても、
 同様となっています。

○アンケート結果についてのグラフの中に表記されている「n」は、当該設問の回答
 者数を表しています。

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口は、国勢調査によると平成22年10月1日現在約2,925万人で、高齢化率は23.0%でしたが、25年10月1日現在25.1%（高齢社会白書）となり、世界のどの国も経験したことのない勢いで高齢化が進んでいます。

茅ヶ崎市の高齢者人口は、国勢調査によると22年10月1日現在50,189人で、高齢化率21.4%でしたが、住民基本台帳人口による24年10月1日現在では22.3%に、25年10月1日現在では23.2%となり、茅ヶ崎市においても全国と比較すると若干低くありますが、高齢化が進んでいます。これを実数で見ますと、23年10月1日から26年10月1日までの3年間で、1年ごとに増加した高齢者数は、それぞれ2,267人、2,354人、2,247人となっています。

このような状況のもと、本市では第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は24年度から26年度まで。以下、本計画書において「第5期計画」と表記します）において、「高齢者の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域社会の社会的な連携と支援によって、主体的な社会参加と自己実現を確立する」という基本理念の下に、18年度より進めてきた「介護予防の推進」「地域ケア体制の整備」に引き続き取り組んできました。25年10月からは「豊かな長寿社会に向けたまちづくり有識者会議」を開催し、増加する高齢者の生活の質の向上に向けた検討を行い、26年9月に報告書として取りまとめました。

わが国を世界有数の経済大国に押し上げた原動力である団塊の世代が高齢者の仲間入りをしています。「豊かな長寿社会に向けたまちづくり有識者会議」からの報告内容も加味し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる10年後を見据えた第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第6期計画」と表記します）を策定し、高齢者が自分らしく生涯暮らせるまちづくりに取り組みます。

1-2 第6期計画の位置づけと計画期間

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定し、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携しています。

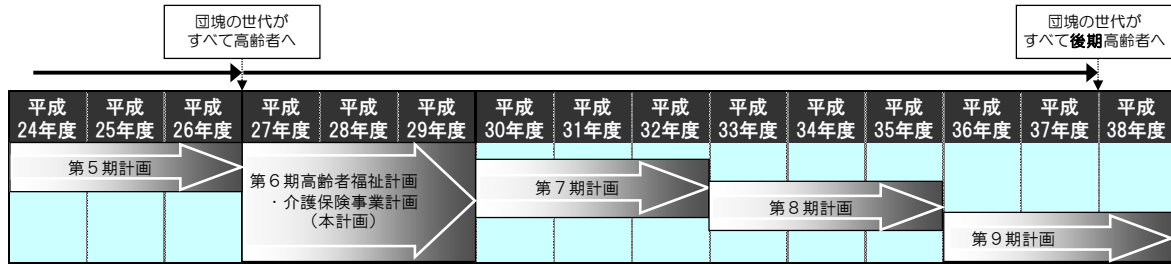
また、本計画は、平成23年度から32年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」における高齢者保健福祉に関連する分野の部門別計画として位置づけ、社会福祉法（第107条）に基づく「第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画（愛称：みんながつながるちがさきの地域福祉プラン）（27年度～32年度）」との整合を図ります。

第6期計画は、27年度から29年度までの3か年を計画期間とします。

図 1 計画期間

○平成37年度を見据えた目標設定

⇒第5期計画より進められている、地域包括ケア実現のための方向性を継承しながら、「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的視野を持った施策の展開



この計画では、第5期計画より進めてきた「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みをさらに推進します。「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる37年の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な視野を持ちながら、施策を展開します。

1-3 第6期計画の基本理念

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

1-4 第6期計画策定の経過

（1）意向調査の実施と回収状況

高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用状況・利用意向、サービスに対する要望などを把握するとともに、高齢者の介護予防・健康づくり、日常生活、生きがいづくりなどの調査を行うため、平成25年度に「茅ヶ崎市一般高齢者実態調査」及び「介護高齢者サービス意向調査」を実施しました。

調査対象は65歳以上の高齢者で、①一般高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者）4,500人（回収3,518票、回収率78.2%）、②在宅で生活する要支援・要介護認定者3,000人（同2,198票、73.3%）、③施設サービスを利用している要支援・要介護認定者500人（同356票、71.2%）です。

（2）推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過

高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するために、公募の市民、学識経験者、サービス事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、行政関係機関の代表者15人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」及び茅ヶ崎市の関係部課長17人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」にて審議を行いました。平成26年3月27日、推進委員会に対し計画策定について諮問し、10月14日、推進委員会より「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の答申がありました。

（３）地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）への興味、関心に関するアンケート調査の実施

第 6 期計画期間中、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業へ移行することに伴い、要支援 1 または要支援 2 の認定者の介護保険サービス等の利用状況を把握するため、地域包括支援センターに対して、平成 26 年 4 月 30 日現在で要支援 1 または要支援 2 の認定が確定している利用者（2,107 人）の介護予防サービス計画調査を行いました。

次に、本計画策定時点における市内所在の介護保険事業者等の興味関心を把握するため、26 年 8 月に、介護予防サービス計画調査の結果の一部を提示して、介護予防・生活支援サービスへの興味、関心に関するアンケート調査を行いました。調査対象件数は 1,218 件（訪問介護・通所介護の事業者 100 件、介護保険事業者ではない NPO 法人 14 件、地区社会福祉協議会 12 件、ボランティア連絡会組織団体 15 件、民間事業者 1,065 件、地域活動団体 11 件、シルバー人材センター 1 件）で、回収数は 400 件、回収率は 32.8%でした。

（４）豊かな長寿社会に向けたまちづくりに関する市民討議会の実施

平成 26 年 7 月 6 日に、31 人の市民が参加して、豊かな長寿社会に向けたまちづくりに関する市民討議会を開催しました。

討議会では、「いつまでも暮らす・楽しむ茅ヶ崎ライフ～わたしたちの豊かな長寿社会に向けて～」をテーマに、「長寿社会の現状」を把握したうえで、「健やかな生活と住み続けることができるまち」、及び『『高齢者を支える』という視点から、『高齢者とともに暮らす』まちづくりへの転換』について議論いただきました。

（５）茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会理事会・幹事会との意見交換

第 6 期計画の策定にあたって、介護サービス事業者が考えるニーズや課題等を把握するため、平成 26 年 6 月 19 日、及び 9 月 18 日の 2 回にわたり、茅ヶ崎市松林ケアセンターにて意見交換を実施しました。

※茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会とは、質の高いサービス提供と介護保険事業の円滑な実施に努めるため、サービス提供に関する調査・研究を行い、利用者の立場に立ったサービスの確保と事業者間の連携を図ることを目的に設立された団体です。

（６）パブリックコメントの実施とその結果

平成 26 年 11 月 20 日から 12 月 19 日までの 1 か月間にわたり、高齢福祉介護課窓口、市政情報コーナー、老人福祉センター、老人憩の家等の公共施設に第 6 期計画（素案）を備え付けるとともに、市のホームページにて公開し、本計画に対する意見を募集しました。

このパブリックコメントにより、18 人の方より 59 件の意見をいただきました。

第2章 高齢者及び介護者の状況

2-1 高齢者の状況

(1) 人口及び人口構造の変化

① 茅ヶ崎市の人口の推移

国勢調査に基づく平成22年10月1日現在の茅ヶ崎市の総人口は235,081人で、5年前の17年と比較して2.9%増加しています。2年以降の推移をみると、人口の増加が続いていますが、5年ごとの増加率は低下傾向にあります。

神奈川県及び全国と比較すると、12年以降の人口増加率は全国より高く、神奈川県と同程度となっています。

表1 茅ヶ崎市の総人口と増加率

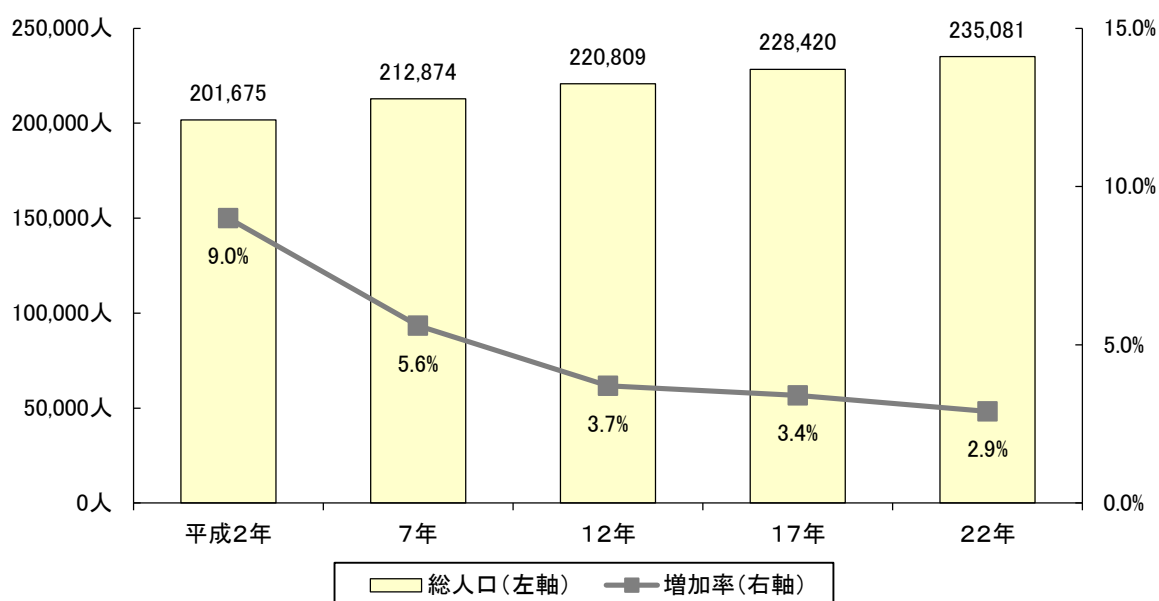
(単位 人、%)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
茅ヶ崎市	総人口(人)	201,675	212,874	220,809	228,420	235,081
	増加率(%)	9.0	5.6	3.7	3.4	2.9
神奈川県	総人口(人)	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331
	増加率(%)	7.4	3.3	3.0	3.6	2.9
全国	総人口(人)	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
	増加率(%)	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2

※総人口には年齢不詳を含む

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図2 茅ヶ崎市の総人口と増加率



(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

②茅ヶ崎市の人口構造

住民基本台帳に基づく平成26年10月1日現在の総人口は240,263人です。18年から26年までの年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口はほぼ横ばいとなっています。また、高齢者人口は増加が続いており、生産年齢人口は減少が続いています。

表2 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の推移

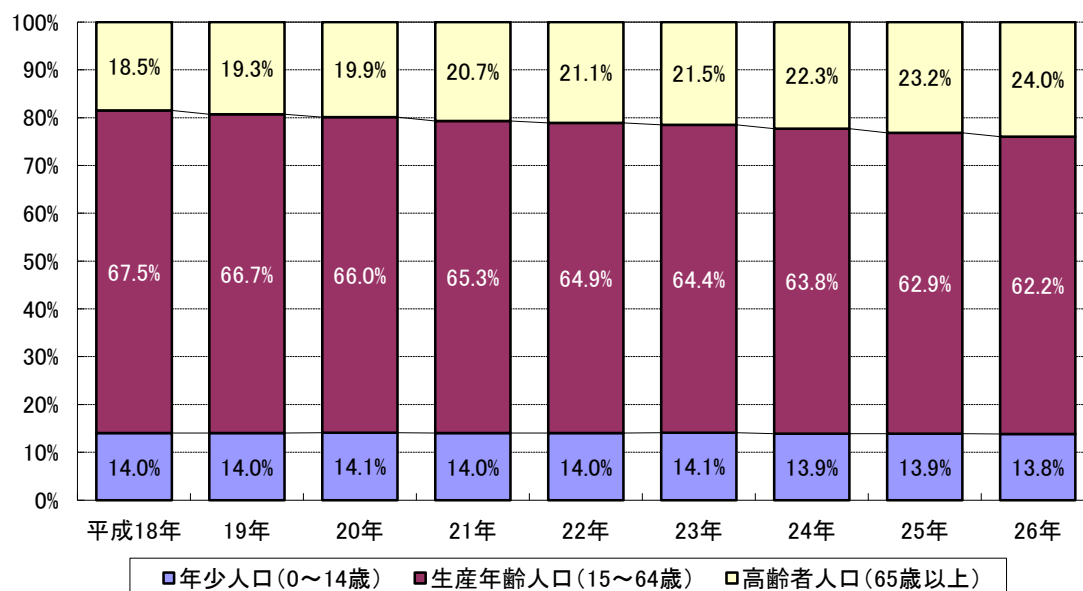
(単位 人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口	32,101	32,369	32,798	33,029	33,059	33,293	33,265	33,293	33,237
生産年齢人口	155,271	154,497	153,910	153,483	153,164	152,495	152,136	150,747	149,331
高齢者人口	42,578	44,697	46,498	48,582	49,817	50,827	53,094	55,448	57,695
前期高齢者 (65～74歳)	25,400	26,496	27,417	28,395	28,433	28,140	29,209	30,516	31,725
後期高齢者 (75歳～)	17,178	18,201	19,081	20,187	21,384	22,687	23,885	24,932	25,970
総人口	229,950	231,563	233,206	235,094	236,040	236,615	238,495	239,488	240,263

(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

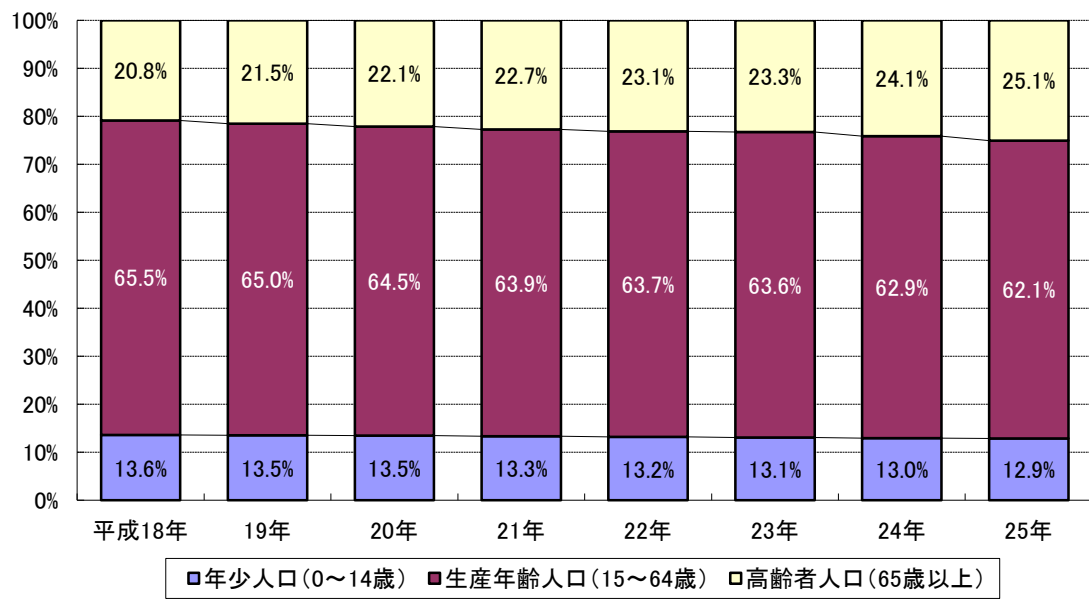
これらを構成比としてみると、年少人口の割合は23年まで14%程度で推移してきましたが、24年以降はわずかに低下しています。高齢者人口の割合は18年には18.5%であったものが、年々割合が上昇し、26年には24.0%になっています。また、生産年齢人口の割合は18年には67.5%でしたが、徐々に低下し、26年には62.2%になっています。

図3 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の構成比の推移



(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

図4 全国の年齢3区分人口の構成比の推移



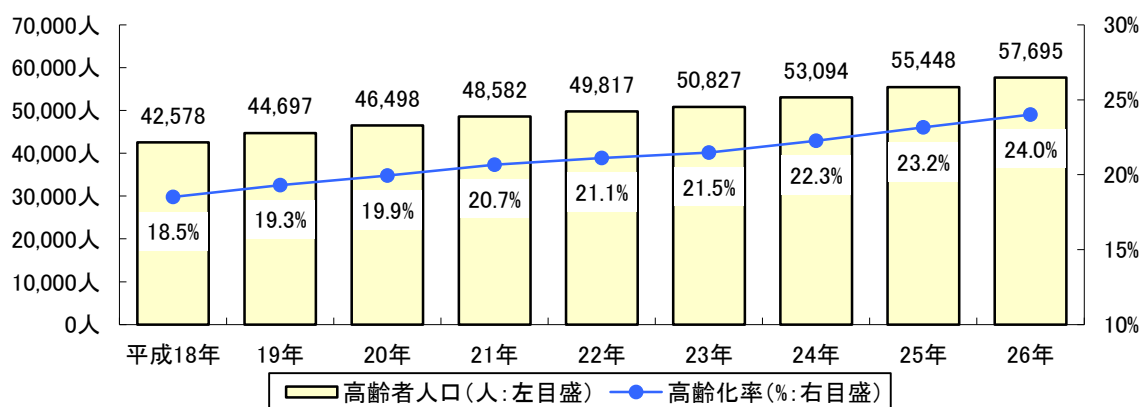
(資料 総務省 人口推計 各年10月1日現在)



③高齢化率

表 2 の年齢 3 区分人口のうち、高齢者人口を抜き出し、高齢化率とともに推移を図示すると、下図のようになります。高齢者数、高齢化率はともに右肩上がりとなっています。

図5 茅ヶ崎市の高齢者人口と高齢化率



(資料 住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在)

高齢者人口と高齢化率を茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、茅ヶ崎市では高齢化率は 22.7%であるのに対して、神奈川県では 21.6%、全国では 24.1%となっています。茅ヶ崎市は、神奈川県と比較するとやや高い状態にありますが、全国と比較すると低くなっています。

表3 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の高齢化率の比較

(単位 人、%)

	高齢者人口	高齢化率	
		平成 25 年	平成 22 年
茅ヶ崎市	54,395	22.7	20.9
神奈川県	1,964,504	21.6	20.0
全国	30,968,259	24.1	22.7

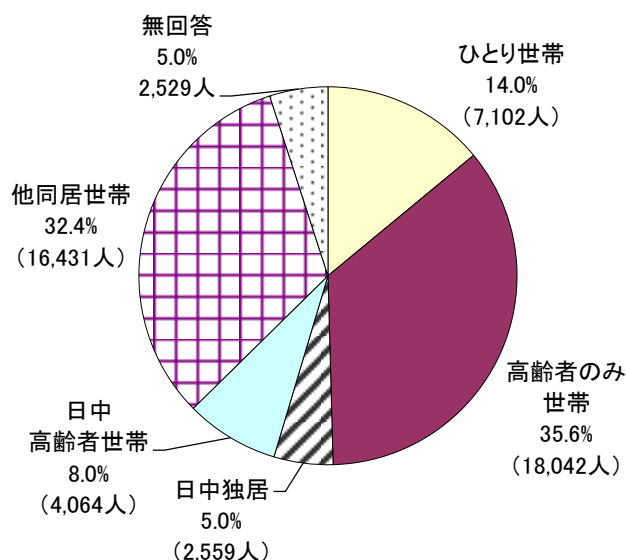
(資料 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 各年 3 月 31 日現在)

※茅ヶ崎市、神奈川県、全国の比較ができ、また過去との比較のできる数値として、ここでは上記の資料を参照しています。

(2) 世帯構成

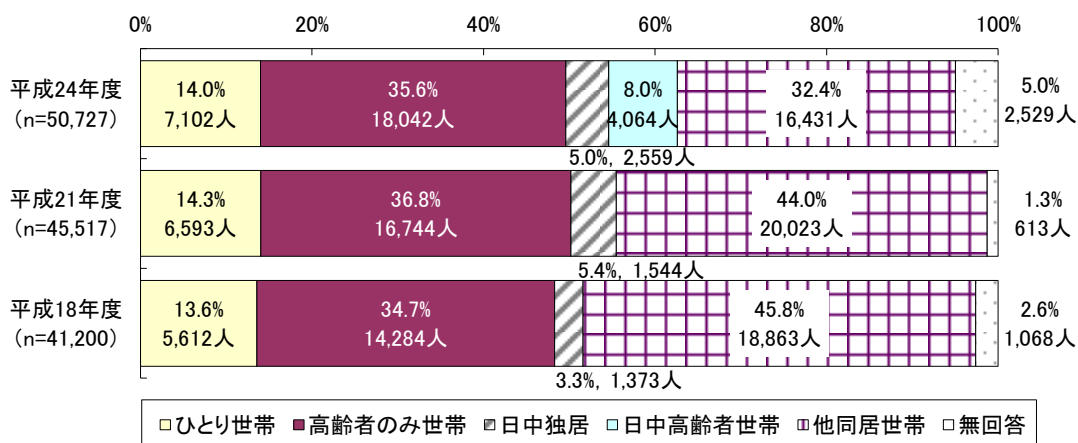
平成 24 年度に実施した「在宅高齢者実態調査」により高齢者の世帯の状況をみると、高齢者のみの世帯が全体の 35.6%で最も多く、次いで、他同居世帯が 32.4%となっています。ひとり世帯は 14.0%で、日中高齢者世帯が 8.0%、日中独居世帯が 5.0%となっています。

図6 高齢者世帯の状況



世帯類型	定 義
ひとり世帯	生計と住居が独立しているひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者の世帯
高齢者のみ世帯	生計と住居が独立している 65 歳以上の高齢者のみの 2 人以上の世帯
日中独居	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間は通常、高齢者が 1 人になってしまう世帯
日中高齢者世帯	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が 2 人以上同居している世帯で、家族が仕事等で、昼間は通常、高齢者だけになってしまう世帯
他同居世帯	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間も通常、高齢者が 1 人にならない世帯

(資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査)



※平成 18 年度、及び 21 年度の調査では、「日中高齢者世帯」は「他同居世帯」に含まれている。

(資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査)

(3) 地区別人口・高齢化の状況

平成 26 年 10 月 1 日現在の市内居住地区別の高齢化の状況を見ると、小和田地区を除くすべての地区において 2 割を超えています。このうち最も高いのは小出地区 (34.0%)、次いで湘北地区 (28.3%)、湘南地区 (27.1%) となっています。

23 年の状況と比較すると、すべての地区で高齢化率が上昇しています。

表 4 地区別にみた人口、及び高齢化の状況

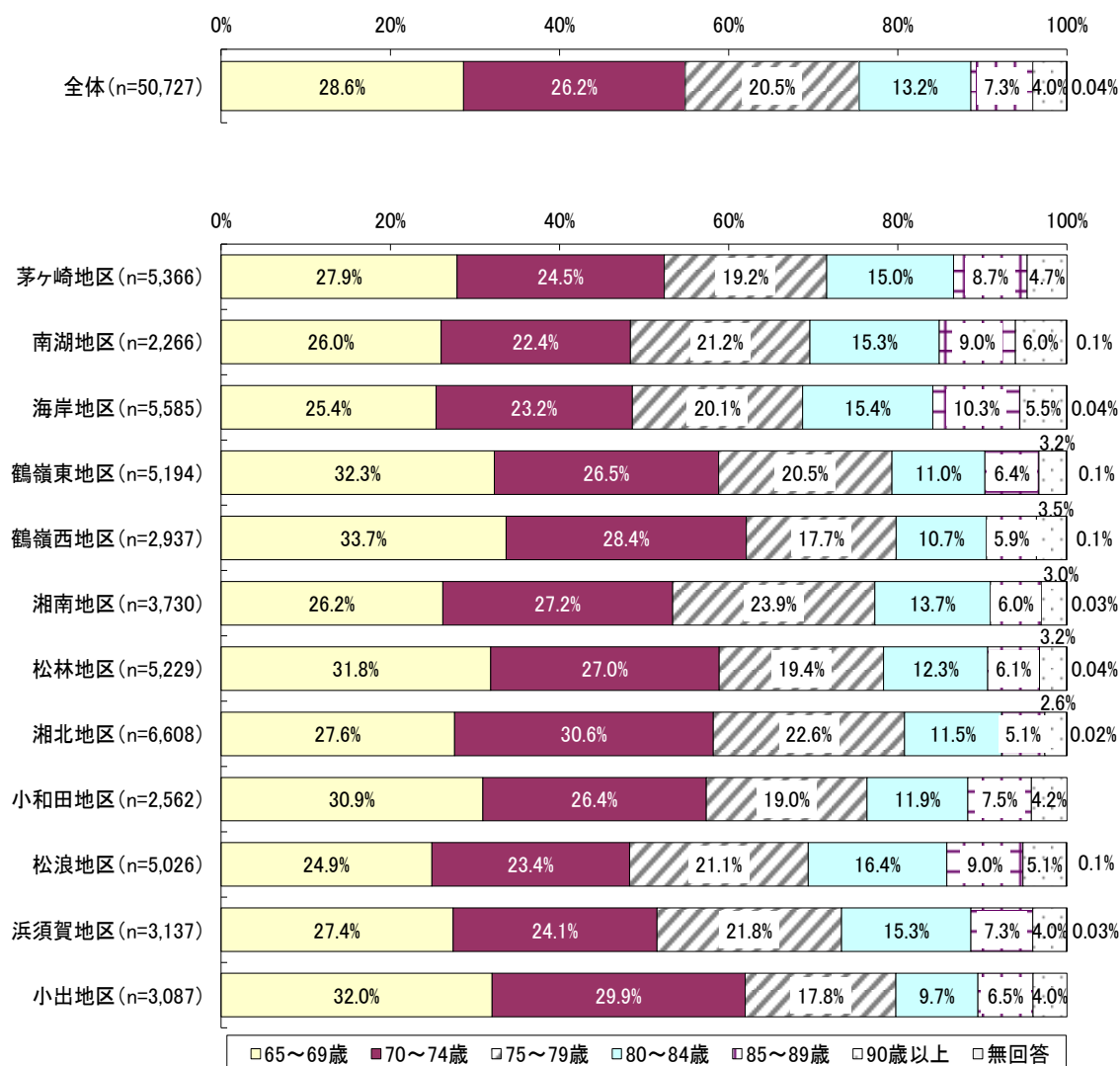
(単位 人、%)

地区名	総数 (平成 26 年)	高齢者人口 (平成 26 年)	高齢化率		
			平成 26 年	平成 23 年	平成 18 年
茅ヶ崎	24,305	5,845	24.0	21.9	18.9
南湖	9,642	2,435	25.3	23.0	21.5
海岸	26,640	6,247	23.4	21.6	19.6
鶴嶺東	32,979	6,729	20.4	18.4	15.3
鶴嶺西	16,570	3,630	21.9	17.9	13.7
湘南	14,962	4,057	27.1	24.3	20.7
松林	25,912	6,144	23.7	19.5	17.1
湘北	26,528	7,506	28.3	27.2	21.3
小和田	12,909	2,506	19.4	17.0	14.4
松浪	25,068	5,689	22.7	21.1	19.9
浜須賀	14,378	3,383	23.5	20.7	18.5
小出	10,370	3,524	34.0	28.8	22.9
全市	240,263	57,695	24.0	21.5	18.5

(資料 住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在)

高齢者の年齢区分（5歳階級）ごとの構成比を居住地区別にみると、図7のとおりとなります。75歳以上の後期高齢者の占める割合の最も多いのは、松浪地区で51.7%、次に南湖地区の51.6%、海岸地区の51.4%と続いています。最も少ないのは、鶴嶺西地区で37.8%となっています。

図7 居住地区別高齢者年齢区分



（資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査）

(4) 健康及び要介護等認定者の状況

①高齢者の健康状態

高齢者が自身の健康状態をどのように感じているかについて、平成 25 年度の「一般高齢者実態調査」の結果をみると、「とてもよい」が 11.6%、「よい」が 65.4%となっており、合わせて 77.0%の方が「健康状態がよい」と回答しています。

健康状態を維持するための取り組みとしては、「食事、栄養に注意する」(63.1%)、「意識的に運動する」(58.9%)、「睡眠、休養を十分にとる」(55.5%)、「規則正しい生活を心がける」(55.2%)などが多くなっています。また、「趣味を持つ」、「人とふれあう」といった、心の健康維持についても多くの方が取り組んでいる様子が見受けられます。なお、「特に心がけていることはない」との回答は 5.2%であり、茅ヶ崎市の高齢者は健康維持のために何らかの取り組みを行っている方が多く、健康への関心が高いことが伺えます。

図8 一般高齢者の主観的健康感
(単数回答、n=3,489)

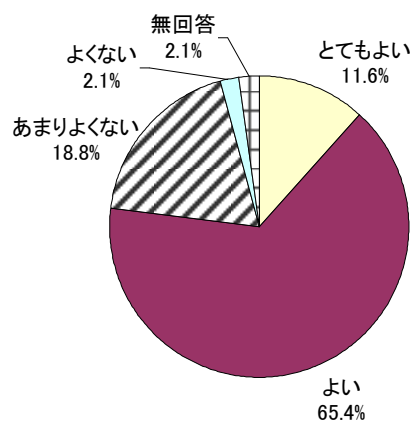
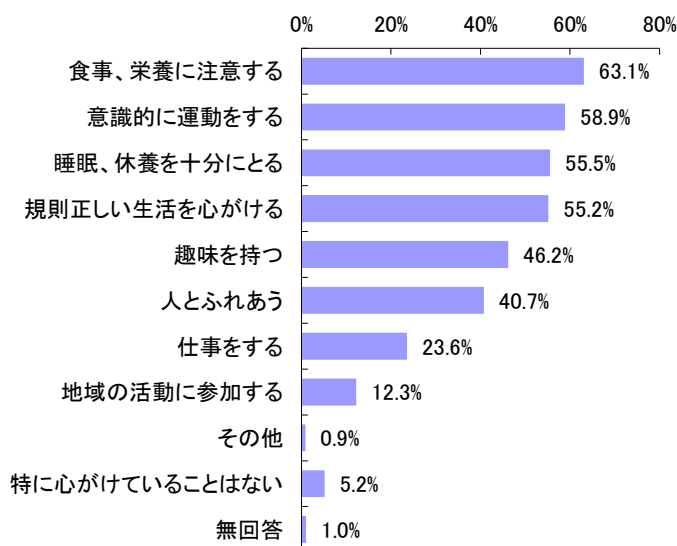


図9 健康状態を保つために心がけていること
(複数回答、n=3,489)



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査)

②要介護等認定者の状況

ア) 被保険者数の推移について

平成 18 年から 26 年までの第 1 号被保険者数の推移をみると、26 年 9 月末日現在の被保険者数は 57,771 人で、18 年と比較して 14,989 人増加し、その割合は 1.35 倍となっています。

表5 茅ヶ崎市の介護保険被保険者数の推移

(単位 人)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
第 1 号被保険者数	42,782	44,862	46,606	48,700	49,947	50,994	53,182	55,549	57,771
前期高齢者 (65～74 歳)	25,499	26,563	27,452	28,448	28,496	28,214	29,211	30,511	31,726
後期高齢者 (75 歳～)	17,283	18,299	19,154	20,252	21,451	22,780	23,971	25,038	26,045
40～64 歳人口	78,679	78,954	79,378	80,030	81,277	82,649	83,401	83,609	83,387

(資料 第 1 号被保険者数：高齢福祉介護課 各年 9 月末日現在 / 40～64 歳人口：住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在)

イ) 要介護等認定者数と認定率の推移について

平成 18 年から 26 年までの要介護等の認定者数（要支援認定者数+要介護認定者数）の推移を見ると、増加が続いています。26 年の認定者数は 8,136 人であり、18 年の 1.50 倍となりました。

第 1 号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合を示す認定率は、21 年までは 12%台で推移していましたが、22 年には 13%台となり、25 年には 14%台になりました。

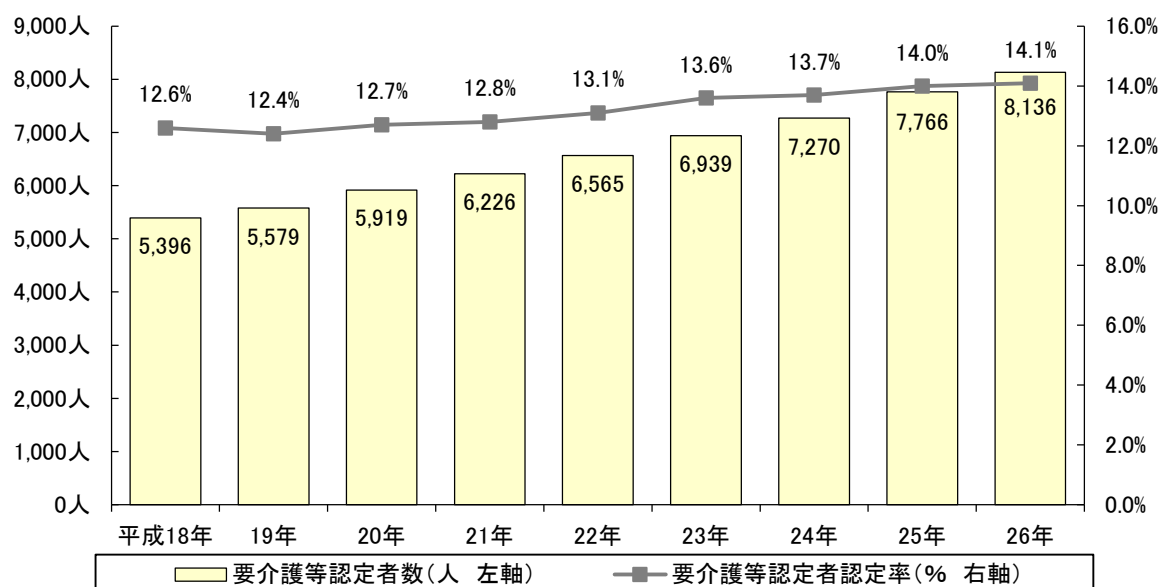
表6 茅ヶ崎市の要介護等認定者数と認定率の推移

(単位 人、%)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護等認定者数 (第 1 号被保険者)	5,396	5,579	5,919	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136
要介護等認定者 認定率 (%) (第 1 号被保険者)	12.6	12.4	12.7	12.8	13.1	13.6	13.7	14.0	14.1

(資料 高齢福祉介護課 各年 9 月末日現在)

図 10 茅ヶ崎市の要介護等の認定者数と認定率の推移



(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

ウ) 前期高齢者・後期高齢者認定率の推移について

前期高齢者の認定率（前期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）及び後期高齢者の認定率（後期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）について見ると、前期高齢者は3%台で推移しています。後期高齢者は平成24年まで26%台で推移してきましたが、25年に27%を超え、26年は27.3%となっています。

26年9月末日現在の茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、茅ヶ崎市は前期高齢者の認定率は3.2%であるのに対し、神奈川県では4.3%、全国では4.4%となっています。また、後期高齢者では、茅ヶ崎市が27.3%であるのに対し、神奈川県では30.9%、全国では32.6%となっています。前期高齢者及び後期高齢者共に神奈川県、全国の割合より低い割合となっています。この状況は23年時点から変化していません。

表7 茅ヶ崎市の前期高齢者及び後期高齢者別認定率の推移

(単位 %)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
前期高齢者 認定率 (%)	3.5	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2
後期高齢者 認定率 (%)	26.0	25.7	26.1	26.2	26.4	26.5	26.5	27.2	27.3

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

表8 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の認定率

(単位 %)

	要介護等の認定率（平成 26 年）			要介護等の認定率（平成 23 年）		
		前期高齢者	後期高齢者		前期高齢者	後期高齢者
茅ヶ崎市 (%)	14.1	3.2	27.3	13.6	3.2	26.5
神奈川県 (%)	16.1	4.3	30.9	15.2	4.1	29.1
全国 (%)	17.9	4.4	32.6	17.2	4.4	30.4

(資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

工) 要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移について

平成 18 年から 26 年までの要介護等の状態区分ごとの認定者数をみると、19 年以降、いずれの状態区分においても認定者数が増加していますが、特に要支援 1 の人数が大きく増えていることがわかります。

表9 茅ヶ崎市の要介護状態等区分ごとの認定者数の推移

(単位 人)

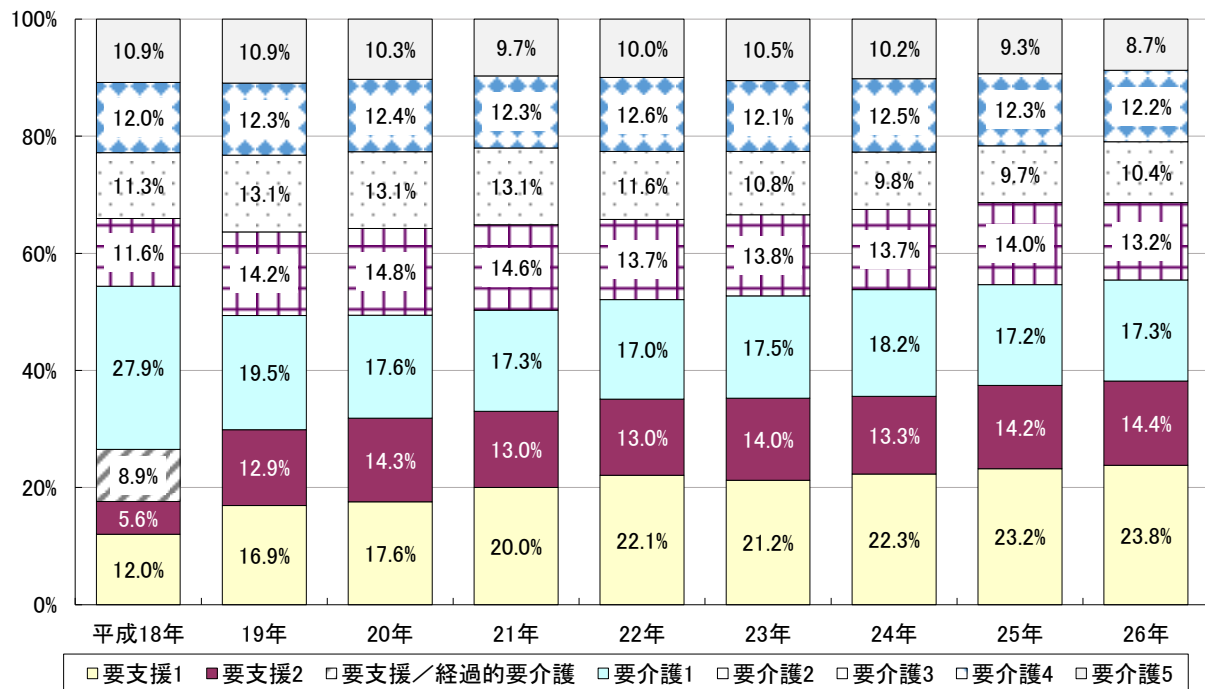
		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
第 1 号 被 保 険 者	要支援 1	645	944	1,040	1,243	1,451	1,473	1,624	1,805	1,938
	要支援 2	301	722	845	811	855	970	970	1,106	1,170
	要支援／ 経過的要介護	479	—	—	—	—	—	—	—	—
	要介護 1	1,504	1,090	1,039	1,075	1,114	1,213	1,323	1,332	1,404
	要介護 2	624	793	878	910	900	961	997	1,085	1,075
	要介護 3	611	732	774	814	762	752	709	756	843
	要介護 4	645	688	732	768	827	842	909	956	995
	要介護 5	587	610	611	605	656	728	738	726	711
	合計	5,396	5,579	5,919	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136
第 2 号 被 保 険 者	要支援 1	13	12	14	23	31	33	20	28	30
	要支援 2	9	31	39	35	35	29	44	45	41
	要支援／ 経過的要介護	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	要介護 1	69	49	32	23	23	25	18	15	18
	要介護 2	42	40	45	49	48	47	42	49	38
	要介護 3	40	43	42	38	28	21	16	16	19
	要介護 4	30	25	20	17	19	22	16	15	18
	要介護 5	25	27	30	26	27	24	22	22	20
	合計	236	227	222	211	211	201	178	190	184
認定者総数		5,632	5,806	6,141	6,437	6,776	7,140	7,448	7,956	8,320

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

経過的要介護：平成 18 年 4 月に介護保険法が改正され、「要支援」という区分を廃し、新たに要支援 1・要支援 2 という区分が設けられました。この際、18 年 4 月 1 日において要支援の認定を受けていた人については、認定の有効期間満了日までの間は「経過的要介護」という区分となり、予防給付ではなく介護給付の対象となっていました。なお、経過的要介護については、21 年 2 月末をもってすべての方の有効期間が満了しています。

第 1 号被保険者の要介護等の状態区分ごとの構成比の推移をみると、19 年以降、要支援認定者の割合が上昇し、要介護 3～5 の割合が低下しています。

図 11 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分別の認定者数に対する割合（第 1 号被保険者）



（資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在）

第 1 号被保険者の要介護等の状態区分別認定者割合を見ると、26 年 9 月末日現在では、要支援 1 の割合が 23.8%で、神奈川県、全国と比べ突出して高くなっていることが分かります。なお、この傾向は 23 年時点においても同様です。

表 10 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の状態区分ごとの認定者の割合

（単位 %）

	平成 26 年			平成 23 年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援 1	23.8	12.7	14.3	21.2	11.7	13.2
要支援 2	14.4	13.5	13.8	14.0	13.1	13.3
要介護 1	17.3	18.6	19.2	17.5	17.6	18.1
要介護 2	13.2	19.2	17.4	13.8	19.4	17.7
要介護 3	10.4	13.4	13.1	10.8	13.8	13.6
要介護 4	12.2	12.2	12.1	12.1	12.6	12.5
要介護 5	8.7	10.3	10.2	10.5	11.8	11.6

（資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年 9 月末日現在）

（５）住まいの状況

高齢者のいる世帯の住まいの種類について、平成 22 年の国勢調査の結果を見ると、茅ヶ崎市では 79.9%の方が「持ち家」に住んでいることがわかります。神奈川県や全国との比較では、茅ヶ崎市の「持ち家」の割合は県とは同程度で、全国に比べるとやや低くなっています。

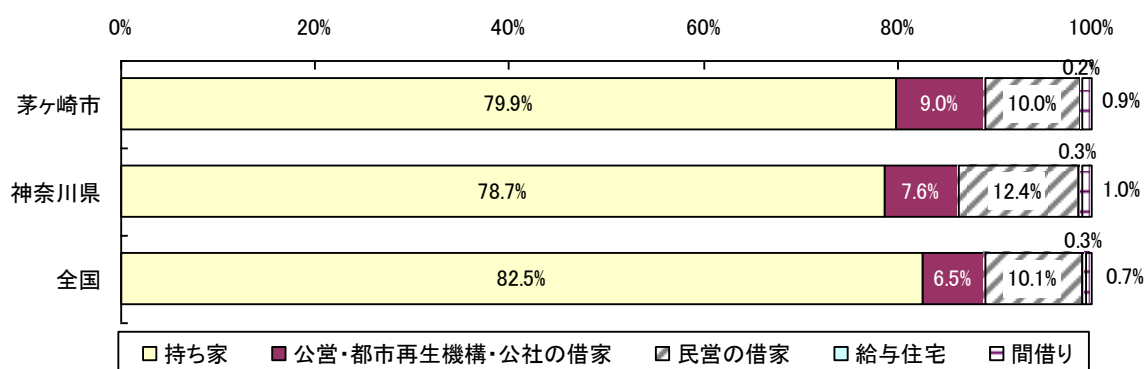
表 11 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの種類	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	合計
高齢者のいる世帯	26,552	3,006	3,306	57	305	33,226

（資料 国勢調査（平成 22 年））

図 12 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成 22 年））

住んでいる住宅の建て方をみると、「一戸建」が 74.7%となっており、神奈川県と比較すると一戸建の割合が高くなっていますが、全国と比較するとやや低くなっています。

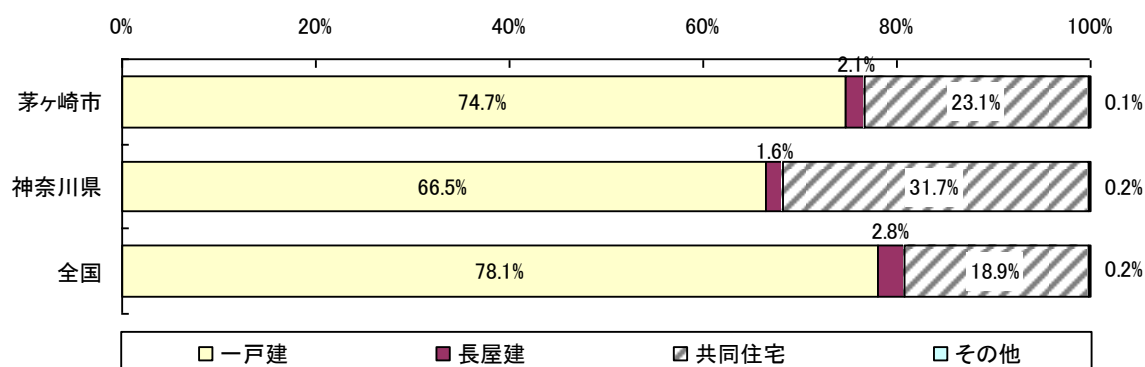
表 12 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの建て方	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	合計
高齢者のいる世帯	24,808	689	7,690	39	33,226

（資料 国勢調査（平成 22 年））

図 13 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成 22 年））

（６）就労の状況

①高齢者の労働力状態

高齢者の労働力状態の推移を国勢調査の結果で見ると、平成２年の高齢者人口 19,694 人に対して、22 年では約 2.5 倍の 50,189 人になっています。一方、「主に仕事」は 2 年では 3,056 人であったのに対し、22 年では約 2.1 倍の 6,345 人となり、高齢者人口の伸び率と比較してやや低い伸び率となっています。「家事のほか仕事」では、2 年が 647 人であるのに対し、22 年では約 3.8 倍の 2,468 人となり、高齢者人口の伸び率と比較して高い伸び率となっています。完全失業者は、2 年では 264 人でしたが、22 年では約 2.0 倍の 551 人となっています。

仕事をした人（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、10%台の後半で推移しています。

表 13 高齢者の就労状況について

（単位 人）

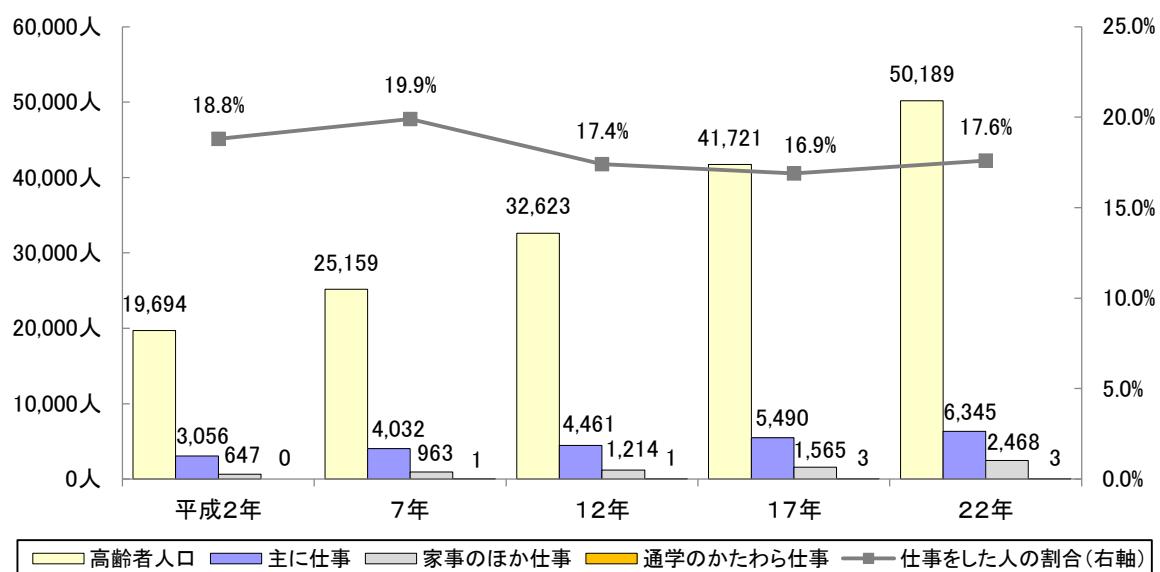
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
高齢者人口	19,694	25,159	32,623	41,721	50,189
主に仕事	3,056	4,032	4,461	5,490	6,345
家事のほか仕事	647	963	1,214	1,565	2,468
通学のかたわら仕事	0	1	1	3	3
休業者（※1）	112	147	187	418	678
完全失業者（※1）	264	397	336	401	551
その他（※2）	15,615	19,619	26,424	33,844	40,144

（資料 国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

※1 休業者とは仕事を休んでいた者、完全失業者とは仕事を探していた者

※2 その他には、家事、通学のほか不詳を含む

図 14 高齢者の就労状況

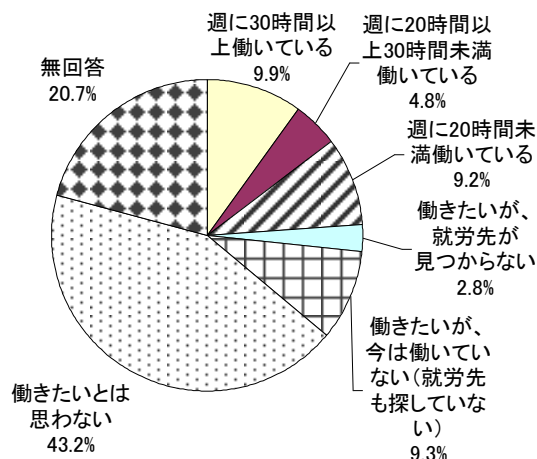


（資料 国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

②高齢者の勤労意欲

平成 25 年度に実施した「一般高齢者実態調査」の結果をみると、23.9%が「働いている」と回答しているほか、12.1%の方が「働きたい」という希望を持っているということがわかります。一方で、「働きたいとは思わない」は 43.2%でした。

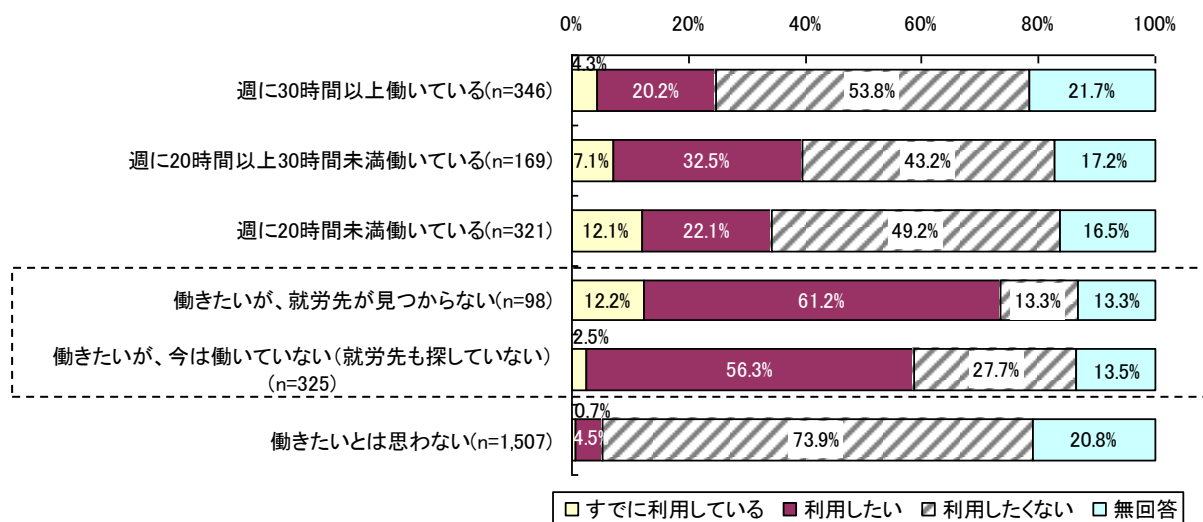
図 15 一般高齢者の就労状況（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

なお、茅ヶ崎市で実施している就労支援事業について、就労状況別の利用状況をみると、「働きたい」と考えている方（現在は就労していない）では、「利用したい」という意向が強いことがわかります。一方、「すでに利用している」の割合は、就労先を探している方でも 12.2%に留まっています。

図 16 就労状況別にみた、茅ヶ崎市の就労支援事業の利用意向



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

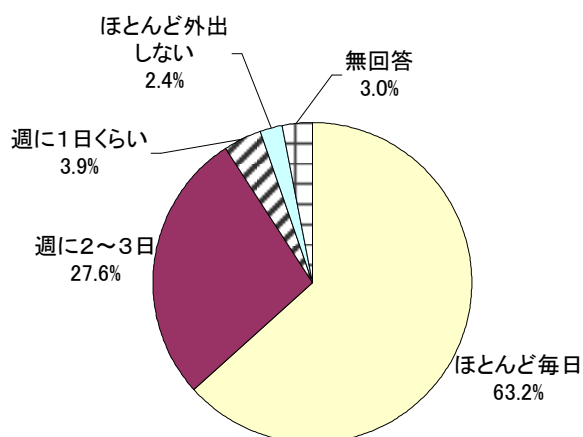
(7) 社会参加の状況

①外出の頻度、及び趣味やレクリエーション等の活動への参加状況

「一般高齢者実態調査」によると、外出の頻度については、「ほとんど毎日」が 63.2%と最も多く、「週に 2～3 日」以上外出するという方が 90.8%を占めています。

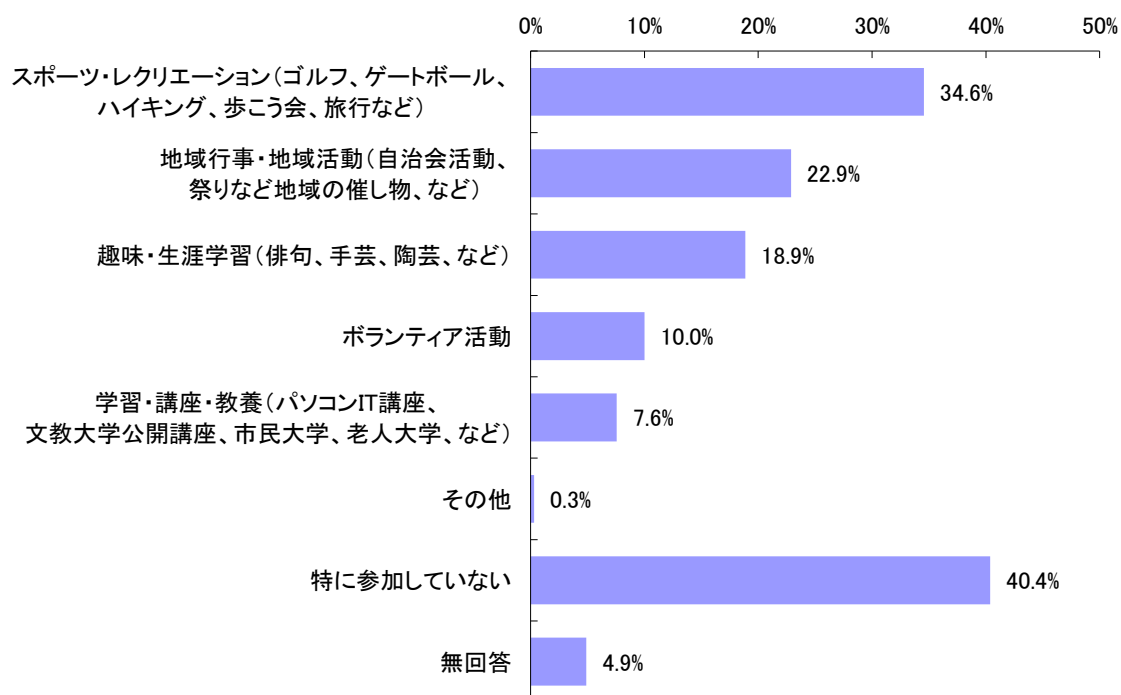
趣味やレクリエーション等の活動への参加状況については、「特に参加していない」が 40.4%となっており、半数を少し超える程度の方が何らかの活動に参加しているという結果が得られました。参加している活動として最も多かったのは「スポーツ、レクリエーション」(34.6%)、次いで「地域行事・地域活動」(22.9%)となっています。

図 17 一般高齢者の外出頻度（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

図 18 趣味やレクリエーション等の活動への参加状況（複数回答、n=3,489）



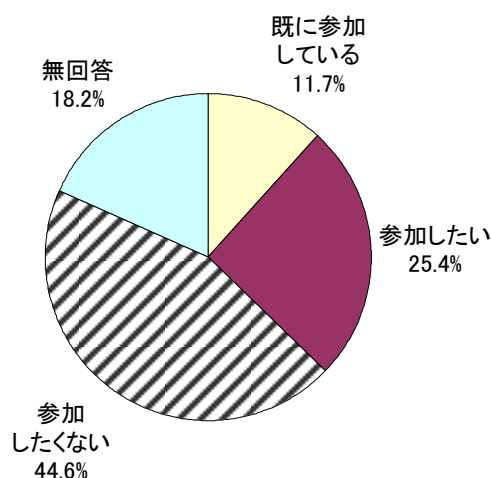
（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

②社会貢献やボランティアに対する意欲

「一般高齢者実態調査」によると、地域のボランティア活動への参加の希望については、「既に参加している」が 11.7%、「参加したい」が 25.4%となっており、ボランティア活動への参加に対して積極的な方も少なくないことが伺えます。

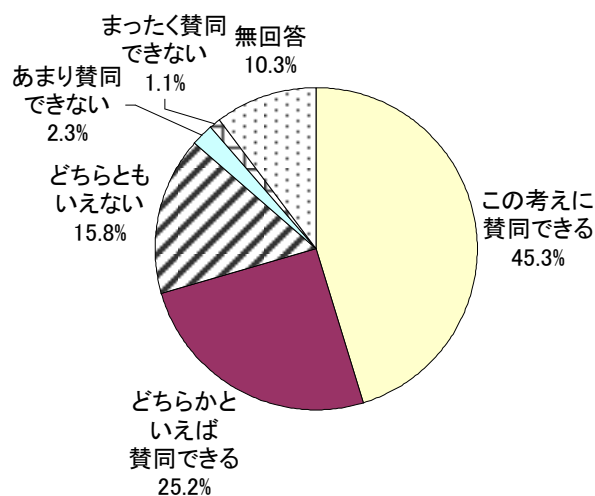
また、「65 歳以上であっても、意欲と能力のある方は『支える側』として積極的に活動してもらう」という考え方について、「この考えに賛同できる」が 45.3%、「どちらかといえば賛同できる」が 25.2%となっており、70.5%の方は高齢者が支える側として活動することについて肯定的に捉えていることが伺えます。

図 19 地域のボランティア活動への参加意向（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

図 20 「意欲と能力のある高齢者は「支える側」として積極的に活動してもらう」ことについてどのように思うか（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者実態調査）

2-2 介護者の状況

主な介護者の状況について、平成 25 年度に実施した「介護高齢者サービス意向調査（在宅）」をみると、「配偶者」が 30.9%と最も多く、次いで「娘」が 27.0%、「息子」が 16.3%となっています。主な介護者の年齢は「60～70 歳未満」が 26.5%と最も多く、60 歳以上が 57.3%と半数以上を占めています。なお、「80 歳以上」という高齢になっても介護をしている方が 11.0%となっています。

図 21 主な介護者（n=2,029）

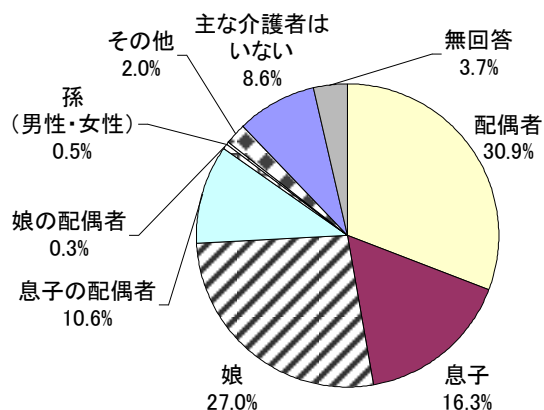
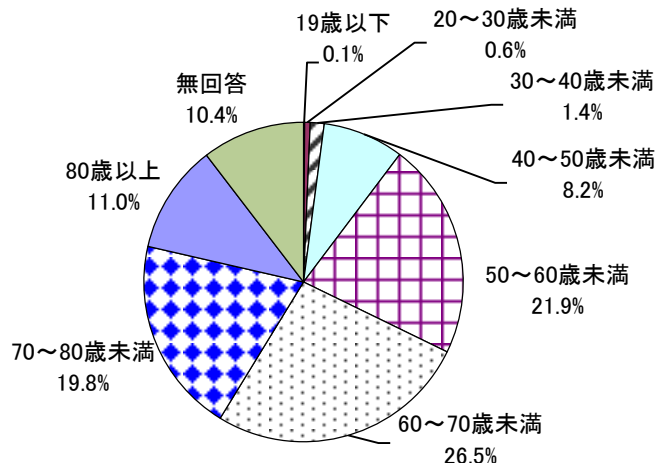


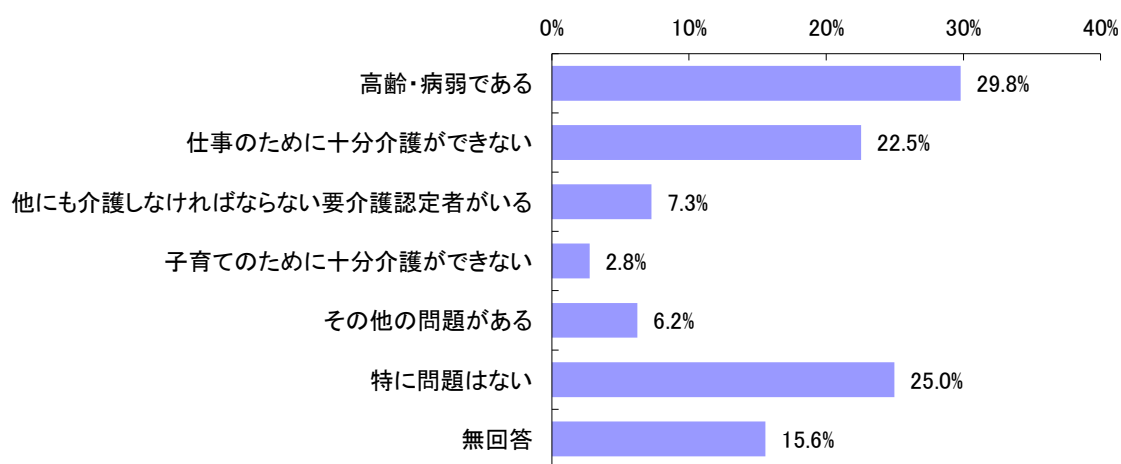
図 22 主な介護者の年齢（n=1,779）



（資料 高齢福祉介護課 介護高齢者サービス意向調査（在宅））

主な介護者の状況については、「特に問題はない」との回答は 25.0%となっており、68.6%の方は、何らかの問題を抱えているという結果となりました。問題として多く挙げられていたのは「高齢・病弱である」（29.8%）、「仕事のために十分介護ができない」（22.5%）です。

図 23 主な介護者の状況（複数回答、n=1,779）



（資料 高齢福祉介護課 介護高齢者サービス意向調査（在宅））

第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像

3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像

(1) 住民基本台帳に基づく高齢者の将来人口の見込み

本市の将来の総人口及び高齢者人口について、住民基本台帳を基に推計を行ったところ、表14のような結果となりました。

第6期計画期間である平成27年から29年の間は、総人口と高齢者人口がともに増加しており、29年には総人口が243,178人、高齢者人口が62,181人となる見込みです。

また、高齢化率については、26年の24.0%に対し、27年には24.7%、28年には25.2%、29年には25.6%と、上昇が続く見込みです。

第6期計画期間後については、32年から37年にかけて総人口及び高齢者人口は減少しますが、高齢化率はやや上昇し、後期高齢者の人口は増加が続くと推計されます。

表14 将来の総人口及び高齢者人口

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	240,263	241,371	242,318	243,178	245,080	243,161
高齢者人口 (65歳以上)	57,695	59,556	61,068	62,181	63,870	63,700
高齢化率	24.0%	24.7%	25.2%	25.6%	26.1%	26.2%
前期高齢者	31,725	32,326	32,402	32,050	30,511	25,563
65～69歳	16,623	17,410	18,109	17,340	13,743	12,564
70～74歳	15,102	14,916	14,293	14,710	16,768	12,999
後期高齢者	25,970	27,230	28,666	30,131	33,359	38,137
75～79歳	11,408	11,783	12,235	12,813	13,818	15,162
80～84歳	7,771	8,224	8,756	9,231	10,062	11,479
85歳以上	6,791	7,223	7,675	8,087	9,479	11,496

各年10月1日現在

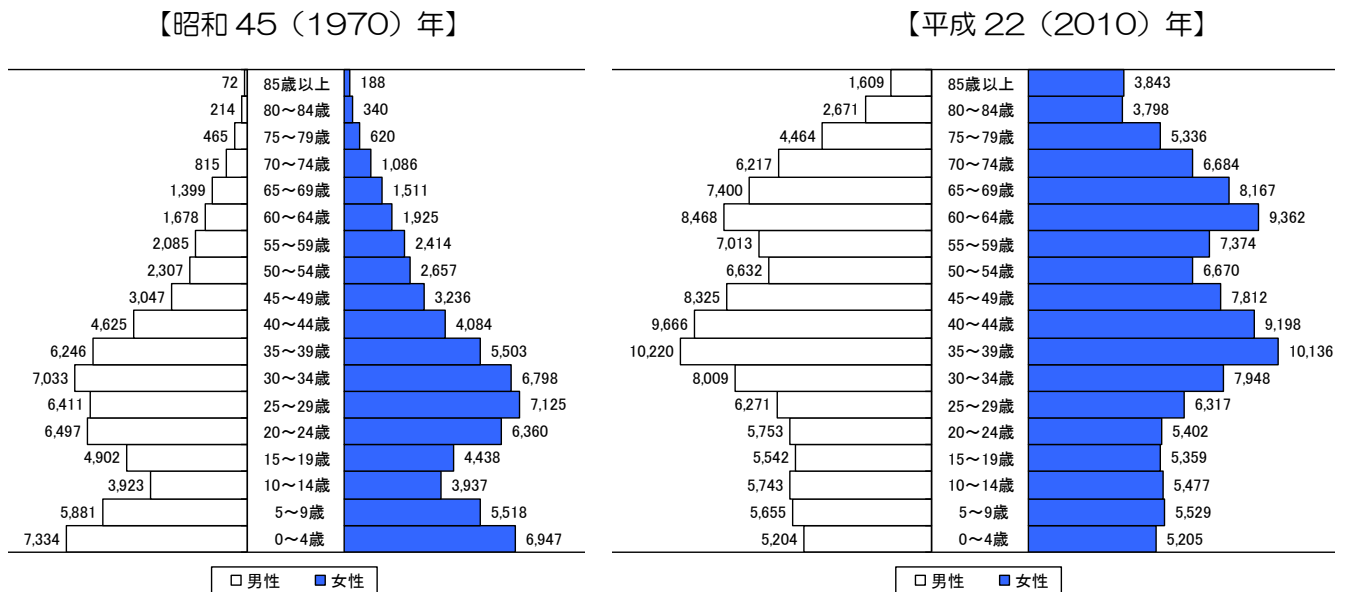
※平成26年は住民基本台帳に基づく実績値、27年以降は住民基本台帳に基づく推計値

介護保険法第9条では介護保険の被保険者について「市町村の区域内に住所を有する者」としていることから、本計画では将来の高齢者人口を住民基本台帳に基づいて見込みました。

（参考）3 時点の人口ピラミッドの比較

茅ヶ崎市の 3 時点（昭和 45 年、平成 22 年、平成 37 年）の人口ピラミッドを比較すると、昭和 45 年当時は若い世代が高齢者を支える、ピラミッド型の人口構造ができていたことが確認できるのに対し、平成 22 年では人口の多い年齢層が昭和 45 年よりも上方にあり、「つぼ型」の構造になっていることがわかります。また、国勢調査を基に市が推計した平成 37 年の人口を見ると、50～54 歳が最も人口の多い年齢層となり、高年齢層への偏りがさらに大きくなっています。

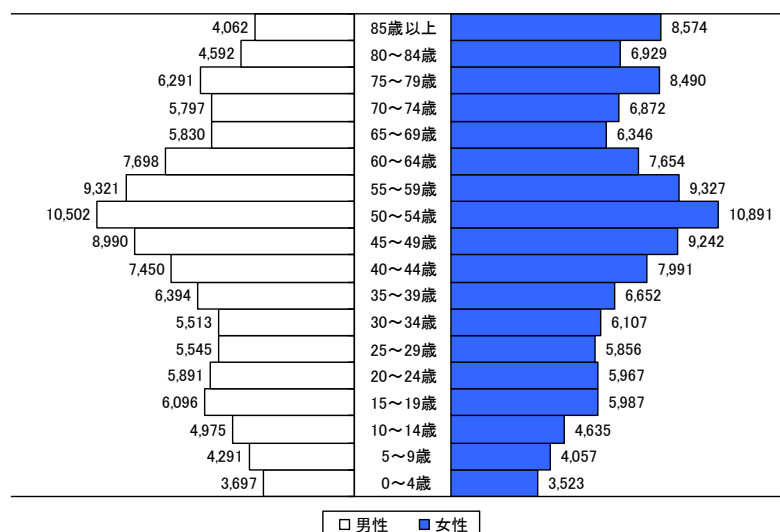
図 24 3 時点の人口ピラミッド



（資料 国勢調査）

（資料 国勢調査）

【平成 37（2025）年】



（資料 茅ヶ崎市企画経営課「茅ヶ崎市の人口について」（平成 24 年 2 月））

※平成 37（2025）年の人口ピラミッドは、国勢調査に基づいて茅ヶ崎市が平成 24 年に行った人口推計の結果から作成しています。そのため、P22 の平成 37 年の将来推計人口とは一致しません。

(2) 要介護（支援）認定者数

本市の将来の総人口及び高齢者人口の推計結果に基づき、要介護（支援）認定者数について推計を行ったところ、以下のような結果となりました。

認定者数は今後も増加が続き、平成 28 年には 9,000 人を超えると推計されます。

また、第 1 号被保険者認定率は 26 年が 14.1%であったのに対し、27 年には 14.4%、28 年には 14.7%、29 年には 15.1%と、上昇が続く見込みです。

表 15 要介護（支援）認定者数の見込み

(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
要支援 1						
第 1 号被保険者	1,938	2,034	2,135	2,236	2,491	2,821
第 2 号被保険者	30	30	30	31	32	32
総数	1,968	2,064	2,165	2,267	2,523	2,853
要支援 2						
第 1 号被保険者	1,170	1,225	1,282	1,338	1,483	1,659
第 2 号被保険者	41	41	42	42	43	44
総数	1,211	1,266	1,324	1,380	1,526	1,703
要介護 1						
第 1 号被保険者	1,404	1,479	1,557	1,635	1,845	2,129
第 2 号被保険者	18	18	18	18	19	19
総数	1,422	1,497	1,575	1,653	1,864	2,148
要介護 2						
第 1 号被保険者	1,075	1,130	1,185	1,238	1,385	1,577
第 2 号被保険者	38	38	39	39	40	41
総数	1,113	1,168	1,224	1,277	1,425	1,618
要介護 3						
第 1 号被保険者	843	889	935	977	1,092	1,256
第 2 号被保険者	19	19	19	19	20	20
総数	862	908	954	996	1,112	1,276
要介護 4						
第 1 号被保険者	995	1,051	1,106	1,158	1,310	1,526
第 2 号被保険者	18	18	18	18	19	19
総数	1,013	1,069	1,124	1,176	1,329	1,545
要介護 5						
第 1 号被保険者	711	749	786	822	925	1,062
第 2 号被保険者	20	20	20	20	21	21
総数	731	769	806	842	946	1,083
合計						
第 1 号被保険者	8,136	8,557	8,986	9,404	10,531	12,030
第 2 号被保険者	184	184	186	187	194	196
総数	8,320	8,741	9,172	9,591	10,725	12,226
第 1 号被保険者認定率	14.1%	14.4%	14.7%	15.1%	16.5%	18.9%

各年 10 月 1 日現在

※要介護認定者の推計方法は、年齢（5 歳階級）別、男女別、要介護状態区分別の平成 26 年 9 月末時点の認定率及び高齢者の将来人口の見込みを基に推計しました。

3-2 平成 37 年（2025 年）を見据えた社会の動き

（1）高齢社会対策大綱

わが国は、戦後の経済成長による生活水準の向上や健康増進により平均寿命が延び、長寿国のトップを走る国となりました。一方、人口の減少による高齢化の進行により、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えています。

このような状況にあって、超高齢社会に適切に対処することを目的に、「基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針」として平成 24 年に、約 11 年ぶりに高齢社会対策大綱を定め、高齢者のみならず、多くの国民の意欲と能力を最大限発揮し、全世代で支え合う社会を構築しようとしています。

高齢社会対策大綱では、次のような社会が形成されることを基本理念としています。

- ・ 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ・ 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ・ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

また、これらの社会を構築するため、次の 6 つの基本的な考え方に基づいて高齢社会対策を進めようとしています。

①「高齢者」の捉え方の意識改革

高齢者の健康や経済的状況を踏まえ、一律に「支えられる」人であるという概念を変え、意欲と能力のある 65 歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図ります。

②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

格差の拡大等に対応し、全世代にわたる安心の確保を図り、社会保障機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、負担の増大を抑制します。

全ての人が社会保障の支え手であると同時に、社会保障の受益者であることを実感できる制度を確立します。

③高齢者の意欲と能力の活用

高齢期における個々の労働者の意欲・体力等には個人差があり、家庭の状況等も異なりますが、意欲と能力のある高齢者の活躍したいという意欲を活かし、年齢にかかわらず働くことができる社会を目指して、多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図ります。

また、生きがいや自己実現を図ることができるよう、さまざまな生き方を可能にする活躍の場の創出や社会参加の機会を得られるよう「居場所」と「出番」をつくります。

④地域力の強化と安定的な地域社会の実現

高齢者の社会的な孤立を防止するために、また、高齢者を介護する家族を支えるという点において、地域のつながりをつくる必要があります。地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々との「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」に取り組みます。社会とのつながりを失わせないような取り組みを推進し、高齢者とその家族が安心して生活できるよう、必要なときに必要な医療や介護を受けることができる環境が整備されているという安心感を醸成します。

⑤安全・安心な生活環境の実現

高齢者が地域での生活に支障が出ないように、バリアフリーなどの環境を整備するほか、医療、介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進します。また、高齢者を犯罪や消費者トラブルから守り、地域で孤立させないようコミュニケーションを促進させ、安全安心な社会の仕組みを構築します。

⑥若年期からの「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現

高齢期を健康でいきいきと過ごすことができるよう、若い頃からの健康管理、健康づくり、生涯学習、自己啓発への取り組みが重要です。高齢期における経済的自立という点については、就労期に資産を蓄え、引退後はその資産を活用して生活することが可能となる取り組みを進めます。高齢者の築いた資産を次世代が適切に継承できるよう、社会に還流する仕組みを構築します。

(2) 地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

平成 37 年には、団塊の世代が 75 歳以上となり、全国では 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上となります。今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと見込まれています。

例えば医療については、入院患者が増えると、救急患者の受け入れを断る事例が増えるのではないかと、退院して在宅に帰りたいが往診してくれる医師が見つからないのではないかなどといった不安があります。また、介護については、重度の要介護状態となったり、一人暮らしや老夫婦だけになっても、安心して暮らすことができるか、在宅で暮らすことができなくなった時の施設が十分にあるか、認知症になっても地域で生活を続けていくことができるかなどといった不安があります。

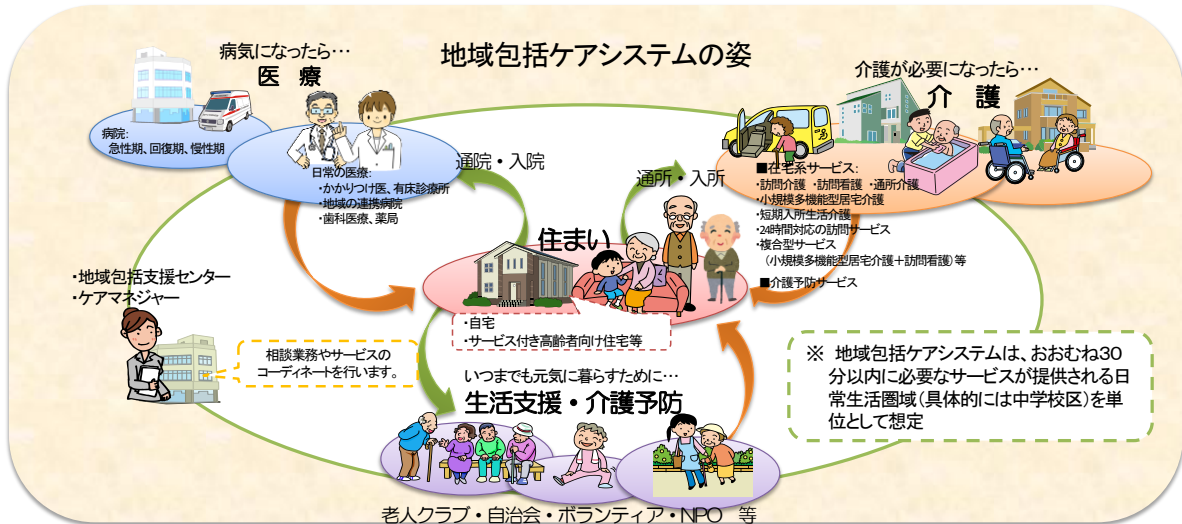
このため、高度な急性期医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護が受けられ、リハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようにする必要があります。

同時に、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるようにするとともに、生活支援や介護予防を充実させ、住み慣れた地域で長く暮らすことができるようにする必要があります。

37 年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、こうした「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」が全国で進められます。

この「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」は、医療面における「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と介護面における「地域包括ケアシステムの構築」、さらにこれらを支える人材確保等を含んだ「サービス充実のための基盤整備」により構成されます。

図 25 地域包括ケアシステムの姿



(資料 厚生労働省老健局 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成 26 年 2 月))

医療面における「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」では、主に「病床の機能分化・連携」と「在宅医療の推進・介護との連携」が進められます。「病床の機能分化・連携」とは、医療サービスを必要とする人にサービスがきちんと届くように、医療機関が病棟毎にその役割を明示します。これにより地域における医療資源の実態把握が進み、地域（医療圏域）ごとに必要とされる機能別の量と、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を定めた地域医療ビジョンの策定が可能となります。他方、限られた医療資源を適正に配分するため、在宅での生活が可能な人には病院等から在宅への復帰が進められますが、併せて在宅における医療ニーズを満たすため、往診や訪問看護などの体制整備が進められます。

介護面では、「地域包括ケアシステムの構築」が進められます。地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指しますが、これを実現するために、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進を図ることが制度化されました。また、制度を持続可能なものとしていくため、費用負担の公平化として、一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引き上げ、「補足給付」の支払い要件への資産の勘案、特別養護老人ホーム入所基準が見直されます。

第4章 基本方針の設定と施策の体系

4-1 基本方針の設定にあたって

(1) 第6期計画の目指すもの

平成27年度から始まる第6期計画においては、これまでに進めてきた地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向けた取り組みを継続・強化し、茅ヶ崎市の状況や特性などを踏まえた地域包括ケアシステムを構築することが重要な課題となります。

地域包括ケアシステムは主として「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」の5つから成り、各要素が相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅での生活を支えていくものです。また、地域包括ケアシステムは「公助」・「共助」のほか、「互助」・「自助」といった地域に存在する社会資源に基づいた支え合いの上に成り立つものとされており、今後は「互助」・「自助」の果たす役割が大きくなると考えられます。

このような状況を踏まえ、茅ヶ崎市では、高齢者の尊厳を重んじ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、地域の資源を活用して高齢者を支える仕組みの構築を目指した取り組みを推進していきます。

(参考)「公助・共助・互助・自助」についての、費用負担による区分

- | |
|--|
| 公助：一般財源（税による公の負担）による、高齢者福祉事業や生活保護等 |
| 共助：リスクを共有する仲間（被保険者）の負担による、介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等 |
| 互助：相互の支え合い（費用負担について制度的な裏付けのないもの）
※ボランティアや住民組織の活動等が「互助」に該当する |
| 自助：「自分のことを自分でする」こと、及び自費による市場サービスの購入 |

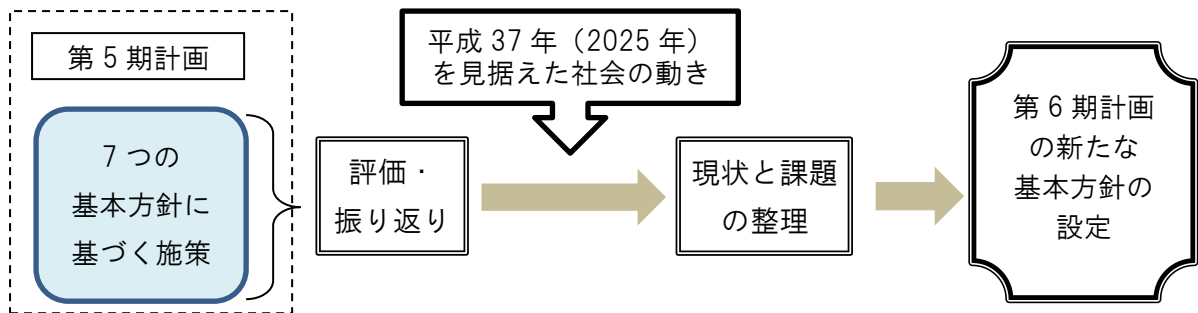
（資料 厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」（平成25年3月））

(2) 第6期計画の基本方針の設定方法

高齢者にとって住みよい地域社会を築くためには、高齢者自身が健康で、生きがいや社会的な居場所を持つことに加え、地域が高齢者をハード・ソフトの両面から支え、認知症や介護が必要な状態になっても地域で生活できるような体制の整備が求められます。

第5期計画において、茅ヶ崎市では7つの基本方針に従って様々な施策を展開してきました。ここでは、第5期計画の7つの基本方針について評価を行うとともに、高齢者を取り巻く環境、茅ヶ崎市の現状及び今後の課題について改めて整理を行い、第6期計画における新たな基本方針を設定します。

図 26 第 6 期計画の新たな基本方針の設定に至るプロセス



なお、第 5 期計画において設定した、7 つの基本方針は以下のとおりです。

（参考）第 5 期計画における 7 つの基本方針

- ①高齢者の多様な生きがいづくりの支援
- ②高齢者の健康づくりと自立した生活の支援
- ③高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- ④地域における高齢者の支援体制づくり
- ⑤認知症高齢者に対する支援の充実
- ⑥介護予防の充実
- ⑦予防給付及び介護給付サービスの充実



4-2 第5期計画の評価と第6期計画の基本方針

(1) 高齢者の多様な生きがいのづくりの支援

①第5期計画の評価

第5期計画では高齢者がいきいきと活気にあふれた生活を送れるよう、趣味や学習、スポーツ等による活動機会の提供に努めるとともに、市内で活動する老人クラブに対する支援を行うなど、各地域における高齢者の生きがいのづくりや健康増進に関する活動の充実を図りました。

また、孤立感の解消や閉じこもりの防止を行うため、地域における交流や仲間づくりを促進するとともに世代を超えた交流の機会を提供しました。

高齢化が一層進む中、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を活かして地域社会に積極的に参加することで、自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることにつながる施策展開が求められています。高齢者の意識の醸成や多様な活動機会の提供などこれまでの取り組みを踏まえさらに、これらの事業を拡充していく必要があります。

②基本方針の設定の背景

【高齢者の生きがいのづくり】

戦後、我が国の平均寿命は大きく伸び、平成25年には男性が80.21歳、女性が86.61歳となっています（厚生労働省「平成25年簡易生命表」より）。現在では「人生90年」といわれる時代を迎え、健康で充実した人生を過ごすことのできる社会を築いていくことが重要な課題となっています。

こうした時代にあって、高齢期においても、就業をはじめ、趣味の活動や社会参加等、多様な活動機会の充実を図っていくことが重要です。

【社会参加の促進と「生活支援の担い手」としての活躍】

近年では高齢者数の増加と人口構造の変化等により、高齢者も「支える側」として活躍することが期待されています。

高齢者が現役時代に培ってきた経験や能力を活かし、支えの必要な高齢者を支援する活動に参加していただくことを通じて、やりがいを感じたり、新たな趣味や友人と出会う機会を得ることにつながるというメリットが得られるよう、社会参加を促進するための施策展開が求められます。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【外出の状況】

加齢に伴い、体力の衰え等により外出の機会が減り、活動が家の中に限られるようになると、身体機能の更なる低下を招くばかりでなく、人と接する機会が減少し、精神面での状態悪化や社会からの孤立へと進行する恐れがあります。そのため、介護予防の観点からも、可能な限り外出の機会を設け、体を動かしたり、社会との接点を維持することが重要となります。

平成 25 年度に実施した「一般高齢者実態調査」の結果から、高齢者の外出状況をみると、「ほとんど外出しない」という方もいることがわかります。ほとんど外出をしない理由としては、「体力面に不安がある」「外出するのが面倒」といった理由のほかに、「きっかけや用事がない」などが挙げられており、外出する目的に結び付くようなきっかけづくりにより、閉じこもりの改善を図る必要があります。

【趣味やレクリエーション等の活動への参加状況】

「一般高齢者実態調査」の結果をみると、「スポーツ・レクリエーション」や「地域行事・地域活動」に参加していない方の割合は 40.4%となっています。趣味やレクリエーション等の活動は、すべての人が参加しなければならないというものではありませんが、地域の方々とのふれあいや、仲間づくりのきっかけとして有効な手段であり、なるべく多くの交流機会を持つことが重要であると考えられます。

活動に参加していない理由としては、「家事・介護または仕事がある」「健康・体力に自信がない」に次いで「興味のある活動がないから」が多く挙げられており、活動を活発にしていくためには、参加への関心を持ってもらえるよう、内容の充実や情報発信の強化が重要です。

「友人、仲間のすすめ」により活動を始める方がいることから、高齢者に情報を伝える方法を工夫することも、参加へのきっかけづくりのためには重要です。

【生涯学習】

趣味やレクリエーションへの参加促進に加え、学習意欲を持つ高齢者の活動を後押しすることも、生きがいの充実という点では重要なことです。過去に学んだことを改めて学び直すことや、新たな知識を得ることにより、生活を豊かにすることにもつながります。

高齢者であっても年齢や性別にとらわれることなく、生涯にわたって学習活動に取り組める環境の整備が必要です。

【交流の場づくり】

平成 26 年 7 月 6 日に実施した市民討議会には 31 人の市民が参加し、我が国が世界で最も高齢化の進んだ国であること、将来に向けた人口ピラミッドの変化予測などの状況を踏まえて長寿社会の現状について議論しました。超高齢社会では人と人とのかわりの重要性、他者とのかわりを持つためのきっかけづくりが必要ではないかという意見がありました。このことについては、「一般高齢者実態調査」の自由意見にも、趣味が同じ人との交流を求める意見があり、イベントや情報交換の場の設定などを進めていく必要があります。さらに、複雑な事情を抱えながらも相談する相手もなく孤立してしまう状況を防ぐためにも、日頃からの声かけなど地域内におけるつながりの強化や身近に心の拠り所となるような居場所をつくっていくことが必要です。

【世代間交流】

高齢者に関わる様々な活動等を通じ、他の世代と交流する機会を持つことは、高齢者にとって心理面、身体面においてよい効果をもたらす、認知機能の低下予防にもつながることが期待されます。また、世代間交流はこれまでの経験で培われた知識や技能の継承に加え、子どもの社会性や豊かな情操性を育むことも期待されます。

こうした状況を踏まえ、高齢者の生きがいづくりの一環として、多様な主体による生涯学習の促進や世代間交流のきっかけづくり、交流機会の創出などに対する積極的な支援が求められます。

【就労状況】

今後、我が国では労働者人口の減少が見込まれており、就労意欲を持った高齢者の力を活用していくことが重要になると考えられます。しかし、65歳以降も働き続けたいと考えている方が少なくないのに対し、実際の就業率は低く、「働きたい」と希望する高齢者の「出番」の確保が課題となっています。

また、介護保険事業の推進においては、介護分野の労働力の確保が課題になります。第6期計画では、65歳以上の方についても、就労の場として介護分野にも目を向けてもらうよう取り組んでいくことが重要です。

「一般高齢者実態調査」の結果から茅ヶ崎市の高齢者の就労状況をみると、「働いている」との回答が23.9%いる一方、「働きたいが、今は働いていない（就労先も探していない）」が9.3%となっています。「働きたいが、今は働いていない（就労先も探していない）」と回答した方は、働く意欲を持ちながらも就労していない状態であり、就労先の紹介などの支援ニーズが高いと考えます。しかし、市の就労支援事業については、「働きたいが、就労先が見つからない」と回答した方でも「すでに利用している」は12.2%にとどまっています。就労支援事業を「利用したい」（61.2%）に対して割合が低いことから、事業を利用しやすくする工夫や、情報発信の強化などを行う必要があります。

市民討議会では、高齢者の生きがいに対して、「人生の二毛作」という考えに立ち、住まいからあまり遠くないところに働く場を確保し、老後の豊かな暮らしを実現させていこうとする考え方が提示されました。一方、働く場の情報が得られないことに対して、適切な情報がもたらされる仕組みの整備や高齢者が就労しやすい環境づくりについて意見がありました。

④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【高齢者の多様な生きがいつくりの支援に関する課題】

○生きがいつくりの支援

- ・高齢者がいきいきと活気にあふれた生活を送れるよう、各種講座の開催、学習や趣味、スポーツ等への積極的な参加を促すきっかけづくりが求められる。

○社会参加の促進による「生活支援の担い手」としての高齢者の活躍

- ・高齢者が地域社会の一員として役割を持って地域活動に取り組むことができる環境をつくるなど、社会参加を促進することにより、高齢者が「生活支援の担い手」として活躍することが期待される。

○閉じこもりの防止

- ・閉じこもりは心身の機能低下や社会からの孤立につながるため、外出しやすい環境づくりや外出の手助け、及び外出するきっかけを作っていくことが重要となる。複雑な事情を抱えながらも相談する相手もなく孤立してしまう状況を防ぐために、地域内におけるつながりの強化や、心の拠り所となるような居場所づくりが求められる。

○趣味やレクリエーション活動などの活発化、参加促進

- ・高齢者に対し、趣味やレクリエーション等への参加を促すためには、参加へのきっかけづくりや興味を持てる様々な活動機会の提供が重要である。高齢者の生活に身近な場所での、多様な主体による活動機会の創出が必要である。

○世代間交流と生涯学習の促進

- ・学習意欲のある高齢者の生きがいの充実を図るため、生涯にわたって学習活動に取り組めるような環境を整えることが必要である。また、世代間交流を促進し、高齢者の社会参加の機会を創出するとともに、高齢者の知識や技能を次世代に継承し、子どもの社会性や情操性を育むことに資するための機会を作っていくことが重要である。

○効果的な就労支援

- ・「働きたい」という意向を持った高齢者に対し、なるべく希望に合う仕事に就けるよう、効果的な就労支援が求められる。市の就労支援事業の充実や情報提供など、より利用しやすくなる工夫も重要である。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針 1. 高齢者の多様な生きがいつくりの支援

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- (2) 趣味、レクリエーション、生きがいつくりの支援
- (3) 生涯学習の促進
- (4) 世代間交流の促進
- (5) 就労支援の充実



(2) 高齢者の健康づくりと自立した生活の支援

①第5期計画の評価

第5期計画では、高齢者がいつまでも元気に生活していけるよう、健康管理の機会として健康診査やがん検診等を実施しました。また、生活習慣病や介護予防につながる講座などを開催し、要介護・要支援状態になる要因である生活習慣病や虚弱化防止への関心が高まるよう、事業内容の改善や周知に努めてきました。

高齢者が住み慣れた家や地域で自立した生活を営み続けるためには、介護保険によるサービスのほか、市、民間事業者、地域住民等が行う様々な生活支援のサービスを充実させ、高齢者の日常生活を支えていく必要があります。

茅ヶ崎市では、高齢者や高齢者を介護する家族の日常生活を支援するため、茅ヶ崎市生活支援・家族介護支援サービス（以下、生活支援等サービス）に位置付けられた事業等を実施しました。

生活支援等サービスのうち、「給食サービス事業」は、平成23年度に、これまでの昼食のみの配食から、夕食の配食を開始し、また、日中独居となる高齢者も利用対象者に加えるなどサービス内容の見直しを行い、一時的にサービス利用者が増加しましたが、第5期計画期間中は利用者の減少が続きました。要因の一つとして、民間事業者による安価な宅配給食が増加していることが挙げられますが、茅ヶ崎市の「給食サービス事業」は、定期的な食の確保による健康の保持増進や生活の安定を目的とする一方で、配食時や利用券販売時の安否確認も兼ねた高齢者の見守りサービスの一つと位置付けています。配食時に在宅していなければならず、時間的に拘束されることから、使いづらさを指摘する声もありましたが、実際に、配達時に利用者の具合が悪い場合や安否確認が取れない場合には、事業の委託先である茅ヶ崎市社会福祉協議会の担当者を中心に、即時に家族や関係機関等と連絡を取るなど、事業の趣旨に沿った運営体制を整えました。

「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」「介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）」は、これまで利用者が減少傾向にありましたが、要介護4以上の介護認定結果通知にサービスの案内を同封するなど広報周知の方法を工夫したところ、利用者が大きく増加しました。案内を見た家族等からは「このようなサービスがあることを知らなかった」といった声もあり、サービスに対する潜在的なニーズが多くあるものの、サービスを必要とする高齢者やその家族に情報が行き届いていないことがわかりました。市が実施する様々な施策については、市民への情報提供の方法が課題となることが多くありますが、生活支援等サービスについても、必要な方に必要なサービスが行き届くような情報提供が必要であると考えます。

「軽度生活援助サービス事業」は、介護保険法の施行から10年以上が経過し、民間事業者による同様の家事援助サービスや地区ボランティアセンターに代表される住民同士の支え合い活動が展開される中で、20年度から利用者がいない状態が続いており、市として事業を継続する必要性が薄れてきたことから、茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画策定等の議論を経て、25年度をもって事業を廃止としました。

②基本方針の設定の背景

【健康づくりの重要性】

高齢になってからも様々な活動に参加し、いきいきとした生活を送るためには、健康な状態を維持し、また増進していくことが重要です。特に、身体の状態が悪化したことにより、家に閉じこもるようになってしまうと、人との交流が減少し、心の健康を損ねることにもなりかねません。

できるだけ健康で、地域で自立した生活が送れるよう、早い段階から健康の維持に取り組むことが重要です。

【生活支援サービスの充実・強化】

単身世帯が増加し、また軽度の支援を必要とする高齢者が増加するなど、生活支援サービスの需要が高まっています。こうした需要に応えるため、既存の枠組みにとらわれることなく、ボランティアやNPO、企業等様々な主体による生活支援サービスの提供が求められます。

なお国は、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することに対して、制度的な位置づけを強化することとしました。具体的な施策としては、市町村に対してボランティア等人材の育成・発掘や、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などの取り組みを行うこととなります。一方、ボランティア団体設立の趣旨を尊重し、制度に組み込まれることを懸念する声もあります。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【高齢者の健康状態】

「一般高齢者実態調査」の結果をみると、健康状態については、77.0%の方が「健康状態がよい」と回答しています。また、健康状態を保つために心がけていることとして、食事・栄養に注意することや、運動すること、睡眠・休養を十分にとること、規則正しい生活といった項目を挙げる方が多く、意識的に健康維持・増進のための取り組みを行っている方のほうが、特に取り組みを行っていない方よりも健康状態がよいと感じている割合が高くなっています。

高齢者が、自らの意識のもとに健康維持に継続的に取り組めるよう支援をしていくことで、健康状態のよい方の割合が高まることが期待されます。

【健康診断の受診状況】

「一般高齢者実態調査」の結果によると、年に1回以上健康診断を受けている方が70.5%となっています。なお、健康診断を「受けていない」方についても、その約半数は主治医による検査などを受けています。

以上の結果から、自身の健康状態に対する医学的な検査を「全く受けていない」という方もわずかに認められますが、疾病の早期発見に資するよう、今後も健康診断の受診を促し、受診率を高めていく必要があります。

【運動と健康】

意識的に運動をすることは健康維持・増進の方法の一つですが、「一般高齢者実態調査」の結果より、高齢者の 58.9%が健康のために意識的に運動を行っており、運動の種類としては「ウォーキング」と「体操」が多くなっています。

運動を継続している期間をみると、10 年以上にわたって運動を続けているという方が 40.6%、5 年以上となると 60.0%となり、運動に対して積極的な方が多くいることが伺えます。

今後も、現状においてあまり運動していない方への啓発に加え、すでに積極的に運動している方に対する効果的な運動の指導など、運動を通じた健康維持・増進の取り組みのさらなる進展が求められます。

【市民の健康増進への取り組み】

茅ヶ崎市は、高齢化の急速な進展や新型インフルエンザ等の感染症の流行による健康危機、食の安全への意識の高まり等、社会の変化に的確かつ迅速に対応していくため、現在は神奈川県が設置・運営している茅ヶ崎保健福祉事務所が担っている保健所業務に関する権限移譲を受け、平成 29 年 4 月に保健所政令市へ移行し、よりきめ細やかで迅速な保健サービスを提供するとともに、公衆衛生を向上させることにより、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを目指すこととしました。高齢者を含む市民のだれもが自分の健康に関心を持ち、健康の増進に取り組むための拠点とするために、住民にとって一番身近な基礎自治体である市が保健所を設置する準備を進めています。



④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【高齢者の健康づくりと自立した生活の支援に関する課題】

○健康維持・増進への意識高揚

- ・健康への意識を高め、健康診断の受診や健康維持・増進への取り組みを促すことで、より一層健康な高齢者を増やすことが重要である。

○効果的な健康づくりの支援

- ・健康教室、運動教室など、高齢者の健康の維持・増進に資する知識や理解を深め、より効果的な取り組みが行えるように支援することが重要である。また、健康づくりに関する地域での活動の機会創出や活動場所の確保等により、高齢者の健康づくりを支援することが求められる。

○生活支援サービスの充実・強化

- ・在宅や地域において自立した日常生活の維持継続を図るため、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを目指し、サービスの提供に必要な体制づくり、行政が行う支援等について検討し、支援施策の実施に向けた取り組みを進めていく必要がある。

今後は高齢者の健康づくりを支援することで、介護予防につなげるということを明確に意識し、生活支援や健康の維持増進に向けた取り組み及び介護予防に関する様々な事業について一体的に取り組むことが望ましいと考えます。

そのため、第5期計画における基本方針2「高齢者の健康づくりと自立した生活の支援」と基本方針6「介護予防の充実」を組み合わせる形で、新たな基本方針を設定します。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針2. 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化



(3) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

①第5期計画の評価

第5期計画では、高齢者が利用しやすい都市基盤整備に努めるとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう高齢者を見守る体制づくりや、犯罪被害防止の啓発、高齢者の交通事故防止等の取り組みを行うなど、高齢者が安全かつ安心な生活ができるための各施策を推進してきました。

また、第5期計画期間中に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の策定や「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」の策定に向けた検討が進められており、これからの人口や世帯を見据えた、住まい等の基本的な考え方や、高齢者や障害者などが利用する施設等が集まる地区のバリアフリー化を重点的に進めていくためのバリアフリー基本構想の検討などが進められています。

今後も第5期計画において進めてきた各施策を継続的に進め、本市が掲げる将来都市像を見据えたまちづくりの展開が重要であると考えます。

②基本方針の設定の背景

【超高齢社会に対応したまちづくりの重要性の高まり】

高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加などにより、高齢者が安心・安全・快適に暮らすことのできるまちづくりが求められています。高齢者が地域で生活を送るにあたっては、買い物の支援や外出しやすい環境づくり及びその他の日常生活支援のほか、高齢者の孤立の防止や地域での見守りなど、様々な取り組みが必要です。

また、防犯や交通安全、災害時への備えなどの視点からも、高齢者が住みやすい環境を作っていく必要があります。

【防犯、安全対策】

高齢者を狙った詐欺（振り込め詐欺等）やひったくりなどの犯罪が全国で多数発生しています。高齢者の犯罪被害を防ぐためには、地域で孤立した高齢者をつくらないことが大切です。地域が声掛けなどにより高齢者の孤立を防ぐことや、地域の住民が互いに無関心にならないようにすることが重要です。

さらに、高齢者が歩行中に事故にあったり、自家用車の運転中に事故を起こすなど、高齢者が関係する事故が多発していることから、交通安全対策の強化も重要な課題となっています。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【安心・安全なまちづくり】

「一般高齢者実態調査」において、「安全・安心なまちづくり」に必要だと考えられるものについてたずねたところ、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が54.1%と最も多く、次いで「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」が44.1%、「救急医療体制の整備」が35.4%、「防犯灯の設置や防犯パトロール等、地域の安全を守るための取り組み」が31.1%となっています。

歩きやすい道路の整備や地域の防犯活動は、高齢者の外出の頻度、ひいては地域での様々な活動への参加状況にも影響することであり、高齢者が充実した生活を送るために重要な課題であると考えられます。

【防災】

高齢者は、地震等の自然災害が発生した時の避難及び避難生活において支援が必要となることが多く、いざというときのために、地域における円滑な避難支援の検討や避難所における支援体制の構築が必要となります。

「一般高齢者実態調査」及び「介護高齢者サービス意向調査」の結果では、在宅で生活している高齢者のそれぞれ 11.8%（一般高齢者）・12.3%（介護高齢者）は、災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人がいないという状況にあり、特にひとり暮らしと回答した方においてはそのような回答がそれぞれ 27.7%・26.9%となっています。支援が必要な状態にありながら支援者のいない方について、緊急時の支援ができるような施策が求められます。

さらに、平常時に介護サービスを利用している高齢者に対して、災害時においても継続的サービス提供を行うことのできる体制づくりが必要です。

【現在の住まい】

現在の住まいで困っていることについて、「一般高齢者調査」では「住宅が老朽化している」以外にはあまり問題として多く挙げられている項目はありませんが、「介護高齢者サービス意向調査」では「玄関に段差があり外に出づらい」、「階段が急である」など、身体能力の低下に関連する項目を挙げる方の割合が高くなっています。今後、高齢者数が増加し、なかでも後期高齢者が増加することにより、バリアフリー化など住宅の環境整備に関するニーズが高まることが予想されます。

【介護が必要となったとき、どのような介護を希望するか】

介護が必要となったとき、どのような介護を希望するかについて、「一般高齢者実態調査」によると 55.2%の高齢者が「自宅、もしくは親族の家での生活」を希望していますが、これらの方々のうち、生活する家が「現状のままでも、介護を受けながら生活できる状態になっている」という回答は 38.1%であり、介護を受けながら生活する場合としてみた場合には、36.6%の方が「住宅に問題を抱えている」と考えているという結果が得られました。

また、家賃が安い住宅に転居したいと考えている高齢者は 7.6%で、民間の賃貸住宅では実現の難しい低廉な費用で利用可能な住まいの充実も求められています。

このほか、自宅のバリアフリー化及び介護保険施設等整備やサービス付き高齢者向け住宅の整備などを含め、高齢者が希望する生活に適した住まいを確保していくことが求められます。

④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関する課題】

○超高齢社会に対応したまちづくり

- ・道路整備や公共交通の利便性の確保等により高齢者が円滑に移動することのできる環境づくりが求められる。

○防災の強化

- ・災害等の緊急時に避難等の手助けをしてくれる人が「いない」という高齢者が一部に存在しており、早急に避難支援体制等を整える必要がある。また、大災害への備えを意識していない高齢者に対して、啓発が必要である。

○防犯、安全対策の強化

- ・高齢者を狙った犯罪を防止するため、地域において高齢者の孤立を防ぎ、隣人が互いに交流を持つ社会を構築するなどの取り組みが求められる。また、路上における高齢者が関係した事故が多発していることから、交通安全対策にも努める必要がある。

○住まいの確保、状況改善

- ・介護が必要になってもなるべく自宅で生活できるよう、バリアフリー化など適切な環境を整えるための支援が求められる。また、施設やサービス付き高齢者向け住宅など、専門的なケアを受けながら生活する必要がある高齢者の住まい及び廉価な費用で利用可能な住宅を確保することも重要である。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 高齢者の住まいの確保



（４）地域における高齢者の支援体制づくり

①第５期計画の評価

地域住民の健康維持と生活の安定のために必要な援助を行うことで、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、高齢者やその家族が日常生活を送る上での様々な課題について、身近な地域で気軽に相談できるよう委託型地域包括支援センターを増設し、自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の住民組織の 12 地区に 1 か所ずつ開設しました。また、平成 25 年 10 月に市直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、支援体制を強化しました。

地域包括支援センターでは、介護保険法に規定された包括的支援事業の実施主体として、「権利擁護事業」に取り組んできたところですが、茅ヶ崎市では、20 年度から 22 年度に行われた市民提案型協働推進事業による実績を評価し、成年後見制度の相談窓口である「成年後見支援センター事業」を委託事業として、第 5 期計画期間も継続的に運営してきました。

成年後見支援センターの相談件数は毎年増加しており、市民の間に成年後見制度が着実に浸透していることが伺えます。一方で、成年後見支援センターに寄せられる相談は、単なる申立て手続きの相談に止まらず、対象者の家族全体の問題に関わるような対応の難しい相談事例も多数報告されるようになりました。このような解決が困難な案件については、成年後見支援センターのみならず、地域包括支援センターといった相談支援機関や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会といった専門職団体等との連携により解決していくこととなります。

茅ヶ崎市では、成年後見支援センターの開設に合わせて、成年後見制度に関わる専門職団体や相談支援機関からなる成年後見支援ネットワーク連絡協議会を隔月で開催し、関係機関のネットワークの構築を進めてきましたが、第 5 期計画期間も、様々な事例検討を通じて、相互に情報共有を図りながら、高齢者の権利擁護に取り組んできました。

また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活を継続できるよう地域密着型サービスの整備を進めてきました。当初の計画と異なり、小規模多機能型居宅介護 1 か所、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所については、新たに事業所を開設することには至りませんでした。26 年度までに、認知症対応型共同生活介護が 2 か所、小規模多機能型居宅介護が 1 か所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が 1 か所開設されました。

②基本方針の設定の背景

【医療と介護の連携】

高齢者が地域で安心して生活するためには、行政や地域の医療機関、介護事業者及び住民などが互いに連携し、高齢者を支えていく体制を作ることが重要です。

国は、今回の介護保険制度改正において、医療制度と一体的な改革を行い、地域の中で住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することとし、地域支援事業に医療と介護の連携を推進する事業が位置づけられました。

【地域ケア会議の推進】

地域包括ケアシステムでは、地域全体で高齢者を支えていくことが求められています。地域包括支援センターが中心となり、地域の方々や関係機関による個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性のあるものとして地域ケア会議を定着・普及させることが重要となります。

なお、地域ケア会議については、第 6 期計画より介護保険法で制度的に位置づけられ、地域包括ケアシステム実現のための有効な手段として、これまで以上に活用していくことが求められます。

【今後の支え合いのあり方】

これまで、高齢者は「支えられる側」として見られることが多くありましたが、先に示した「高齢社会対策大綱」にもあるように、必ずしも支えが必要な方ばかりでなく、「支える側」に回ることもできる方が少なくないなど、高齢者像も変化してきています。

こうした高齢者像の変化を踏まえ、今後の地域社会において支援が必要な高齢者を支える体制について、改めて検討する必要があります。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【意欲と能力のある高齢者は「支える側」として積極的に活動してもらおうという考え】

「一般高齢者実態調査」の結果をみると、「この考えに賛同できる」、「どちらかといえば賛同できる」が合わせて 70.5%となっており、多くの方が賛同していることがわかります。また、高齢者への福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係に対する考えについてたずねたところ、「行政に任せる」という考えを持っている方は少なく、「家庭や地域、行政が協力するべき」という考えの方が 75.0%となっています。

さらに、これまでの仕事や様々な経験を通じて身につけた、自身の能力を地域のために活用することについては、38.4%の方が「活かしていきたい」と回答しており、今後、活動の場や参加するきっかけ、参加しやすい仕組みを作っていくことにより、これまで以上に高齢者が地域の支え合いに関わっていくことができるのではないかと期待されます。

【地域における相談窓口の周知と機能強化】

日常生活で困っていることについて、「一般高齢者実態調査」では 7.2%の方が相談相手について「いない」と回答しています。身近なところに相談相手がいない方についても困りごとを把握できるよう、行政の窓口や近隣の方々に気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

茅ヶ崎市では、第 5 期計画期間中の平成 26 年度までに 3 つの日常生活圏域に合計で 12 の地域包括支援センターを整備したほか、市直営の基幹型地域包括支援センターを

設置し、人材育成等、地域包括支援センターの機能強化に努めています。市では、今後も高齢者が気軽に相談できる体制づくりに取り組む必要があると考えます。

【在宅医療の推進、医療と介護の連携】

「一般高齢者実態調査」の結果を見ると、「介護が必要になったとき、どのような介護を希望するか」について、在宅での介護を希望する高齢者が 54.0%となっています。

茅ヶ崎市では、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備するため、平成 25 年度より、在宅医療の調整等を担う在宅医療連携拠点の設置を目指し、在宅医療拠点づくり事業として行政と医療福祉介護の関係機関代表者会議を実施するとともに、在宅医療人材育成事業として医療福祉介護従事者への多職種連携研修を実施しています。今後も高齢者が在宅で医療や介護を受けられる仕組みづくりを推進する必要があります。

【成年後見制度の認知度】

認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々に対し、財産の管理や契約等において不利益を被らないように支援するための制度として、成年後見制度があります。

このような成年後見制度の認知度について、「一般高齢者実態調査」では「制度の内容について知っていた」が 37.4%、「名前は聞いたことがある」が 37.6%となっています。

一方、茅ヶ崎市に成年後見制度の利用・相談窓口があることを知っているかどうかたずねたところ、「知っている」は 18.2%、「知らない」が 72.7%でした。

制度の認知度に比べて相談窓口の認知度が低くなっていることから、今後は制度に関する知識の普及啓発のほか、窓口の存在についても情報発信していくことが必要です。

【介護者に対する支援】

「介護高齢者サービス意向調査」の結果では、在宅の要支援・要介護認定者の介護をしている方について、60 歳以上が 57.3%であり、80 歳以上という方も 11.0%となっています。また、介護者の健康状態等について「特に問題はない」という方は 25.0%であり、何らかの問題を抱えている方が多いことがわかります。なお、最も多かったのは「高齢・病弱である」で、29.8%でした。

介護保険サービスを利用しておらず、利用していない理由として「家族の介護で間に合っている」と回答している方においても、介護をしている方の状態については「特に問題はない」は 36.6%であり、「高齢・病弱である」等の問題を抱えている場合が多いことが伺えます。

以上のことから、介護を受ける側だけでなく、在宅で介護を行っている方を支援するための施策についても検討が必要です。

④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【地域における高齢者の支援体制づくりに関する課題】

○地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進

- ・国の掲げる地域包括ケアシステムの構築に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援の連携体制のあり方の検討や、体制づくりのために必要な取り組みを引き続き実施していくことが求められる。

○地域ケア会議の推進

- ・今後、地域で高齢者のケアをする範囲が拡大することにより、個々の主体だけでは対応が困難なケースも増加すると考えられる。茅ヶ崎市では個別事例への対応の検討を通じ、地域のネットワーク形成などを目的として、地域ケア会議の開催を実施している。今後は地域ケア会議の継続的開催が求められる。

○地域における新たな支え合いの体制の構築

- ・人口構造の変化や高齢者像の変化を踏まえ、高齢者にも支える側として活躍していただくことや、地域ぐるみで高齢者の生活を支援することなどを含めた、地域における新たな支え合いの体制を構築することが求められる。

○在宅医療の推進

- ・人生の最期を迎える場所が、病院から住み慣れた自宅へと変化していく。急性期医療を担う医療機関と、慢性期医療や看取り等を担う地域の医療機関との役割を明らかにし、その協力体制を築くことで、様々な病気をもつ高齢者が在宅で医療を受けられる仕組みづくりを推進する必要がある。

○地域における相談窓口の周知と機能強化

- ・日常生活に関する困りごとについて、相談相手がいない方が存在している。また、相談相手の多くが家族・親族であり、専門的なアドバイスが気軽に受けられるよう、地域包括支援センター、成年後見支援センター等の周知や機能強化を図ることが求められる。

○高齢者を介護している方に対する支援

- ・在宅で高齢者を介護している方の多くが高齢であり、高齢者の介護を行っている方に対しても、負担を軽減するための支援が必要である。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針4. 地域における高齢者の支援体制づくり

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備
- (2) 地域の相談窓口の周知と機能強化
- (3) 地域における見守り体制の強化
- (4) 高齢者を介護している方に対する支援
- (5) 高齢者の権利擁護



（５）認知症高齢者に対する支援の充実

①第５期計画の評価

第５期計画では、認知症高齢者への理解を深め、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座や「徘徊高齢者家族支援サービス事業（SOS ネットワーク）」等に取り組んできました。

認知症サポーター養成講座は、銀行、郵便局などの企業、若い世代への取り組みを押し進め、平成 26 年度末で約 4,000 人の方が受講しています。

「徘徊高齢者家族支援サービス事業（SOS ネットワーク）」では、茅ヶ崎市・寒川町による SOS ネットワーク連絡協議会を開催し、認知症高齢者への支援に関する情報交換を行い、関係機関のネットワーク構築を進めてきました。また、24 年度には、SOS ネットワークの普及啓発事業として、「茅ヶ崎市・寒川町認知症地域支援フォーラム」を開催し、認知症の理解の促進を図りました。徘徊のある高齢者の特徴を事前に登録する SOS ネットワークの 25 年度の新規登録は 24 人で、登録者の人数は 109 人となっています。また、SOS ネットワークの利用者は 41 人でしたが、在宅で生活する認知症高齢者の増加に伴い、今後も増加することが予想されます。

また、認知症を予防するために認知症予防事業や脳の健康教室に取り組んできました。

「脳の健康教室」では、脳の活性化、認知機能の低下予防、心身の健康保持及び社会参加の促進を図るため、学習者に自宅での毎日の読み書き計算を行っていただくとともに、週に 1 回の教室を実施しました。認知症への関心の高さと周知の強化により、応募者が定員（1 教室 30 人）を上回る状況であったため、26 年度から 1 教室増やし、年 3 教室（前期 1、後期 2）としました。

成年後見制度については、急速な高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加により、全国の申立て件数が 3 万 4 千件を超えるまでになりました。（成年後見関係事件の概況－平成 25 年 1 月～12 月－（最高裁判所事務総局家庭局）による）

一方で成年後見制度については、制度の難しさ、手続きの煩雑さなど、まだまだ課題も多く指摘されています。

茅ヶ崎市では、これまで、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等、高齢者を支援する立場の職員向けに研修等を実施してきましたが、市の窓口においても、市民からの問合せや相談が増加していることから、25 年度に、初めて市民向けに「成年後見制度講演会」を実施しました。

講演会は、日常生活の中で「成年後見制度」という用語は聞いたことがあるものの具体的にどのような内容なのか分からないといった方々を対象としましたが、定員を大きく上回る参加者があり、改めて、市民の関心の高さを認識することができました。

「成年後見制度利用支援事業」では、こうした普及啓発事業のほか、成年後見制度の利用が必要でありながら、家族関係や経済的な事情により、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長申立てを行いました。また、成年後見制度を利用するにあたり、後見人報酬等の必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部または一部を助成しました。

その他、成年後見支援センターの設置・運営により、成年後見制度に関わる相談や申立て手続きの支援を行いました。（第５期計画における「成年後見支援センター事業」の

評価は、(4) 地域における高齢者の支援体制づくりに記載)

②基本方針の設定の背景

【認知症を巡る現状】

厚生労働省が平成 25 年度に実施した調査では、全国の認知症患者数は 24 年時点で 462 万人と推計され、65 歳以上の高齢者の約 15%が認知症という状況であり、特に 85 歳以上では 40.0%以上が認知症の状態にあるといわれています。

今後、高齢者の増加に伴って認知症高齢者も増加していくことが予想され、27 年 1 月末に公表された「認知症施策推進総合計画（新オレンジプラン）」では、37（2025）年には 5 人に 1 人が認知症となると推計されています。認知症予防に努めるとともに、市民に認知症に対する正しい知識を持ってもらい、地域で認知症高齢者を支える体制を作っていくことが重要になります。

【認知症施策の推進】

国では、認知症について「病院や専門の施設を利用せざるを得ない」という認識を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることのできる社会」の実現を目指すという方針を示しています。

これまでの「ケアの流れ」を変え、状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を作成したうえで、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。

【認知症サポーターの養成】

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくため、認知症サポーターの養成が全国で進められています。認知症サポーターは、平成 26 年 3 月末の時点で全国に約 499 万人（茅ヶ崎市では約 4,000 人）となっており、その数は増加しています。

しかし、認知症サポーターの自主的な活動を促し、地域における支援体制を強化していくためには、単に養成講座を開催してサポーターの数を増やすばかりでは不十分です。養成後も認知症への理解をさらに深めるための対策が必要です。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【認知症が疑われる方の存在】

要支援・要介護認定を受けていない高齢者においても、「一般高齢者実態調査」における物忘れに関する質問で、認知症が疑われる項目について 2 つ以上「当てはまる」と回答している方が 1.5%となっており、認知症という診断を受けていない方の中にも、認知症を患っていることが疑われる方が存在しています。

認知症を早期に発見し、症状の進行を抑えるための取り組みを行うなど、認知症患者の増加や重度化を防ぐための施策が求められます。

【地域における認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発】

認知症の方が地域で生活するためには、周囲の方々の理解や支援が不可欠となります。本人の認知症予防及び状態改善のための施策だけでなく、周囲が認知症を正しく理解し、認知症高齢者が地域で生活できるようにサポートするための取り組みが必要であると考えられます。

特に、認知症高齢者が外出したまま自宅に戻らず、行方不明になるというケースが全国で多数報告されています。

茅ヶ崎市では、これまでも認知症サポーター養成講座等の認知症対策に関する取り組みを実施してきましたが、第 6 期計画においても認知症に関する取り組みのより一層の充実が必要になります。

認知症サポーターの目印「オレンジリング」



④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【認知症高齢者に対する支援の充実に関する課題】

○認知症施策の推進

- ・「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることのできる社会」の実現を目指し、これまでの「ケアの流れ」を変え、状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を作成し、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進が求められる。

○認知症サポーターの養成

- ・認知症サポーター養成講座を開催した結果、茅ヶ崎市の認知症サポーターは年々増加しており、平成26年3月末には約4,000人となっている。認知症の理解をさらに深めるための対策が求められる。

○認知症患者の早期発見

- ・要支援、要介護認定を受けていない高齢者の中にも、認知症であることが疑われる方が存在している。早期に発見し、症状の進行を抑えるためにも、家庭や地域の中で高齢者の状態を見守り、早い段階で医療機関や行政等に相談できる体制を作ることが重要である。

○地域における認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

- ・地域で認知症の高齢者を支えていくため、高齢者自身の認知症予防だけでなく、家庭や地域の方々にも認知症をよく知ってもらい、認知症高齢者が地域で安心して生活できるような体制を作ることが求められる。

○地域における相談窓口の周知と機能強化（再掲）

- ・日常生活に関する困りごとについて、相談相手がいない方が存在している。また、相談相手の多くが家族・親族であり、専門的なアドバイスが気軽に受けられるよう、地域包括支援センター、成年後見支援センター等の周知や機能強化を図ることが求められる。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針5. 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み
- (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4) 認知症高齢者の支援体制づくり



（６）介護予防の充実

①第５期計画の評価

第５期計画では、高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、自ら介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは、遅らせることができるよう、様々な介護予防に取り組んできました。

65歳以上の高齢者であればどなたでも参加できる転倒予防教室は、事前の申し込みが必要なく自由に参加できるため、利用者が年々増えてきており、平成25年度には10,930人の方の参加がありました。

また、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象としたすこやか支援プログラム事業のうち、運動器機能向上事業や認知症予防事業については参加者が増加傾向にあります。参加された高齢者に対して、事業の開始時と終了時に主観的健康度に関するアンケートを実施した結果、開始時に比べ終了時の方が、身体的にも精神的にも健康度が高くなる傾向にありました。

②基本方針の設定の背景

【介護予防の重要性について】

介護予防のため、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上や認知機能の低下予防など、様々なプログラムが実施されています。加齢による身体機能の衰えは避けられないものではありませんが、取り組みによって進行を遅らせ、衰えた機能のある程度まで回復することができます。

身体の状態が悪化し、外出できなくなると、生きがいの喪失や気力低下へとつながる恐れがあります。体が思うように動かないために外出をしなくなる、外出をしないから楽しみがなくなる、楽しみがなくなったために日常の活動量がさらに低下するという、「負のスパイラル」に陥らないためにも、なるべく早い段階から介護予防に取り組むことが重要です。

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業】

介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、平成24年度に導入し、第５期計画では市町村が任意で行うこととなっている「介護予防・日常生活支援総合事業」について、今回の介護保険制度の改正で見直され、第６期計画では新しい総合事業として、29年4月までに全市町村で実施することが国の方針として示されています。

第６期計画の段階では、予防給付のうち、訪問介護・通所介護について地域支援事業の形式に見直すこととなり、市町村は地域の実情に応じ、既存のサービスに加えてNPOや企業、ボランティア等の多様な主体を活用するなど、これまで以上に柔軟な取り組みを行うことが求められています。

【生活支援サービスの充実・強化】（再掲）

単身世帯が増加し、また軽度の支援を必要とする高齢者が増加するなど、生活支援サービスの需要が高まっています。こうした需要に応えるため、既存の枠組みにとら

われることなく、ボランティアやNPO、企業等様々な主体による生活支援サービスの提供が求められます。

なお国は、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することに対して、制度的な位置づけを強化することとしました。具体的な施策としては、市町村に対してボランティア等人材の育成・発掘や、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などの取り組みを行うこととなります。一方、ボランティア団体設立の趣旨を尊重し、制度に組み込まれることを懸念する声もあります。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【介護予防教室への参加意向】

介護予防教室への参加意向について、「一般高齢者実態調査」の結果では「参加したい」が29.3%、「参加したくない」が63.1%となっています。介護予防を推進するためにも、介護予防の重要性や基本的な知識の普及啓発など、教室への参加意向を高めるための取り組みが求められます。

なお、一般高齢者向けの介護予防教室に参加したくないという理由をみると、「利用する必要がないほど元気だから」が39.3%となっています。また、「同じ目的のために別のことをやっているから」が19.7%であることから、茅ヶ崎市で実施している介護予防事業に参加していなくても、介護予防に取り組んでいる方が少なからずいることが伺えます。しかし、「忙しくて利用する時間がないから」、「時間帯が合わないから」など教室の開催スケジュールに関するもののほか、「メニューに興味がわからないから」といったことを理由に参加していないという方もおり、教室の開催のあり方について見直しを行うことが求められます。

【地域における、自主的な介護予防の取り組みの促進】

行政が主体となって実施している介護予防事業に参加していただくことは重要ですが、実際には、教室等で学んだことを家に持ち帰り、日常生活の中で実践していかなければ、継続的な効果は見込めません。効果的な介護予防を実現するため、高齢者が自主的に集まり、介護予防に取り組むなど、地域に介護予防が根付くよう、リーダーの役割を果たす人材の育成などが望まれます。

④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【高齢者の健康づくりと介護予防に関する課題】

○「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」への取り組み

- ・これまで予防給付の中にあった訪問介護・通所介護について、地域支援事業の形式に移行することが示されている。全国の市町村では、事業を担う主体や事業のあり方等について、地域の実情を考慮して早期に検討することとなった。

○生活支援サービスの充実・強化（再掲）

- ・在宅や地域において自立した日常生活の維持継続を図るため、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを目指し、サービスの提供に必要な体制づくりや行政が行う支援等について検討し、支援施策の実施に向けた取り組みを進めていく必要がある。

○介護予防事業への参加促進

- ・心身の状態が悪くなる前から予防に取り組むことが重要であり、健康な方であっても介護予防事業へ参加いただけるよう、事業の内容や情報発信の方法について検討が必要である。

○地域における介護予防の取り組みの定着

- ・介護予防事業で学んだことを地域で実践・普及させていくために、リーダーの役割を果たす人材育成などの支援が必要である。

今後は高齢者の健康づくりを支援することで、介護予防につなげるということを明確に意識し、生活支援や健康の維持増進に向けた取り組み及び介護予防に関する様々な事業について一体的に取り組むことが望ましいと考えます。

そのため、第5期計画における基本方針2「高齢者の健康づくりと自立した生活の支援」と基本方針6「介護予防の充実」を組み合わせる形で、新たな基本方針を設定します。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針2．高齢者の健康づくりと介護予防の充実

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化



(7) 予防給付及び介護給付サービスの充実

①第5期計画の評価

第5期計画では、要支援認定者に対する保険給付は、全体として計画量に対して利用が上回る結果となりました。これは、要支援認定者数のうち特に要支援1の認定者数において、実績が計画を上回る結果となり、サービス利用が増加したことが考えられます。要介護認定者に対する保険給付は、全体として計画量を下回りました。介護老人保健施設などの施設サービスでは、計画量を下回る利用となりました。介護老人保健施設の利用が計画量を下回っているのは、特に市内に整備済みの老人保健施設の利用定員に対して、利用率が低調となったことによります。給付費としては、全体として不足する状況には至りませんでした。

介護老人福祉施設は、平成26年度に1か所100床整備することとしましたが、土地の確保が難しかったこともあり、第5期期間中の開設は難しい状況となりました。事業者の選定は終わっていますので、早期の開設を目指します。

介護サービス利用者の介護に関する悩みや不安を軽減するため、介護サービス相談員が介護保険の施設及び利用者の自宅を訪問し、相談に応じました。

また、苦情相談に対しては、利用者及び事業者の両方から事情を聞き、状況によっては地域包括支援センターや茅ヶ崎保健福祉事務所と連携しながら一層の情報収集に努め、必要時には、利用者と事業者の話し合いの場を設け、解決に向けた取り組みを進めました。

介護保険事業者に対しては、介護保険事業の質の向上を目指し、研修会の開催や茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会等の機会で介護保険の最新情報などの必要な情報提供を行いました。

加えて、介護給付の適正化の推進については、ケアプランの点検や住宅改修等の点検、給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検を実施しました。また、要介護認定の適正化を図るため、委託事業者の認定調査員が作成する調査票に対して、必要な助言や指導を行いました。

第1号被保険者の介護保険料については、基準額として月額4,160円としました。保険料の所得段階は第4期の8段階から11段階とし、比較的所得の多い方に新たな負担割合を設定し、納付をお願いすることとしました。保険料の上昇による収納率の低下を懸念しましたが、被保険者の皆様のご理解により、24年度及び25年度で98.82%となり、保険給付費に充てる保険料を確保することができました。25年度に実施した「介護高齢者サービス意向調査」によると、在宅で生活する要介護等認定者のうち、調査時点における、介護保険サービスを利用したことによる変化について、「生活に張りができた」という方が32.4%(前回35.1%)、「心身の状態が良くなった」という方が43.3%(前回41.6%)となっており、要介護等認定者の日常生活を支える制度として、今後も同程度の数値以上を維持することが重要と考えます。

②基本方針の設定の背景

【特別養護老人ホームの重点化】

平成 27 年 4 月より、特別養護老人ホームについて「在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設」としての機能に重点化し、「やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である」と認められる場合を除き、新規の入所者は原則として要介護 3 以上に限定されます。

特別養護老人ホームの位置づけが重点化される一方、これまで入所の対象となっていた要介護 1・要介護 2 の認定者に対し、地域で適切なケアを行うための体制強化が求められます。

【介護保険に関する費用負担の公平化】

介護保険に関する費用負担を公平化するため、低所得者の保険料軽減を拡充し、また保険料の上昇を可能な限り抑制するため、所得や資産のある方の利用者負担を見直すなどの施策が求められます。

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業】（再掲）

介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、平成 24 年度に導入し、第 5 期計画では市町村が任意で行うこととなっている「介護予防・日常生活支援総合事業」について、今回の介護保険制度の改正で見直され、第 6 期計画では新しい総合事業として、29 年 4 月までに全市町村で実施することが国の方針として示されています。

第 6 期計画の段階では、予防給付のうち、訪問介護・通所介護について地域支援事業の形式に見直すこととなり、市町村は地域の実情に応じ、既存のサービスに加えて NPO や企業、ボランティア等の多様な主体を活用するなど、これまで以上に柔軟な取り組みを行うことが求められています。

③茅ヶ崎市における現状と課題

【介護サービスに対する評価】

「介護高齢者サービス意向調査」の結果では、過去 1 か月間に利用した介護保険サービス提供事業者に対する満足度について、「かかわったすべての事業者に対しておおむね満足している」が 78.1%となっています。

「(一部またはすべての事業者に対して) 不満を感じている」と回答した方について、具体的な不満の内容をたずねたところ、「担当者のケアの技術に不満がある」が 38.5%と最も多く、次いで「担当者がたびたび替わる」が 18.3%でした。

ほとんどの方がサービス提供事業者に対して満足していることが伺えますが、一部の利用者は事業者の技術的な面を中心に不満を持っており、今後も介護保険サービスの質の向上について継続的に取り組んでいく必要があると考えられます。

なお、「一般高齢者実態調査」の自由意見には、「介護保険のしくみがよくわからない」、「介護保険制度についてもっと情報が欲しい」といった意見が多くみられました。介護保険制度の仕組みやサービスの内容等について、市民に対する情報提供をより積

極的に行っていくことも重要な課題です。

【在宅介護を支える体制】

地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援の 5 つの要素が互いに連携しながら継続的に機能し、高齢者の暮らしを支援する仕組みです。医療の側では診療報酬を改定し、在宅復帰を進める取り組みが進んでいます。

一方、在宅介護を取り巻く地域包括ケアシステムの 5 つの要素の整備はなお時間を要し、一朝一夕に構築されるものではないという現実を認識することも必要です。在宅では対応が難しい高齢者が安心して生活できる場所を、現時点においてどのように確保するかということについても検討が必要です。

④課題の整理と基本方針の設定

これまでみてきた課題を整理すると、以下のようになります。

【予防給付及び介護給付サービスの充実に関する課題】

○特別養護老人ホームの重点化

- ・特別養護老人ホームの位置づけを重点化し、新規入所者が原則として要介護3以上に限定される。特別養護老人ホームの利用対象とならない方に対し、地域で適切なケアを行うための体制強化が求められる。

○介護保険に関する費用負担の公平化

- ・介護保険料が今後さらに高額になることが予想され、低所得者の負担軽減や所得・財産のある方の自己負担の見直しなど、費用負担の公平化を図ることが求められる。

○介護保険サービスの質の向上

- ・茅ヶ崎市で介護保険サービスを利用した方のうち、一部の方は利用したサービス事業者に対して不満を抱いている。介護保険サービスの質の向上が引き続き求められる。

○介護保険制度やサービスに関する情報発信

- ・介護保険制度やサービスの種類、内容について「よくわからない、もっと情報が欲しい」といった意見が多数寄せられている。介護保険制度について今以上に情報を発信することが必要である。

○在宅介護を支える体制

- ・地域包括ケアシステムを構成する住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つの要素について、充実した体制が整うには時間を要する。現時点において、在宅では対応が難しい高齢者が安心して生活できる場所を確保するための施策についても検討が必要である。

以上から、基本方針及び施策の方向性について以下のように設定します。

基本方針6. 予防給付及び介護給付サービスの充実

- (1) 保険給付見込量の設定
- (2) 介護保険施設等の整備
- (3) 給付の適正化と人材育成
- (4) 介護保険事業者への支援
- (5) 制度周知のための取り組み
- (6) 保険給付費と介護保険料



基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- (2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援
- (3) 生涯学習の促進
- (4) 世代間交流の促進
- (5) 就労支援の充実

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 高齢者の住まいの確保

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備

(2) 地域の相談窓口の周知と機能強化

(3) 地域における見守り体制の強化

(4) 高齢者を介護している方に対する支援

(5) 高齢者の権利擁護

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み

(2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

(1) 保険給付見込量の設定

(2) 介護保険施設等の整備

(3) 給付の適正化と人材育成

(4) 介護保険事業者への支援

(5) 制度周知のための取り組み

(6) 保険給付費と介護保険料

第2編 各論

第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について

高齢化が一層進んでいくことを踏まえ、慢性的な疾患や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる状況にあって、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、同法律により介護保険法の一部が改正されました。介護保険法の改正の概要と本市の対応は次のとおりです。

5－1 小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

定員が比較的少数である小規模な通所介護事業所は、少人数で通所介護が行われる生活圏域に密着したサービスであるということ、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から必要なサービス基盤としての性格を有する点などを考慮し、市が指定・監督する地域密着型サービスへ移行します。

厚生労働省令で定める利用定員未満の事業所が対象となり、施行日は平成28年4月1日までの間で政令で定める日です。本市でも当該政令で定める日以降、地域密着型サービスとして保険給付します。

なお、施行日以降1年以内に、地域密着型通所介護サービスに関する運営等の基準を条例で定めることとします。

5－2 指定居宅介護支援事業所の指定事務について

指定居宅介護支援事業所の指定に関する事務を市町村が行います。

施行日は平成30年4月1日で、施行日以降1年以内に運営等に関する基準を条例で定めます。

5－3 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）の特例入所について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、要介護1～5の認定者の利用が可能でしたが、より施設での生活の必要性の高い認定者が利用しやすくなるよう、在宅での生活が比較的困難と考えられる要介護3～5の認定者の生活を支える施設としての機能に重点化することとなりました。この場合、新たに利用を開始する人を対象とし、施行日の前日において利用中の方にあつては、引き続き利用が継続できます。

施行日以降、要介護1及び2の認定者は、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が困難と認められる場合には、市の適切な関与のもとに、介護老人福祉施設ごとの入所に関する委員会を経て、特例的に入所（特例入所）することになります。やむを得ない事情については、国が特例入所に関する指針において示します。

施行日は、平成27年4月1日です。

5-4 サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例の適用について

サービス付き高齢者向け住宅は、食事の提供や入浴等の介護が行われる有料老人ホームに該当する場合であっても、住所地特例の対象となっていないでしたが、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況による市町村の財政的負担の公平性の観点から、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、介護保険法上の特定施設として住所地特例の対象となります。施行日は、平成 27 年 4 月 1 日ですが、施行日前にすでに入居している方は、住所地特例の対象外となります。

5-5 利用者負担割合の見直しについて

介護保険制度開始以来、利用者負担割合は 1 割としてきましたが、保険給付費の増大に伴う介護保険料負担の上昇をできるだけ抑えること、現役世代の負担増を避けること、高齢者世代間の費用負担の公平性の観点から、65 歳以上の第 1 号被保険者の利用者負担割合について一定以上の所得のある方については 2 割とします。（第 2 号被保険者を除きます。）

施行日は、平成 27 年 8 月 1 日で、要介護等の認定者全員に負担割合を示した証を発行します。

5-6 高額介護サービス費の見直しについて

高額介護サービス費の支給基準は、市町村民税課税の有無、非課税の場合の合計所得金額などにより、自己負担額の上限を 15,000 円、24,600 円、37,200 円の区分をそれぞれ設けています。特に医療保険において現役並み所得に相当する人がいる世帯に関して新たな区分を設け、自己負担額の上限を引き上げます。

施行日は、平成 27 年 8 月 1 日です。

5-7 特定入所者介護サービス費の見直しについて

介護老人福祉施設等の施設サービス、短期入所生活介護等の居宅サービスを利用した時の食費、居住費は本人負担が原則となっていますが、市町村民税が非課税である世帯に属する利用者にとっては、申請により認められると特定入所者介護サービス費が支給され、本人負担が軽減されています。在宅で生活する方は、食費や居住費は本人が全額負担している点で公平性に問題があること、預貯金等を保有し負担能力がある方に対しても所得状況によってのみ判断し、給付することの公平性の観点から、特定入所者介護サービス費の適用については、①預貯金の額を勘案すること、②合計所得金額に含まれない遺族年金、障害年金の非課税年金の額を勘案すること、③世帯単位で判定する現行の仕組みを見直し、世帯分離していたとしても、配偶者の所得を勘案することとします。

施行日は、平成 27 年 8 月 1 日ですが、非課税年金の額への勘案は、28 年 8 月からの予定です。

5-8 第1号被保険者保険料の負担軽減について

平成24年度から26年度までの3年間の本市の第1号被保険者の保険料は、基準額に対して0.5倍から2.0倍までの間で、11段階に分けて設定しています。

介護保険料は、12年度の制度開始以来、全国レベルで上昇を続けており、今後、高齢化が一層進んでいくこと、それに伴う介護費用の増加とそれを賄う保険料の増加が避けられない状況にあります。介護保険制度を持続させていくためには、低所得者であっても保険料を確実に負担できる額とすることが必要です。このため、現在、市町村の判断で特例的に行われている保険料所得段階の設定を見直して標準の所得段階とし、低所得段階に新たに公費を投入して、該当する被保険者の負担を軽減します。

なお、見直し後の負担割合に応じた各所得段階別の介護保険料は、市の条例に規定します。施行日は平成27年4月1日です。

5-9 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）について

要支援1～2の認定者を対象に行ってきた介護予防訪問介護、介護予防通所介護の保険給付が地域支援事業に移行されます。地域支援事業移行後は、従前の訪問介護に相当する訪問事業（訪問型サービス）、通所介護に相当する通所事業（通所型サービス）のほか、栄養改善や見守りを兼ねた配食、定期的な安否確認や緊急時の対応などの見守りを行う生活支援事業（生活支援サービス）で構成され、マネジメントする介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とともに介護予防・生活支援サービス事業となります。

また、はつらつ健康プログラム（一次予防事業）、すこやか支援プログラム（二次予防事業）は、高齢者の心身の状況による区分をなくし、第1号被保険者を対象とした一般介護予防事業として実施することとなります。

介護予防・生活支援サービス事業は、従来の都道府県等の指定を受けた介護保険事業者だけでなく、NPO法人、ボランティア、協同組合、民間企業などの団体等による支援が期待されています。市では、平成26年4月現在、要支援1または要支援2の認定者の介護予防サービス計画調査を行い、要支援者のサービス利用状況を把握した上で、8月に介護予防・生活支援サービス事業に対する興味・関心の程度を把握するため、訪問介護、通所介護を実施する市内所在の介護保険事業者、NPO法人、地区社会福祉協議会、地域で活動する市民団体、シルバー人材センター、民間企業へ介護予防・生活支援サービスへの興味・関心についてアンケート調査を行いました（アンケート送付件数1,219件、返送件数400件、回答率32.8%）。

その結果、高齢者の介護や生活を支援するサービスに興味・関心を示しているのは、134件（介護保険事業者56件、介護保険以外の事業者78件）となっています。これを事業種別でみると、訪問事業については62件（介護保険事業者39件、介護保険事業者以外23件）、通所事業については54件（介護保険事業者33件、介護保険事業者以外21件）、配食については22件（介護保険事業者11件、介護保険事業者以外11件）、安否確認については58件（内訳 介護保険事業者27件、介護保険事業者以外31件）となっています。また、興味・関心を示しているものの、事業へ組み込まれることを望まない者も19件（内訳 介護保険事業者4件、介護保険事業者以外15件）となっています。

26 年 7 月に国が示した介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案によると、訪問サービス、通所サービスは市町村による直接実施の方法のほか、従来からの保険給付と同様に指定事業者制度として国保連合会で審査の後、事業に要した費用の支払いを受ける方法、事業を行う者への委託、または事業費の補助などの方法（区分）を取ることができます。この区分は、サービスの対象者、内容、実施主体に応じて市町村が定めます。事業に要する費用（単価等）の額は、サービスの実施主体、内容を勘案して、適切な額を市町村が定めます。利用者負担についても同様です。

また、事業を実施する団体の運営等の基準については、厚生労働省が定める基準に従って市町村で定めることとなります。

これらについて、27 年 3 月までに示されるガイドラインを基本に、どのような方法で実施することが適当なのか、事業として持続させるための視点、そして何よりもまず、事業を担う事業者等の方に予防給付から地域支援事業へ移行して実施することの意味についてご理解いただいた上で事業を始めることが重要で、介護予防・生活支援サービス事業の実施の準備作業を慎重に進める必要があります。また、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業と同時に開始することとなっています。

介護予防・日常生活支援総合事業実施の施行日は平成 27 年 4 月 1 日ですが、その施行を 29 年 3 月 31 日までの間で条例で定める日まで猶予することができるようになっています。

以上のことから、本市では条例で定める日を平成 29 年 3 月 31 日として、その間、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた準備を進めます。

5－10 新たに包括的支援事業に位置付けられた事業について

（１）医療・介護の連携

第 5 期計画において、地域における医療・福祉の効果的な推進を図り、市内の医療・福祉関係機関との連携を強化するため、平成 20 年度から取り組んでいる地域医療福祉連携懇談会に加え、在宅医療に関わる様々な職種が一同に会する多職種連携研修会を開催しています。また、在宅医療の課題を話し合い、在宅医療のあり方を検討するため、医療、福祉、介護の関係機関代表者会議を開始しました。第 6 期計画期間中においては、これらをさらに推し進め、人生の最期まで自宅で医療を受け続けられるよう、在宅医療や医療と介護の連携等について具体的な仕組みの構築を推進します。

（２）生活支援サービスの体制の整備

高齢者の生活支援、介護予防を推進していくためには、地域住民、NPO、社会福祉協議会等多様な担い手による様々な生活支援・介護予防サービスが必要となります。関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等を効率的、効果的に行うためには、「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」や定期的な情報共有及び連携強化の場としての「協議体」が有効とされています。

「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置については、コーディネー

ト機能を有する、高齢者等を支える支援者は各地域に複数存在していることから、それらの機能・役割を整理し、必要に応じて検討します。

「協議体」については、多様な担い手相互の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進していきます。生活支援サービスの体制整備事業の施行日は平成 27 年 4 月 1 日ですが、その実施を 30 年 3 月 31 日までの間で、条例で定める日まで猶予することができます。本市では条例で定める日を平成 28 年 3 月 31 日として、実施に向けた準備を進めます。

（３）認知症の早期発見等総合的支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を目指して、認知症についての知識と対応等についての普及啓発、認知症の予防、認知症高齢者への相談等に取り組んでいます。

認知症高齢者の増加に伴い、認知症施策の充実が求められています。認知症に係る医療と介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や相談業務の充実を図る「認知症地域支援推進員」の配置、行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスの実施、家族や地域住民が認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供を行うなどの「認知症ケア向上推進事業」並びに、認知症の疑われる方や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援を行う「認知症初期集中支援事業」等については、平成 30 年度からは、すべての市町村で実施することとされています。

本市では、「認知症初期集中支援事業」について、26 年度から取り組みを開始しました。

「認知症地域支援推進員」及び「認知症ケア向上推進事業」等については、関係機関等と調整しながら、計画的な実施に向けた準備を進めます。

5－1 1 地域包括ケアシステム構築のための本市の取り組み

本計画書第 3 章にも記したとおり、高齢者を取りまく社会の動きとして、介護面では「地域包括ケアシステムの構築」が進められます。地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される仕組みです。

平成 25 年度に実施した「茅ヶ崎市一般高齢者実態調査」の結果では、高齢者のひとり暮らしは 17.6%（22 年度調査 17.5%）、65 歳以上の高齢者の夫婦ふたり暮らしは 32.8%（同 30.5%）で、高齢者ひとりまたは夫婦ふたり暮らしの世帯が全体の 50.4%（同 48.0%）となっており、半数の高齢者は高齢者だけで生活している状況にあります。24 年度に実施した「在宅高齢者実態調査」でも同様の傾向を示しています。高齢者が今後も増加していくことを踏まえると、日常生活を支える取り組みは特に重要です。そのためには、ボランティア組織や住民グループ、近隣住民などのほか、介護保険事業者などのプロの力を借りながら互いに連携し、生活支援の担い手として機能するように取り組んでまいります。

本市では、第 5 期計画においてその取り組みを始めていますが、第 6 期計画ではさらに強化します。第 6 期計画で予定した各事業は、地域包括ケアシステムの構築に少なからず関わ

りを持っていますが、主要事業として予定したものは次の通りです。

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

- ・健康増進と虚弱化予防拠点づくり (P74) ・健康診査 (P74)
- ・介護予防講演会 (P75) ・訪問指導事業 (P75)
- ・転倒予防教室 (P76) ・認知症予防事業 (P76) ・運動器の機能向上事業 (P76)
- ・複合事業 (栄養改善、口腔機能向上、運動器機能向上、認知症予防) (P76)
- ・いつでもどこでも歌と筋力アップ体操事業 (P76)
- ・一般介護予防事業 (P76) ・介護予防・生活支援サービス事業 (P76)
- ・介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業 (P77)
- ・緊急通報装置貸与事業 (P78) ・給食サービス事業 (P78)
- ・保健師等による介護認定非該当者への訪問 (P78)
- ・安心まごころ収集 (P79)

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- ・コミュニティバス運行事業 (P82)
- ・高齢者等居住支援事業 (P87) ・市営住宅 (借上型市営住宅) の整備 (P88)

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

- ・地域包括支援センター運営事業 (P89・94)
- ・在宅医療介護連携推進事業 (P92) ・地域医療福祉連携懇談会 (P92)
- ・地域ケア会議の推進事業 (P92) ・在宅医療情報共有システム事業 (P92)
- ・在宅医療連携拠点整備事業 (P93) ・地域福祉活動支援事業 (P93)
- ・高齢者安心電話相談 (P94) ・地域福祉総合相談室運営事業 (P95)
- ・徘徊高齢者のための SOS ネットワーク事業 (P97)

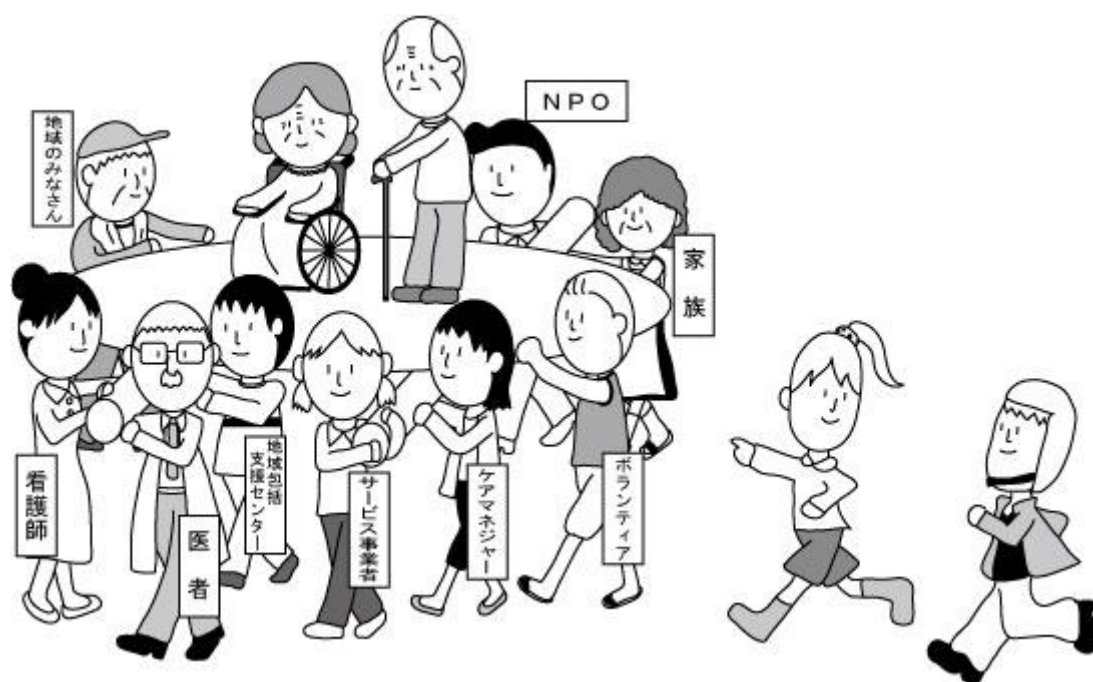
基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

- ・認知症ケアパス作成事業 (P101) ・認知症初期集中支援推進事業 (P101)
- ・認知症サポーター養成講座 (P102) ・認知症地域支援推進員配置事業 (P102)

基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

- ・地域密着型サービスの整備 (P115)

図 27 地域包括ケアシステムのイメージ



第6章 基本方針ごとの施策

※以下、個別事業については評価の指標を数値で設定している事業を枠で囲み、評価の指標を数値で設定していない事業は文章のみで掲載しています。

6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- 2 趣味、レクリエーション、生きがいの支援
- 3 生涯学習の促進
- 4 世代間交流の促進
- 5 就労支援の充実

「高齢者の多様な生きがいの支援」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

指標	健康状態を保つために心がけていることのうち「趣味を持つ」、「人とふれあう」、「地域の活動に参加する」と回答した方の割合。
目標 (平成28年度)	趣味を持つ 46.2%以上 人とふれあう 40.7%以上 地域の活動に参加する 12.3%以上

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

日々の生活を活気に満ちたものにするため、高齢者が自身の能力を活かして活動できる機会の提供など、様々な活動に対し意欲的に参加することを促すような支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
まなび人材事業 (文化生涯学習課)	いろいろな分野で学習活動している方、しようとしている方を生涯学習における身近な支援者として登録していただき、学びたい方やグループなどに紹介します。高齢者の経験を生かせる、活動機会の提供を図ります。	まなびの市民講師の登録数： 27年度 82人 28年度 84人 29年度 86人 (25年度実績 77人)

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者が活躍する事業 (公民館)	地域の高齢者が公民館の事業において指導者として活躍し、子供たちとふれあい、交流を図るとともに、高齢者の生きがいを作り出します。	高齢者の指導する 事業数： 各年度 8 事業 (25 年度実績 8 事業)

【セカンドライフのプラットフォーム(高齢期における社会参加の仕組みづくり)】(企画経営課)

セカンドライフにあたっての心構えや基礎知識等の基礎講座と具体的な生きがい就労先や活動先を想定した応用講座の 2 層の講座を開催します。また、高齢者を必要としている生きがい就労先や地域活動団体と高齢者の間で、就労先や地域活動団体で必要とされる人材と高齢者個々人の意向や能力との照らし合わせを行い、きめ細やかなマッチングを行います。そのほかに、高齢者のニーズに応じた生きがい就労先の発掘を行います。

【長寿社会のまちづくりイメージワークショップ】(企画経営課)

長寿社会で予想される変化を示し、生活レベル、市民団体の活動レベルでどのような変化が生じるかを共有する場としてのワークショップを 12 地区ごとに設置します。ワークショップでは、長寿社会のイメージや自分または組織が果たせる役割、他の組織の役割との住み分けを共有し、課題解決に向けた参加主体による新規事業の創出などを促進します。

【自治会及び(仮称)まちぢから協議会等地域活動への参画促進支援】(市民自治推進課)

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして地域の担い手として活躍していただけるよう、自治会及び(仮称)まちぢから協議会等が進める地域活動への参画促進の取り組みを支援します。

【地域における多様な居場所づくりへの取り組み支援】(市民自治推進課、保健福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、子育て支援課)

身近に心の拠り所となる場所があることにより、孤立を防ぐことができます。

高齢者や障害者はもとより様々な方々が気軽に参加することができる居場所づくりが求められています。地域が主体的に取り組む、居場所づくりを支援します。

（２）趣味、レクリエーション、生きがいづくりの支援

高齢者が趣味の活動やレクリエーションなどを楽しめるよう、様々な機会を提供するとともに、活動の拠点となる施設の維持管理及び活動の主体となるグループ（老人クラブ、ボランティア団体等）に対する助成を行います。また、外出のきっかけ作りや送迎バスの運行など、高齢者の外出を促すための取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
老人クラブ等助成事業 （高齢福祉介護課）	高齢者の積極的なスポーツ活動・文化活動の促進や、海岸清掃等の地域社会に対する奉仕活動の促進を図るため、補助金を交付します。	会員数：各年度 4,400 人 (25 年度実績 4,839 人)
老人憩の家の管理・運営 （高齢福祉介護課）	高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として、指定管理による施設管理を行い、併せて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度 69,000 人 (25 年度実績 68,109 人)
老人福祉センターの管理・運営 （高齢福祉介護課）	高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として、指定管理による施設管理を行い、併せて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度 98,000 人 (25 年度実績 97,065 人)
生きがいと健康づくり推進事業 （高齢福祉介護課）	高齢者が家庭や地域等の各分野で、豊かな経験と知識、技能を活かし、健康かつ生きがいを持って社会活動を行うきっかけづくりを支援するため、老人クラブ連合会への委託事業をはじめとした各種事業を実施します。	老人クラブ連合会委託事業 講座数・参加者数： 各年度 9 講座 1,800 人 (25 年度実績 9 講座・1,753 人)
生きがいふれあいバス運行事業 （高齢福祉介護課）	高齢者及び障害者の 10 人以上の団体が、福祉施設等を利用し研修会やレクリエーションを行う際の送迎バスを運行します。	年間運行台数： 各年度 40 台 (25 年度実績 50 台)

事業名	事業内容	評価の指標
住区基幹型公園等整備事業 (公園緑地課)	緑の保全とともに市民生活に安らぎや憩いの場を提供することで、子どもから高齢者まで安心して利用し、地域交流や防災活動などの拠点ともなる、公園、緑地等の整備を行います。都市公園の拡充を図るとともに、公園の空白地域を重点に地権者を始めとする地域の方々から用地情報をいただくこと等により、借地公園の整備を進めていきます。また、既存公園の改修については地元の要望を踏まえながら健康遊具の設置も検討していきます。	管理箇所数 27年度：183箇所 28年度：185箇所 29年度：187箇所 (25年度実績 183箇所)
映画会の開催 (図書館)	高齢者が定期的に外出できるよう月1回程度を目安として開催します。加えて、加齢により聴覚や視覚に支障が生じて、副音声や字幕で楽しめるような映画上映の実施についても検討します。	開催回数： 各年度12回 (25年度実績 12回)

【多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業の検討】(高齢福祉介護課)

多様な主体による高齢者の外出機会提供事業を検討し、高齢者の生きがいをづくりを支援します。(高齢者のための優待施設利用促進事業の検討等)

【敬老祝金贈呈事業】(高齢福祉介護課)

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に、敬愛の意を表し、その長寿を祝うため、88歳、99歳以上の高齢者に敬老祝金を贈呈します。また、100歳以上の方々の長寿のお祝いと交流を目的としてご長寿祝賀会を開催します。

【敬老大会等慰安事業】(高齢福祉介護課)

多年にわたり社会の発展に寄与してきた75歳以上の高齢者を招待し、市民文化会館にて敬老大会を開催して長寿を祝います。

【公衆浴場入浴サービス事業】(高齢福祉介護課)

ひとり暮らしの高齢者の外出の機会を創出することで孤立を防止するほか衛生・健康管理のため、市内2か所の公衆浴場で利用することのできる入浴利用券を交付します。

（３）生涯学習の促進

高齢者の生活をより豊かなものにするため、様々な学びの機会を提供するなど、高齢者の学習意欲を後押しするような支援を行います。また、図書館の資料など、地域の学習資源を高齢者が利用しやすくなるような取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
パソコン体験コーナー 運営管理 (文化生涯学習課)	高齢者を含む市民の ICT（情報推進技術）教育の推進を図ります。パソコンボランティア湘南に依頼し行っている I T 講習会で、3 回中 2 回を高齢者対象として実施していくとともに、講習終了後もフォローアップ講習を行います。	IT 講習会参加者数： 各年度 60 人 (25 年度実績 58 人)
生涯学習の機会の提供 (文化生涯学習課)	高齢者が自己実現に向けた学習をするきっかけづくりとなる機会の提供として、各課かい及び関連団体等と連携し、シニア世代を対象として、セカンドライフを有意義に過ごすための機会提供及び事業紹介等を実施します。	シニアパワー活用事業 への参加者数： 各年度 70 人 (25 年度実績 50 人)
ちがさき丸ごとふるさと 発見博物館事業 (社会教育課)	ふるさと茅ヶ崎を学び、知る機会を講座やまち歩き等の事業を通して提供し、高齢者が外出するきっかけや、ふるさとについて語る場をつくります。	講座、まち歩き事業等 の回数： 各年度 2 回 (25 年度実績 3 回)
大活字資料の提供 (図書館)	継続して大活字本を整備するほか、一般的な図書でも活字の大きさや行間などが高齢者の読書を配慮された資料も意欲的に収集し提供します。	全蔵書数のうち大活字 本の占める割合： 各年度 0.3%以上 (25 年度実績 0.3%)

【高齢者の学びの機会創出事業】（高齢福祉介護課）

高齢者を対象とした学習会を開催し、関心のある講義（授業）に楽しみながら参加してもらいます。社会参加・生涯学習・外出支援・孤立防止・一人暮らしの不安解消・認知症予防等の効果を期待します。

【各種講座の開催】（公民館）

高齢者の学びに対するニーズの把握に努めるとともに、生きがいつくりや健康づくりを支援するために趣味・レクリエーションをはじめとして各種講座を開催し、自主的な学習機会を提供します。

【高齢者読書支援事業】（図書館）

高齢者が読書活動を容易に継続するために、身近な場所で図書館が利用できるよう図書室や貸出窓口の設置を検討します。具体的には、平成 27 年度に浜見平地区に図書室を設置し、以降についても既存施設の一部利用などの検討をします。また、外出が困難で来館ができない高齢者については自宅への配達サービスについて、29 年度を目途に検討します。

（４）世代間交流の促進

高齢者の生活を豊かにするとともに、高齢者の知識や経験の伝承や子どもの社会性や情操性を育むため、様々な活動を通じ、世代間の交流を促進します。

事業名	事業内容	評価の指標
ファミリーサポートセンター事業 （子育て支援課）	安心して子育てができる環境づくりを進めるため、高齢者に子どもを預かる支援会員として活躍の機会を提供し、世代間交流を図ります。	新規登録者（支援会員）の 60 歳以上の割合： 各年度 10% (25 年度実績 8%)

【世代間交流を推進する事業】（保育課）

公立保育園 6 園で、高齢者施設等を訪問し、お楽しみ会等に参加することにより、世代を超えた交流を図ります。また、公立保育園 6 園で、高齢者を招いたお楽しみ会等を開催することにより、世代を超えた交流やふれあいの場を提供します。

【公民館まつり等の開催】（公民館）

公民館まつりの開催により、高齢者が外出する機会を創出するとともに、地域における交流や仲間づくりを支援します。また、日本の年越しにおけるしめ縄づくりなどの伝統行事の伝承を通じて、児童・生徒と高齢者の世代を超えた交流やふれあい、活躍の場を提供します。

（５）就労支援の充実

勤労意欲を持った高齢者が地域で働き続けることができるよう、シルバー人材センター等を通じ、就労支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	評価の指標
シルバー人材センター 運営費補助事業 (高齢福祉介護課)	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高齢者に対する職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習を行う公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターの効率的な運営を図るため、財政援助を行い、高齢者の就業機会の増大・職業の安定に寄与します。	会員数： 各年度 1,100 人 (25 年度実績 1,011 人)
中高年齢者就業支援 事業 (雇用労働課)	勤労市民会館において、職業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	就職サポートコーナー 相談者における 65 歳以上の相談者割合： 27 年度：3.8% 28 年度：3.9% 29 年度：4.0% (25 年度実績 3.7%)

【セカンドライフのプラットフォーム(高齢期における社会参加の仕組みづくり)】 (再掲) (企画経営課)

セカンドライフにあたっての心構えや基礎知識等の基礎講座と具体的な生きがい就労先や活動先を想定した応用講座の 2 層の講座を開催します。また、高齢者を必要としている生きがい就労先や地域活動団体と高齢者の間で、就労先や地域活動団体で必要とされる人材と高齢者個々人の意向や能力との照らし合わせを行い、きめ細やかなマッチングを行います。そのほかに、高齢者のニーズに応じた生きがい就労先の発掘を行います。

6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取り組みの充実に努めます。

また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 健康づくり、健康増進
- 2 介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発
- 3 生活支援サービスの充実・強化

「高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

指標	健康状態がよいと感じている方の割合 健康を保つために心がけていること 介護予防事業への参加意向
目標 (平成 28 年度)	健康状態がよい 75.0%以上 健康を保つために特に心がけていることはない 5.0%以下 介護予防事業に参加したい 40.0%以上

(1) 健康づくり、健康増進

様々な行事の開催を通じ、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行います。また、健診事業を通じ、高齢者の健康状態の把握に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
各種体育大会等の開催 (スポーツ健康課)	高齢者を含めた市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、市総合体育大会、各種事業等及びスポーツ教室を開催し、スポーツに親しめる機会を提供します。	市総体、各種大会 開催回数： 各年度 47 回 (25 年度実績 47 回) 教室開催回数： 各年度 30 回 (25 年度実績 30 回)
総合型地域スポーツクラブの育成 (スポーツ健康課)	総合型地域スポーツクラブの継続活動に向けて、既存の活動団体の支援を行うとともに、高齢者を含む市民への周知を図るため、啓発活動を行います。	広報紙への掲載回数： 各年度 11 回 (25 年度実績 11 回)

事業名	事業内容	評価の指標
体力テストの開催 (スポーツ健康課)	スポーツや健康に対する関心を深め、生涯スポーツの推進と健康生活の向上を図るため体力テストを開催し、自身の体力の現状を知ることにより、自分にあったスポーツ・健康活動への計画的な取り組みを行っていくための機会を提供します。	体力テストの 開催回数 27年度：9回 28年度：10回 29年度：11回 (25年度実績 1回)
健康週間普及啓発事業 (スポーツ健康課)	生活習慣病予防及び健康の維持増進を図るため、各種健康週間において様々な情報提供や講演会などを開催します。	展示及び講演会の 実施回数： 各年度 7回 (25年度実績 7回)
歯科保健事業 (スポーツ健康課)	歯と口の健康週間において、歯科保健に関する知識の普及を行います。	来場者数： 27年度：150人 28年度：155人 29年度：160人 (25年度実績 140人)
健康診査 (保健福祉課)	75歳以上の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象として、生活習慣病等の早期発見のために健康診査を実施します。	受診者数： 各年度 13,500人 (25年度実績 12,496人)
高齢者インフルエンザ 予防接種事業 (保健福祉課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成をします。	予防接種者数： 各年度 23,000人 (25年度実績 22,741人)

【健康増進と虚弱化予防の拠点づくり】(企画経営課)

生活習慣病や虚弱化の予防に向けた学びの機会創出のための場を、民間との連携により設置します。想定するサービスとしては、電子デバイス(機器)の活用による簡易な健康チェック、住み慣れた地域での健康状態の確認、健康の維持(未病状態)に向けた適切な食事、運動の情報提供などがあります。

【高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業】(保健福祉課)

65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成をします。

（２）介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発

健康や運動に関する教室の開催を通じ、健康の維持・増進に関する効果的な取り組みを支援します。

また、「すこやか支援プログラム」、「はつらつ健康プログラム」等を通じ、介護予防に関する取り組みを推進します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室） （高齢福祉介護課）	運動機能の低下防止のため、市内スポーツクラブに委託し、医師、看護師、運動指導員等の指導のもと筋力トレーニングや健康体操などを実施することにより、自立した日常生活の維持継続を図ります。	教室参加者数： 各年度 140 人 （実人員） （25 年度実績 142 人）
脳の健康教室 （高齢福祉介護課）	認知症予防に効果的な「読み・書き・計算」をわかりやすい教材で実践する「脳の健康教室」を開催し、脳の活性化を図りながら、心身の健康を保つと共に学習サポーターや仲間同士の交流で社会参加を促進します。	参加者数： 各年度 90 人 （25 年度実績 45 人）
介護予防講演会 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	はつらつ健康プログラムとして、高齢者に多い脳血管疾患、肺炎、認知症などの疾病の予防や歯の健康に関する講演を行います。また、調理実習を含んだ栄養教室を行い、介護予防を推進します。	参加者数： 各年度 400 人 （25 年度実績 618 人）
すこやか支援プログラム対象者把握事業 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストを活用し、効率よくすこやか支援プログラムの対象者を把握するとともに、すこやか支援プログラムへの参加を勧めます。	基本チェックリストの回収率： 各年度 65.0%以上 （25 年度実績 65.6%）
訪問指導事業 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	うつ病、閉じこもりの恐れがあるすこやか支援プログラム対象者に対して保健師等が訪問により状態を把握し、適切な指導を行います。	訪問・電話等によるフォロー件数： 各年度 189 件 （25 年度実績 179 件）

【転倒予防教室】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

はつらつ健康プログラムとして、転倒骨折により介護が必要な状態となることを予防し、高齢者の社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。

【認知症予防事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

認知症のおそれのあるすこやか支援プログラム対象者に対し、認知機能向上を図るため有酸素運動、記憶訓練等の事業内容を充実します。

【運動器の機能向上事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

身体活動を担う筋、骨格、神経等の運動器の機能が低下しているすこやか支援プログラム対象者に対して、転倒骨折の防止、運動器機能の低下予防・機能向上を図るための教室を開催します。

【複合事業（栄養改善・口腔機能向上・運動器機能向上・認知症予防）】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

要支援・要介護状態のおそれのあるすこやか支援プログラム対象者に対し、栄養改善・口腔機能向上・運動器機能向上・認知症予防に資する教室を開催します。

【いつでもどこでも歌と筋力アップ体操事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

高齢者支援リーダーや認知症サポーター、自治会、ボランティア等が協力し、身近な会場で、ロコモティブ症候群（運動器症候群）や認知症予防のために、歌を組み合わせた簡単な体操等を検討します。

【健康維持支援事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

ケーブルテレビを利用した介護予防に関する情報提供や、DVDの貸し出しによる介護予防体操の普及、介護予防のための「みんなで！ちがさき体操」チラシを作成・配布して、介護予防を促進します。

【一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）】（高齢福祉介護課）

介護保険の認定に関わらず、すべての高齢者が利用できる体操教室等の普及啓発を行います。この事業の開始に伴い、はつらつ健康プログラム（一次予防事業）を整理し、この事業と統廃合を行います。

【介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）】（高齢福祉介護課）

要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを実施します。この事業の開始に伴い、すこやか支援プログラム（二次予防事業）は整理し、この事業と統廃合を行います。

【介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業】（高齢福祉介護課）

介護予防事業の従事者やボランティア等の資質の向上や従事者としての動機付けを維持できるよう、研修会を開催します。また、高齢者支援リーダーの養成を行い、高齢者支援リーダーが地区サロン等において、「ちがさき体操」や「お口の体操」等を実演できるようにします。



(3) 生活支援サービスの充実・強化

在宅における自立した日常生活の維持・継続を支援するため、様々な主体と協力し、多様なサービスが利用できる地域づくりを目指します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス (紙おむつ等の支給) (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	市民税非課税世帯で要介護4または5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度 600 件 (25 年度実績 485 件)
緊急通報装置貸与事業 (高齢福祉介護課)	ひとり暮らし高齢者等で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態発生時に即座に近隣者等と連絡の取れる環境を整備します。 また、受信センターからの定期的な「お伺い電話」により、受報、発報の両面から見守りを行います。	貸与台数： 各年度 320 台 (25 年度実績 301 台)
給食サービス事業 (高齢福祉介護課)	老衰、心身の障害または疾病等の理由で炊事が困難な高齢者に対して、昼食または夕食を配食するとともに、直接手渡しによる安否確認を行います。	配食数： 各年度 14,000 食 (25 年度実績 10,986 食)
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 (高齢福祉介護課)	寝たきり高齢者や認知症高齢者で失禁のある方に対して、寝具類の衛生を保持し、快適な生活環境を整えるため、月に1回、寝具類の乾燥、若しくは、丸洗いを実施します。	利用件数： 各年度 240 件 (25 年度実績 175 件)
保健師等による 介護認定非該当者への 訪問 (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	介護認定の結果、非該当となった高齢者を保健師等が訪問し、介護・健康・生活上の困りごと等の相談を受け、各種生活支援等のサービス利用や地域活動につなげていきます。	訪問・電話等による フォロー件数 27 年度：100 件 28 年度：100 件 29 年度：100 件 (25 年度実績 68 件)

事業名	事業内容	評価の指標
マイライフ（エンディング）ノート活用事業 （高齢福祉介護課）	人生を振り返り人生の最終章にむけ、これからの生き方・過ごし方や最後の迎え方等について、自身の思いや希望などを書きとめておくマイライフ（エンディング）ノートを作成し、関係機関等に配架、ホームページ等での掲載を行います。	配架冊数： 28年度：700冊 29年度：800冊 （25年度実績 なし）
安心まごころ収集 （環境事業センター）	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、ごみや資源物の戸別収集（無料）を行います。また、収集の際は必ず利用者へ声をお掛けすることで、安否の確認も行います。	利用世帯数 27年度：290世帯 28年度：310世帯 29年度：330世帯 （25年度実績 269世帯）

【配食サービス】（高齢福祉介護課）

すこやか支援プログラムの栄養改善事業を受けても低栄養の改善がみられない方や、うつ、閉じこもりにより通所のすこやか支援プログラムに参加できない方のうち低栄養の方に配食を行います。複数年において、ニーズがなかったことを踏まえ、新たな総合事業を検討する際に低栄養の方への支援についても検討します。

【生活支援サービス・介護予防基盤整備事業】（高齢福祉介護課）

居宅要支援被保険者等に対して訪問サービス、通所サービスと一体的に実施することによりその効果が期待できる生活支援サービスを実施するにあたっては、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティアなど多様な主体が事業に参入してもらい、支援体制を整備していくことが必要です。これらの事業の担い手が地域の資源として機能するよう調整役（地域支え合い推進員）を配置して、互いに連携・協力できるように団体間のネットワークを構築します。なお、介護保険法の規定に基づいて一定期間事業の実施を猶予し、その間に事業実施のための生活支援サービスの担い手を把握するとともに、調整役（地域支え合い推進員）となる人材を育成するなどの準備作業を進めます。

【在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業】（高齢福祉介護課）

外国籍の高齢者等で、国民年金を受けるための要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に住民生活ができるよう、住まいの確保に対しても取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 高齢社会に対応した住環境づくり
- 2 安心・安全なまちづくり
- 3 災害に強いまちづくり
- 4 高齢者の住まいの確保

「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

指標	茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査における平均スコア 「高齢者の介護や自立した暮らしへの支援」 「地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境）」
目標 (平成 28 年度)	高齢者の介護や自立した暮らしへの支援 0.01 以上 地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境） 0.21 以上

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

道路や公園の整備など、高齢者が外出しやすい地域を作るための取り組みを推進します。

また、今後も高齢化のさらなる進行が予想されるなか、生活の利便性向上にも取り組みます。

事業名	事業内容	評価の指標
自転車駐車場施設整備事業 (安全対策課)	自転車を駐車しやすい環境づくりにより、高齢者の外出機会が増加するよう支援します。	茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場累計整備台数： 各年度 4,500 台 (25 年度実績 4,117 台)
商店街の魅力とにぎわいの創出事業 (産業振興課)	商業の活性化を図るために地域商店街を支援し、魅力とにぎわいのある商店街を創出することにより、高齢者等が安心して買い物に訪れることができるようにします。	補助金交付件数： 各年度 35 件 (25 年度実績 37 件)

事業名	事業内容	評価の指標
バリアフリー基本構想策定 (都市政策課)	高齢者、障害者等の自立した日常・社会生活を確保するため、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、関係者と協議し基本構想を作成します。基本構想の策定後には、基本構想に基づいた事業を実施するための特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を推進します。	市バリアフリー基本構想推進協議会開催回数： 27年度 4回 28年度 2回 29年度 2回 (25年度実績 1回)
住環境整備事業の調査・研究 (都市政策課)	超高齢社会・人口減少社会を見据え、今後10年間で取り組む施策を定めた「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を平成26年3月に策定しました。プランは「湘南茅ヶ崎らしい様々なライフステージに応じた住まい方ができるまち」を将来像とし、その実現のため「安心して住み続けられる住まいづくり」「まちを活性化する住まいづくり、住んでみたいと思う魅力ある住まい・住まい方づくり」「民間と連携・協働した住まいづくり」の3つの方針と、各取り組みを位置付けています。26年度からは、その取り組みについて推進をしていきます。	茅ヶ崎市住まいづくり連絡協議会の運営回数： 各年度 4回 (25年度実績 5回)
第2次ちがさき自転車プラン推進事業 (都市政策課)	平成26年4月に策定した「第2次ちがさき自転車プラン」の将来像である「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」を実現するため、高齢者も安全に自転車を利用できる環境をつくりまします。	第2次ちがさき自転車プラン推進連絡協議会開催回数： 各年度 2回 (25年度 準備会開催)
JR 茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請 (都市政策課)	神奈川県及び県内市町で構成する神奈川県鉄道輸送力増進促進会議を通じて、国やJR東日本に対して茅ヶ崎駅ホーム拡幅等の要望活動を行います。	要望活動回数： 各年度 1回 (25年度実績 1回)
歩道段差改良工事事業 (道路管理課)	道路空間の利便性及び安全性の向上、高齢者・身体障害者等の移動に際しての負担軽減を目的に、歩道の段差解消や道路空間のバリアフリー化を実施していきます。	工事か所（累積） 27年度：310箇所 28年度：320箇所 29年度：330箇所 (25年度実績 293箇所)

【コミュニティバス運行事業】（都市政策課）

「茅ヶ崎市総合交通プラン」及び「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」に基づき、公共交通の空白・不便地区の解消や、移動に制約のある高齢者等の支援を目的として、コミュニティバス及び予約型乗合バスを運行します。

【茅ヶ崎市乗合交通整備計画推進事業】（都市政策課）

「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」に位置づけられた、乗合交通を快適に利用できる環境を整備する施策の一環として、国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき、平成32年までに市内の路線バス車両の70%をノンステップバスとするため、交通事業者に対して補助を行い、ノンステップバス車両の導入を促進します。

【JR 相模線北茅ヶ崎駅整備事業】（都市政策課）

移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たり3千人以上の駅にはバリアフリー化が義務づけられているため、段差解消等のバリアフリー化とあわせて自由通路設置、駅舎橋上化等の整備の検討を行い、当駅利用者の安全性・利便性の向上、公共交通利用促進を図ります。

【「神奈川みんなのバリアフリーまちづくり条例」に基づく施設整備の推進】（建築指導課）

誰もが利用できる施設整備を推進するため、公共的施設等について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいた協議・指導を行います。

【バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進】（建築指導課）

高齢者等が活動しやすいまちづくりを促進するため、不特定多数の利用する特定建築物等に対して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた建築物のバリアフリー化を進めます。

【狭あい道路及び生活道路整備事業】（道路管理課）

狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、周辺については積極的に自主後退の協力要請を行っていきます。また、拡幅整備により、交通・災害等の都市機能の向上を図り、高齢者が外出しやすい、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

【道路改良事業・街路事業・歩道設置事業】（道路建設課）

高齢者をはじめ、誰でも安心して外出できるよう、道路、歩道の計画的整備を進めます。

(2) 安心・安全なまちづくり

高齢者が安心して生活できるよう、地域における防犯への取り組み促進などを通じ、安全なまちづくりを推進します。また、近年では高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全に関する取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域防犯活動推進事業 (安全対策課)	地域防犯活動団体を中心とした防犯ネットワーク会議における防犯に関する情報提供や、地域防犯活動団体への防犯活動に使用する帽子、ベスト、腕章の貸与等により、地域防犯活動団体を育成・支援し、地域の防犯力を高め、安心して安全なまちづくりを推進します。	地域防犯活動団体数 27年度：65 団体 28年度：66 団体 29年度：67 団体 (25 年度実績 60 団体)
犯罪の未然防止 (安全対策課)	犯罪を未然に防ぐため、地域、茅ヶ崎警察署、行政等と連携した高齢者宅への戸別訪問を実施して、啓発チラシや啓発グッズの配布を行います。また、ちがさきメール配信サービスによる犯罪発生情報の配信、広報ちがさきへの記事掲載、防災無線による犯罪発生情報の放送など、茅ヶ崎警察署及び関係課と連携してさまざまな防犯対策を図ります。	チラシ配布、メール配信等啓発活動数： 各年度 280 (25 年度実績 300 回)
交通安全に関する啓発活動の推進 (安全対策課)	各季 4 回の交通安全運動、新入学児キャンペーン、市民総ぐるみ運動推進大会やグレースボール大会のほか、毎月 10 日には自転車無灯火撲滅キャンペーンを地域、ちがさき自転車プラン・アクション 22、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会、行政及び関係機関等と連携して実施します。また、新たに自転車専用レーンの設置や法定外路面標示により整備した路線における啓発活動を地域と一緒に行うことで、交通安全の気運を高めると共に、交通安全対策を推進します。	街頭キャンペーンの実施回数： 各年度 17 回 (25 年度実績 20 回)

事業名	事業内容	評価の指標
シルバーセーフティ ドライビングスクール (安全対策課)	茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎市、寒川町で共催し、茅ヶ崎市と寒川町の高齢者ドライバーを対象に、安全な自動車の乗り方について指導するほか、自転車の車道走行への理解、歩行時や自転車利用時に係る交通安全や、交通事故の状況、対応方法などの講話を行うなど、高齢者が事故の当事者にならないよう、交通安全対策を図ります。	申込定員に対する参加者割合： 各年度 100% (25 年度実績 100%)

【自転車教室の開催】（安全対策課）

高齢者を対象とした自転車教室を実施し、交通ルールの再確認及び運転マナーの向上のほか、自らの運転能力や反射神経について認識する機会を提供します。

【相談業務事業】（市民相談課）

市民が抱えるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して生活ができるよう各種相談窓口を開設するなど相談体制を整備します。

【消費者啓発事業】（市民相談課）

出前講座や講演会を開催して消費者問題に関する情報提供や啓発をすることにより、消費者被害の未然防止に努めます。

【消費生活相談事業】（市民相談課）

社会環境の変化とともに多様化・複雑化してきている消費生活問題について、消費生活相談での助言やあっせん、情報提供を行います。

【質の高い救急業務の提供】（救命課）

高度化する救命処置に対応するために、救急救命士を計画的に養成・育成し、一定数を継続して確保することにより、質の高い救急業務を維持します。また、市民の救命率を向上させることを目的とし、市内の公共施設等に設置している AED（自動体外式除細動器）を定期的に管理します。救命講習会を受講しやすい環境に整え、より多くの市民が受講することにより、いざという時に応急手当等ができる市民を増やします。

（３）災害に強いまちづくり

災害等の緊急事態が発生した際に、高齢者の支援を円滑に行うことができるような仕組みの構築に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
災害時に支援が必要な方の情報の一元化（避難行動要支援者名簿） （高齢福祉介護課） （障害福祉課）	災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害時に支援が必要な方の情報として作成する避難行動要支援者名簿の更新作業を行います。また、災害時の要援護者支援は、地域における日頃の顔の見える関係づくりと避難支援方策の検討が必要であることから、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、事前に地域に情報を提供することに同意した方の情報を定期的に自治会・自主防災組織等へ情報提供します。	避難行動要支援者名簿の更新： 各年度 12 回 （25 年度 実績なし）
耐震改修促進計画事業 （建築指導課）	国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、平成 20 年 3 月に策定した茅ヶ崎市耐震改修促進計画（茅ヶ崎たいあっぷ 90）とそれを後押しする実施計画により、計画的な耐震化の推進を行います。高齢者等の世帯が建物の耐震診断・改修を導入しやすい環境を整備するために、高齢者等に係る耐震診断や耐震補強への割増補助等を設け、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を推進します。	高齢者世帯等に関する耐震診断補助金の割増（件数）： 各年度 10 件 （25 年度実績 9 件）

【災害時要援護者支援制度の周知】（高齢福祉介護課）

災害時に支援が必要な方の迅速な対応を進めるために、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得ながら、制度の周知を図ります。

【地域におけるネットワークづくりの支援】（高齢福祉介護課）

講演会や研修会の開催により、各地域での要援護者支援体制づくりを支援するとともに、平常時からの顔の見える関係づくりを進めることが災害時の迅速な避難支援につながる事となるため、地域における要援護者を対象とした交流会の開催を支援します。

【災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討】（高齢福祉介護課）

平常時に介護サービスを利用している方が災害においても継続してサービスが受けられるよう介護事業者と協議を進め、災害時における継続的な介護サービス提供のあり方を検討することでその仕組みや支援の考え方を共有します。

【災害の発生に備えた情報の提供】（防災対策課）

高齢者に配慮したハザードマップ等の防災マップの作成・配布、避難所等の案内標識の整備、防災知識の普及啓発を行うための市民まなび講座や防災研修会等を行うことで、災害の発生に備えた「自助」の取り組みを促します。

【災害情報の伝達体制の充実】（防災対策課）

災害情報を伝達する手段である防災行政用無線、テレドーム、メール配信サービス、エリアメール、t v k データ放送、防災ラジオ等の整備、周知、配付を進め、災害情報を高齢者に確実に伝達する体制を充実させていきます。

【地域で助け合える体制の充実】（防災対策課）

高齢者を含む地域住民が災害時に地域で互いに助け合えるよう、自主防災組織の活動をより計画的かつ実効性の高い活動をするための支援、地域の自主防災活動において中心的な役割を担う防災リーダーの育成、より効果的な防災訓練の実施支援を行います。

【高齢者のための福祉避難所の確保】（防災対策課）（障害福祉課）（高齢福祉介護課）

災害対策地区防災拠点（公立小中学校）での避難生活が困難な高齢者を受け入れるための福祉避難所の確保を進めます。

【高齢者に配慮した避難所運営体制の整備】（防災対策課）

高齢者に配慮した避難所の開設・運営が行われるよう避難所運営マニュアルを継続的に改善します。

【高齢者に配慮した防災備蓄の整備】（防災対策課）

高齢者に配慮した防災備蓄品の整備及び高齢者向け備蓄品の災害対策地区防災拠点（公立小中学校）及び福祉避難所への備蓄を進めます。

【都市防災推進事業】（都市政策課）

平成 20 年度に実施した「地震による地域危険度測定調査」を踏まえ、21 年度より個人・地域から進める防災都市づくりをテーマとした「防災都市づくりワークショップ」を実施しています。引き続き各地域における自主的な防災都市づくりに関する仕組みと効果的な支援のあり方について、地域住民と検証します。

(4) 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、住まいの確保に関する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者住宅生活援助員派遣事業 (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	住宅施策と福祉施策の連携により高齢者の生活特性に配慮した市営松林住宅の入居者に対し生活援助員を派遣し、自立した安全かつ快適な生活を営めるよう見守りを行います。	相談件数： 各年度 120 件 (25 年度実績 104 件)
高齢者等居住支援事業 (高齢福祉介護課)	高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を斡旋促進する住まい探し相談会を開催します。	相談回数・来場件数： 各年度 6 回 30 件 (25 年度実績 4 回・13 件)
市営住宅の維持管理 (建築課)	市営住宅ストックをバリアフリー対応等の良質なストックとして将来世代に継承していくため、「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画修繕を効果的・効率的に行うほか、浴槽のまたぎの高さ等、高齢者にも配慮した浴槽の整備などの改善事業を実施し、住宅セーフティネットとしての居住性や安全性の確保を図ります。 ストック：既存建築物 市営住宅ストック：既存の市営住宅	給湯設備整備戸数： 各年度 9 戸 (25 年度実績 9 戸)

【高齢者福祉団体負担金・補助金事業】(高齢福祉介護課)

茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会の運営費等を負担するとともに、養護老人ホーム湘風園の再整備について検討します。

【養護老人ホームへの入所措置】(高齢福祉介護課)

老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置し、生活を支援します。

【住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進】（企画経営課）

住み慣れた地域内での住み替えビジョン等を示し、モデルとなる質の高い高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅等）の整備誘導を行います。加えて、質の高い高齢者向け住宅等への需要喚起、意識改革に努めます。

【市営住宅の整備（借上型市営住宅）】（建築課）

住宅に困窮するファミリー世帯や高齢者のいる世帯等の居住の安定を確保するため、平成 25 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、民間の土地所有者が建設した、バリアフリー対応等の良質な住宅を借上げ、計画的に供給していきます。なお 32 年度までにあと 64 戸の整備をおこないます。



6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

今後、高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備
- 2 地域の相談窓口の周知と機能強化
- 3 地域における見守り体制の強化
- 4 高齢者を介護している方に対する支援
- 5 高齢者の権利擁護

「地域における高齢者の支援体制づくり」の評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

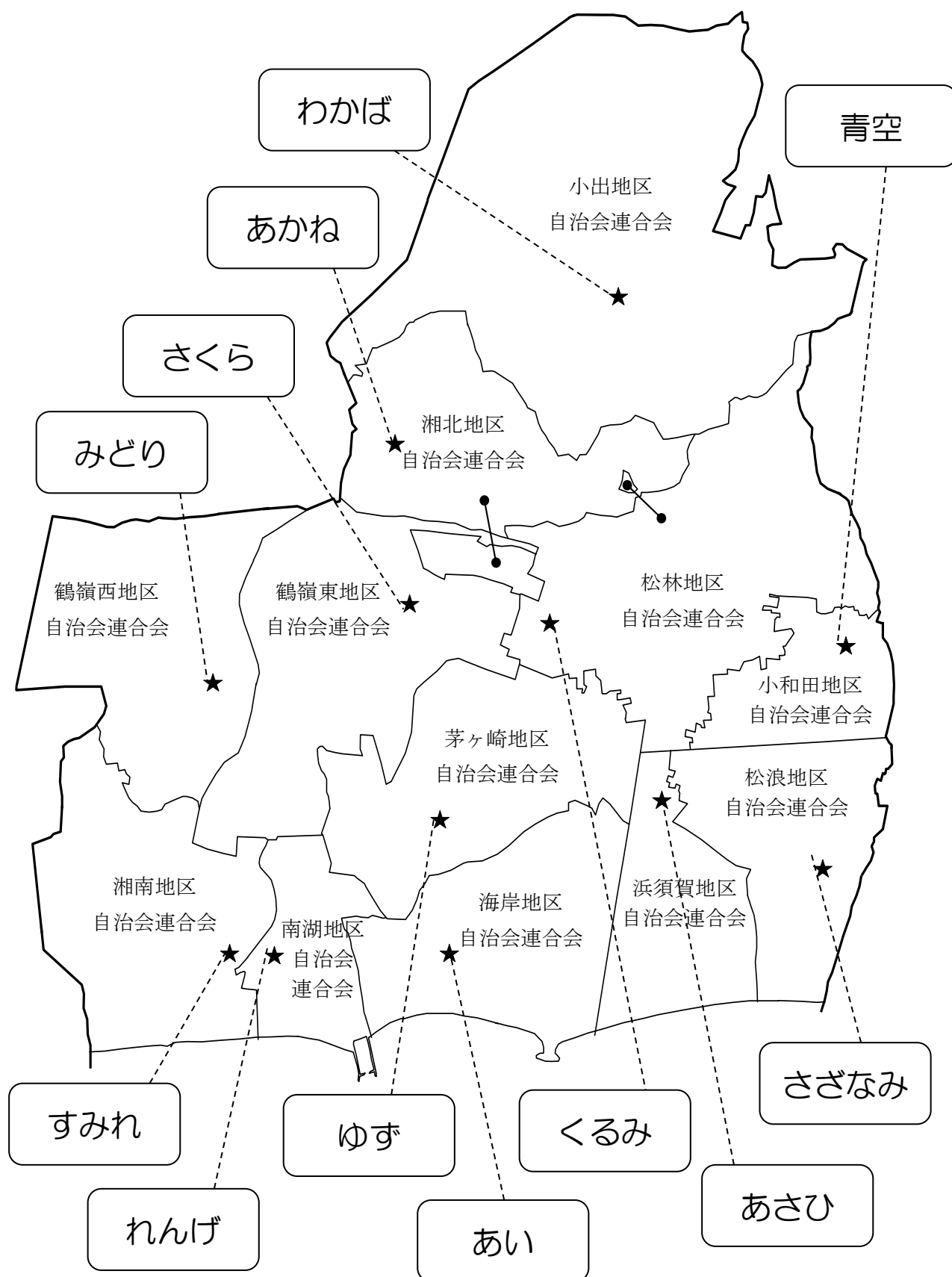
指標	地域包括支援センターの周知 介護サービスと医療機関との連携促進 成年後見制度の周知
目標 (平成 28 年度)	地域包括支援センターを知らなかった 40.0%以下 介護サービスと医療機関との連携ができている 34.8%以上 成年後見制度の内容を知っている 37.4%以上。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と福祉の連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域包括支援センター運営事業 (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	地域包括支援センター運営事業を受託する法人間の連携及び市との連携を密にすることにより、地域包括支援センターの効果的な運営を図ることを目的として管理責任者会を設置します。また、その下部組織として社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会、保健師部会を置くことにより包括的支援事業の4業務について、専門性を活かし、各業務の効果的な推進を図ります。	管理責任者会及び専門職部会の開催数： 各年度 40 回 (25 年度実績 40 回)

○茅ヶ崎市地域包括支援センター



※連合会の区域線については、
一部不整合のところがあります。

○茅ヶ崎市地域包括支援センター担当地区

地区名	名称	該当する自治会名
茅ヶ崎	ゆず	本町第一 本町第二 若松町幸 本町第四 茅ヶ崎グリーンハイツ パークタウン茅ヶ崎 パークタウン茅ヶ崎第二住宅 元町第一 元町第二 新栄町第一 新栄町第二 共恵中央 共恵東 幸町 十間坂 共恵海岸通り 矢畑南 茅ヶ崎ニューライフ 茅ヶ崎グランドハイツ 藤和茅ヶ崎ハイタウン 藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎 パークスクエア湘南茅ヶ崎 レクセルマンション茅ヶ崎 ザ・パークハウス茅ヶ崎
南湖	れんげ	茶屋町 鳥井戸 上町 中町 下町 新南湖
海岸	あい	東海岸北一丁目 東海岸北二丁目 東海岸北三丁目 東海岸北四丁目 東海岸北五丁目 東海岸南一丁目 東海岸南二丁目 東海岸南三丁目 東海岸南四丁目 東海岸南五丁目 東海岸南六丁目 中海岸 パシフィックガーデン茅ヶ崎
鶴嶺東	さくら	円蔵 矢畑 西久保 浜之郷 下町屋 TBS サニータウン茅ヶ崎 ホームタウン茅ヶ崎 ライオンズ茅ヶ崎・ザ・アイランズ
鶴嶺西	みどり	萩園 新田 今宿 今宿グリーンハイム コスモ茅ヶ崎プレシオ 萩園サンハイム ファミール茅ヶ崎 第一ハイツ茅ヶ崎 ライオンズマンション茅ヶ崎第三 リステージ茅ヶ崎ツインマークス
湘南	すみれ	中島 柳島 松尾 浜見平団地 松風 茅ヶ崎ガーデンハウス エクシード茅ヶ崎 ベルパーク湘南茅ヶ崎 グランヴァーグ茅ヶ崎
松林	くるみ	菱沼 室田 上赤羽根 中赤羽根 下赤羽根 高田 ニュータウン茅ヶ崎 ショクサンピラ オクトス湘南茅ヶ崎
湘北	あかね	甘沼 香川 松風台 鶴が台団地 鶴が台一街区 ライトタウン茅ヶ崎 みずき
小和田	青空	新宿 本宿 赤松町 赤松 菱沼小和田 ブランヴェール湘南茅ヶ崎
松浪	さざなみ	浜竹一丁目 浜竹二丁目 浜竹三丁目 浜竹四丁目 松浪一丁目 松浪二丁目 富士見町 LG富士見町 常盤町 緑が浜 汐見台 出口町 ひばりが丘 美住町
浜須賀	あさひ	三が丘 菱沼南部 菱沼海岸緑 平和町 松浜 浜須賀 浜須賀住宅 翠松会 菱沼海岸 松涛会 松が丘ハイツ オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
小出	わかば	堤上 堤下 下寺尾 行谷 芹沢西部 芹沢久組 芹沢中部 芹沢東部 二本松 八王子原 芹沢ひかりが丘 芹沢清水台 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎 湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎 湘南ライフタウン羽根沢第一住宅 やよい会 芹沢細谷紺谷村

【在宅医療介護連携推進事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

医療と介護の連携システムを構築するとともに、在宅医療に関わる関係者に対して多職種連携研修会を開催します。

【地域医療福祉連携懇談会】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

地域における医療・福祉の効果的な推進を図るとともに、市内の医療・福祉関係機関等との連携を強化するため、懇談会を開催します。

【生活支援サービス・介護予防基盤整備事業】（再掲）（高齢福祉介護課）

居宅要支援被保険者等に対して訪問サービス、通所サービスと一体的に実施することによりその効果が期待できる生活支援サービスを実施するにあたっては、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティアなど多様な主体が事業に参入してもらい、支援体制を整備していくことが必要です。これらの事業の担い手が地域の資源として機能するよう調整役（地域支え合い推進員）を配置して、互いに連携・協力できるように団体間のネットワークを構築します。なお、介護保険法の規定に基づいて一定期間事業の実施を猶予し、その間に事業実施のための生活支援サービスの担い手を把握するとともに、調整役（地域支え合い推進員）となる人材を育成するなどの準備作業を進めます。

【地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業】（高齢福祉介護課）

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力の向上をより効果的に図っていくため、茅ヶ崎市全体で人材育成や人材の活用ができる仕組みを基幹型地域包括支援センターが中心となって構築し、「地域包括ケア」の充実を図ります。

【地域ケア会議の推進事業】（高齢福祉介護課）

地域包括支援センターが主催する、個別レベル・担当地区レベルの地域ケア会議を通じて、担当地区内の課題を把握・整理するとともに、課題の解決に向けてインフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を地域で開発します。また、各地区内で共通する課題を持ち寄り、市全体として取り組むべき課題を明らかにし、事業化・施策化について検討を行う場として、市レベルの地域ケア会議を開催します。

このような体制を構築・機能させることで、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域ケア体制の充実を図ります。

【在宅医療情報共有システム事業】（高齢福祉介護課）（保健福祉課）

多職種が関わる在宅医療を円滑かつ効果的に実施するために、必要な I C T（情報推進技術）を導入し、地域の在宅医療・介護に関する情報を集約し、会員専用のネットワークによる情報共有を行います。

【在宅医療連携拠点整備事業】（高齢福祉介護課）（保健福祉課）

人生の最後まで安心して、在宅で医療（歯科を含む）や看護、介護を受けることができるよう、その調整、相談を担う拠点を整備します。

【市民活動団体・NPO 等への支援】（市民自治推進課）

市の福祉活動を担う市民活動団体のデータベースを作成し、高齢者を含めた市民に周知します。

【地域福祉活動支援事業】（保健福祉課）

地域福祉活動の拠点である地区ボランティアセンターについて、各地区の独自性の確保及び全体調整を図りながら、相談機能及び情報発信機能を拡充するほか、地区ボランティア講座の開催を支援し、地域福祉活動の担い手の育成を継続して実施します。また、各地区でのサロン活動の立ち上げを支援します。

【民生委員児童委員による支援】（保健福祉課）

行政と市民の架け橋となる民生委員児童委員の身近な見守りや相談などにより、高齢者の地域での生活を支援します。

【民生委員児童委員と関係機関との連携強化】（保健福祉課）

市民のニーズの発見からサービスの提供・改善までを円滑に行うために、民生委員児童委員をはじめ社会福祉協議会等の関係機関との情報共有に努めます。



(2) 地域の相談窓口の周知と機能強化

高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センターをはじめとする地域の相談窓口の周知及び機能強化に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域包括支援センター運営事業（再掲） （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	地域包括支援センター運営事業を受託する法人間の連携及び市との連携を密にすることにより、地域包括支援センターの効果的な運営を図ることを目的として管理責任者会を設置します。また、その下部組織として社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会、保健師部会を置くことにより包括的支援事業の4業務について、専門性を活かし、各業務の効果的な推進を図ります。	管理責任者会及び専門職部会の開催数： 各年度 40 回 (25 年度実績 40 回)
地区組織活動支援事業 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	地区社会福祉協議会における高齢者事業（福祉のつどい、敬老会、給食会）等に市の保健師が出席し、健康相談や血圧測定等を行います。	実施回数： 各年度 30 回 (25 年度実績 29 回)
介護サービス相談員派遣事業 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図るため、市から委嘱を受けた相談員がサービス提供の場に訪問し、利用者からの相談に応じます。	対応件数：各年度 施設 2,600 件 居宅 500 件 (25 年度実績 施設 2,568・居宅 479)
高齢者安心電話相談事業 （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	看護師やケアマネジャー等の資格を持つ専門の相談員が 24 時間 365 日、介護、健康、医療等に関する電話相談に対応します。地域包括支援センターの総合相談業務と円滑に連携することで、重層的な相談体制を構築し、相談業務の充実を図ります。	各団体（自治会、民生委員、地区社協等）への説明の実施： 各年度 2 回 (25 年度 実績なし)
成年後見支援センターの運営 （地域支援事業） （高齢福祉介護課） （障害福祉課）	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度 6 回 (25 年度実績 6 回)

【高齢者への情報提供の充実】（高齢福祉介護課）

高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者のためのガイド」の充実を図り、市内各所へ配架します。また、高齢者に必要な情報について広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

【茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）】
（高齢福祉介護課）

小和田三丁目に建設が予定されている市営住宅外複合施設内における地域包括支援センターの整備について、「公共施設整備・再編計画（改訂版）」に基づき、平成 28 年度以降の実施設設計や施設整備に向け、庁内調整及び関係機関との協議を進めます。

【地域福祉総合相談室運営事業】（保健福祉課）

地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置し、福祉相談支援員が、障害者、高齢者、子ども及びその家族等全ての地域住民からの保健福祉に関する初期相談等に対応します。

【コーディネーター配置事業】（保健福祉課）

市内 2 地区において、地区ボランティアセンターを起点に、茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員及び福祉相談支援員が地区支援チームを結成し、地域での相談支援を行います。



（３）地域における見守り体制の強化

家の中での急病や不慮の事故等に備えるとともに、徘徊高齢者の安全を確保するため、高齢者を地域で見守る体制の強化が求められます。

また、家庭での生活実態の把握や、保健師等の専門的な知識や技術を持った方による訪問指導など、在宅での生活を支えるためのサービスの整備にも努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者住宅生活援助員派遣事業（再掲） （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	住宅施策と福祉施策の連携により高齢者の生活特性に配慮した市営松林住宅の入居者に対し生活援助員を派遣し、自立した安全かつ快適な生活を営めるよう見守りをを行います。	相談件数： 各年度 120 件 （25 年度実績 104 件）
在宅高齢者実態調査 （高齢福祉介護課）	住民基本台帳に基づく市内在住の 65 歳以上の方に対し、各地区担当の民生委員・児童委員が高齢者宅を一軒ごとに訪問し、調査を行います。この調査により、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者の夫婦のみ世帯の状況や緊急時の連絡先等を把握し、民生委員・児童委員と情報を共有することで日頃の地域における見守り活動の促進や緊急時の対応に活用します。調査は、3 年に 1 回実施します。	調査票回収率 27 年度：100% （24 年度実績 95.5%）
緊急通報装置貸与事業 （再掲） （高齢福祉介護課）	ひとり暮らし高齢者等で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態発生時に即座に近隣者等と連絡の取れる環境を整備します。 また、受信センターからの定期的な「お伺い電話」により、受報、発報の両面から見守りをを行います。	貸与台数： 各年度 320 台 （25 年度実績 301 台）
給食サービス事業 （再掲） （高齢福祉介護課）	老衰、心身の障害または疾病等の理由で炊事が困難な高齢者に対して、昼食または夕食を配食するとともに、直接手渡しによる安否確認を行います。	配食数： 各年度 14,000 食 （25 年度実績 10,986 食）

事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者のための SOS ネットワーク事業 (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	認知症等により、徘徊のみられる高齢者の特徴を事前に登録して、行方不明になったときに一刻も早く家族のもとへ帰ることができるよう、地域包括支援センター、警察、民生委員児童委員協議会、タクシー会社等をネットワークで結びます。	登録者数： 各年度 130 人 (25 年度実績 109 人)
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 (GPS 装置の貸与) (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器 (GPS 装置) を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数： 各年度 20 台 (25 年度実績 11 台)
保健師等による 介護認定非該当者への 訪問 (再掲) (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	介護認定の結果、非該当となった高齢者を保健師等が訪問し、介護・健康・生活上の困りごと等の相談を受け、各種生活支援等のサービス利用や地域活動につなげていきます。	訪問・電話等による フォロー件数 27 年度：100 件 28 年度：100 件 29 年度：100 件 (25 年度実績 68 件)
安心カプセル・安心カード推進事業 (救命課)	高齢者や障害者世帯等の方を主な対象として、必要情報を記入するカードと収納容器のセット、または、カードのみを配布し、所定の場所に保管または携帯することにより、救急活動の現場において、かかりつけ病院等の情報を迅速に収集できるように役立てます。いざという時のために、安心カプセルや安心カードを所持することにより、安心して暮らせるような環境を作れるよう支援します。	年間のカプセル 配布数： 各年度 4,000 個 (25 年度実績 4,507 個) 年間のカード 配布数： 各年度 20,000 枚 (25 年度実績 20,501 枚)

【高齢者生活保護受給世帯訪問調査】（生活支援課）

平成 24 年度から高齢者の生活保護受給世帯を専門に訪問する職員を配置し、地域で孤立しないよう、安心して生活が送れるよう支援しています。家庭訪問時に、高齢福祉介護課が行う高齢者生きがい対策事業や地域の自治会等が行う行事の情報を提供し、参加を促すことにより、地域社会との接点を作り日常生活における自立した生活を送ることができるように支援を行います。



（４）高齢者を介護している方に対する支援

高齢者を介護している方のなかには、健康状態が思わしくない方や不安を抱えている方も少なくありません。高齢者を介護している方に対しても、負担軽減のための支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス 事業（再掲） （紙おむつ等の支給） （地域支援事業） （高齢福祉介護課）	市民税非課税世帯で要介護４または５に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度 600 件 (25 年度実績 485 件)

【家族介護支援一時入所事業（特別養護老人ホーム）】（高齢福祉介護課）

介護者の疫病、事故等の社会的理由により、在宅介護を受けることが一時的に困難になった要介護高齢者に対して、特別養護老人ホームへ一時入所を行い、介護保険の給付限度額を超えた利用日数分の費用を負担することで、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、当該高齢者の在宅生活の維持継続を図ります。

【家族介護教室】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を実施します。また、高齢者とその家族の心理に関する知識と経験を持ち、介護の現場にも理解のある臨床心理士等によるケアマネジャーのスキルアップ研修会や介護する家族に対するカウンセリング事業を追加し、介護する家族の精神的なケアを進めるため、事業の充実に努めます。

【家族介護慰労事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

市民税非課税世帯で要介護４または５の在宅高齢者が過去１年間介護保険のサービス（年間１週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった場合に、介護をしている家族への慰労として年額 10 万円を助成します。（過去１年間のうち、90 日を超えて入院された方は対象外となります。）また、介護保険の適切な利用を提案します。

(5) 高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るにあたり、権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の権利擁護に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見制度利用支援事業 (地域支援事業) (高齢福祉介護課) (障害福祉課)	判断能力が不十分な認知症高齢者等のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長が後見等の審判請求を行います。 また、認知症高齢者等が成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部または一部を市が助成します。加えて、成年後見制度を広く市民に周知するための普及啓発活動を行います。	成年後見制度市長申立て件数： 各年度 8 件 (25 年度実績 6 件) ※目標値・実績は高齢福祉介護課のみのものとなっています。
成年後見支援センターの運営 (再掲) (地域支援事業) (高齢福祉介護課) (障害福祉課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 また、成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度 6 回 (25 年度実績 6 回)
市民後見人養成事業 (高齢福祉介護課) (障害福祉課)	認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度のニーズの増加に適切に対応することができるよう、また、認知症高齢者等の地域生活を市民が支えていくことができるよう「市民後見人」を確保できる体制を整備・強化します。	養成研修の実施回数： 28 年度 1 回 29 年度 1 回 (25 年度 実績なし)
高齢者虐待防止対策事業 (高齢福祉介護課)	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行います。 また、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めしていくため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図ります。	普及啓発研修の開催回数： 各年度 1 回 (25 年度実績 1 回)

6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状があらわれた後にも地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み
- 2 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- 3 認知症に関する相談窓口の充実強化
- 4 認知症高齢者の支援体制づくり

「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」の評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

指標	認知症サポーターの養成人数 認知症対応型共同生活介護の整備
目標 (平成28年度)	2年間の認知症サポーター養成人数の合計 960人以上 認知症対応型共同生活介護の整備 1か所

(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み

認知症高齢者の早期発見及び適切な対応を行うための支援体制の構築に努めます。

【認知症ケアパス作成事業】(地域支援事業)(高齢福祉介護課)

認知症は、病気の進行により症状が変化し、症状により必要な医療・介護等が異なるため、認知症の方の病状や生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか理解できるよう、社会資源を整理し、標準的な認知症ケアパスを策定します。また、必要に応じて、新たなサービスの検討を行います。

【認知症初期集中支援推進事業】(地域支援事業)(高齢福祉介護課)

認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症の可能性のある方を認知症初期集中支援チームで訪問します。訪問の状況等をもとに、チーム員会議を開催し支援方針を検討し、その方針に基づいてそれぞれの立場で具体的な支援を行います。

（２）認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

認知症高齢者を地域で支える体制の構築に向け、地域の住民に対し認知症の正しい知識や理解を広めるための取り組みを進めます。

【認知症サポーター養成講座】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。また、養成後も認知症への理解をさらに深めるための研修を行います。

（３）認知症に関する相談窓口の充実強化

認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見支援センターの運営（再掲） （地域支援事業） （高齢福祉介護課） （障害福祉課）	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 また、成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度 6 回 (25 年度実績 6 回)

【認知症地域支援推進員配置事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置します。

【認知症ケア向上推進事業】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

病院や介護保険施設等での認知症対応力向上の推進、地域密着型サービス事業所や介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援の推進、認知症の人の家族に対する支援の推進、認知症ケアに携わる多職種協働研修推進等で、茅ヶ崎市に必要な事業に取り組みます。

【若年性認知症施策の推進】（地域支援事業）（高齢福祉介護課）

経済的な問題や家族の役割の交代等、多くの問題を抱える若年性認知症患者に寄り添うことのできる、具体的支援を進めます。

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

認知症の高齢者を地域で支えるため、見守り体制を構築し、認知症対応型共同生活介護の整備を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者のための SOS ネットワーク事業 (再掲) (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	認知症等により、徘徊のみられる高齢者の特徴を事前に登録して、行方不明になったときに一刻も早く家族のもとへ帰ることができるよう、地域包括支援センター、警察、民生委員児童委員協議会、タクシー会社等をネットワークで結びます。	登録者数： 各年度 130 人 (25 年度実績 109 人)
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 (GPS 装置の貸与) (再掲) (地域支援事業) (高齢福祉介護課)	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器 (GPS 装置) を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数： 各年度 20 台 (25 年度実績 11 台)
認知症対応型共同生活介護の整備	より身近な地域で認知症高齢者が暮らしていけるよう、認知症対応型共同生活介護の整備を行います。	整備数： 28 年度 1 か所 (第 5 期実績 2 か所)

6-6 基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

要介護等の認定者が介護保険の利用を通じて、自立した日常生活を送ることが出来るように、保険給付サービスの充実に取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 1 保険給付見込量の設定
- 2 介護保険施設等の整備
- 3 給付の適正化と人材育成
- 4 介護保険事業者への支援
- 5 制度周知のための取り組み
- 6 保険給付費と介護保険料

「予防給付及び介護給付サービスの充実」の評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

指標	介護保険サービスの利用を通じて生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合
目標 (平成 28 年度)	張りができた 32.4%以上 心身の状態が良くなった 43.3%以上

(1) 保険給付見込量の設定

保険給付見込量は、平成 22 年度から 26 年度までのサービス種類ごとに認定者数に対する利用者数の割合（利用率）を算出し、その利用率の変化の平均値を向こう 3 年間の利用者数の変化率とし、保険給付見込量を算出しました。なお、定員のある施設サービス等は、施設定員に対する利用者数を基に利用率を算出し、第 6 期計画で整備する施設の定員を考慮して保険給付見込量を算出しました。

①予防給付の見込について

要支援認定者に対する介護予防を推進するため、実績と要支援認定者数の推計に基づいた予防給付見込み（計画）量を設定します。

なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護については平成 29 年 4 月から段階的に地域支援事業へ移行することを見込んだ給付量としています。

ア) 介護予防サービス

(単位 人／年)

介護予防訪問介護 ※平成 29 年度より地域支援事業へ移行		介護福祉士等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	11,976	12,510	13,014	12,180	12,156	5,326
実績量	11,584	11,985	12,036			

(単位 回／年)

介護予防訪問入浴介護		要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	180	187	195	424	554	707
実績量	217	229	275			

(単位 回／年)

介護予防訪問看護		医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	2,507	2,618	2,723	11,585	14,563	17,980
実績量	4,028	6,814	8,567			

(単位 回／年)

介護予防 訪問リハビリテーション		医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	1,424	1,486	1,546	2,858	3,325	3,839
実績量	2,298	2,066	2,538			

(単位 人／年)

介護予防 居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理及び指導を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	1,040	1,086	1,130	2,052	2,328	2,604
実績量	1,291	1,558	1,764			

(単位 人／年)

介護予防通所介護 ※平成 29 年度より地域支援事業へ移行		要支援認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴・排泄・食事等の支援を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	7,567	7,904	8,222	11,808	13,008	6,289
実績量	8,183	9,525	10,452			

(単位 人／年)

介護予防 通所リハビリテーション		医師の指示に基づき、要支援認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	4,495	4,695	4,884	5,064	5,172	5,268
実績量	4,782	4,783	4,932			

(単位 日／年)

介護予防 短期入所生活介護		要支援認定者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	2,067	2,156	2,242	2,497	2,621	2,744
実績量	2,059	2,261	2,305			

(単位 日／年)

介護予防 短期入所療養介護		要支援認定者が介護老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的として、看護や医学的管理のもとで、介護・機能訓練等その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	187	195	202	420	433	448
実績量	315	456	460			

(単位 人／年)

介護予防特定施設入居者 生活介護		有料老人ホーム等に入居している要支援者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	1,500	1,632	1,752	1,560	1,560	1,560
実績量	1,441	1,438	1,536			

(単位 人／年)

介護予防福祉用具貸与		要支援認定者の介護予防に資する用具を貸与します。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	5,576	5,822	6,055	10,008	11,220	12,504
実績量	6,889	7,788	8,808			

(単位 人／年)

特定介護予防 福祉用具販売	福祉用具で、介護予防に資する用具のうち入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。					
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	421	439	457	288	300	300
実績量	297	300	288			

イ) 地域密着型介護予防サービス

(単位 回／年)

介護予防 認知症対応型通所介護	認知症の要支援認定者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	101	105	110	10	5	1
実績量	168	79	24			

(単位 人／年)

介護予防 小規模多機能型居宅介護	居宅の要支援認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅・通所または短期間の宿泊により、介護予防を目的として入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	11	11	11	36	36	36
実績量	13	6	84			

(単位 人／年)

介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症の要支援認定者が共同生活を営む住居で、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援と機能訓練を行います。					
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	0	0	0	36	48	60
実績量	7	24	12			

ウ) 介護予防住宅改修費

(単位 人／年)

介護予防住宅改修		要支援認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	330	345	358	360	420	468
実績量	277	339	324			

エ) 介護予防支援

(単位 人／年)

介護予防支援		要支援認定者が介護予防サービス等を適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況把握などの給付管理業務を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	21,979	22,959	23,883	26,244	26,196	19,694
実績量	22,941	24,621	26,292			

②介護給付の見込み量について

要介護認定者に対する介護を推進するため、実績と要介護認定者数の推計に基づいた介護給付見込み（計画）量を設定します。

なお、通所介護のうち利用定員について、国が基準で定める数未満の小規模な通所介護は地域密着型通所介護としてサービス区分を設定し、見込んだ給付量を通所介護の給付見込み量から除くこととします。

ア) 居宅サービス

(単位 回／年)

訪問介護		介護福祉士等が要介護認定者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	305,258	318,804	322,745	365,144	381,997	407,303
実績量	326,647	325,138	331,222			

(単位 回／年)

訪問入浴介護		要介護認定者宅を訪問し、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	12,948	13,526	13,425	11,742	11,292	11,309
実績量	12,158	11,939	11,376			

(単位 回／年)

訪問看護		医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要介護者宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	26,597	27,785	27,863	53,020	59,915	69,083
実績量	34,674	39,902	44,243			

(単位 回／年)

訪問リハビリテーション		医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士等が要介護認定者宅を訪問し、心身の機能の維持回復、日常生活の自立援助のため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	14,295	14,946	15,036	20,213	21,976	24,395
実績量	15,169	16,613	17,347			

(単位 人／年)

居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	7,233	7,553	7,624	12,984	14,556	16,512
実績量	8,664	9,778	10,764			

(単位 回／年)

通所介護 ※平成 28 年度より小規模事業所は 地域密着型通所介護へ移行		要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	136,189	142,059	145,744	205,927	144,150	160,076
実績量	146,850	165,796	177,528			

(単位 回／年)

通所リハビリテーション		医師の指示に基づき、要介護者認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身の機能の維持回復、日常生活の自立支援のため、理学療法、作業療法のリハビリテーションを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	53,563	55,937	57,353	49,700	50,310	51,070
実績量	51,038	48,817	46,556			

(単位 日／年)

短期入所生活介護		要介護者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	46,369	49,027	49,531	54,364	57,612	61,852
実績量	44,876	47,381	48,580			

(単位 日／年)

短期入所療養介護		要介護認定者が介護老人保健施設などに短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで、介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	5,142	5,373	5,434	3,026	2,140	1,439
実績量	4,328	3,945	3,378			

(単位 人／年)

特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	4,380	4,728	5,088	5,160	5,388	5,568
実績量	4,162	4,495	5,052			

(単位 人／年)

福祉用具貸与		要介護認定者の日常生活上の便宜を図るため及び日常生活の自立を助けるための用具を貸与します。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	19,949	20,841	21,194	25,296	27,096	29,304
実績量	20,467	21,731	22,368			

(単位 人／年)

特定福祉用具販売		福祉用具で、入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	892	931	951	552	600	636
実績量	453	488	504			

イ) 地域密着型サービス

(単位 人／年)

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		要介護認定者宅の定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護認定者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	0	151	153	0	252	360
実績量	0	0	0			

(単位 人／年)

夜間対応型訪問介護		夜間において、定期的な巡回訪問や随時通報により介護福祉士等が訪問し、要介護認定者宅において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	144	0	0	60	0	0
実績量	90	72	60			

(単位 回／年)

地域密着型通所介護		要介護認定者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	—	—	—	0	84,660	94,013
実績量	—	—	—			

(単位 回／年)

認知症対応型通所介護		認知症の要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	9,520	9,942	10,141	7,644	7,202	6,800
実績量	9,140	8,275	7,846			

(単位 人／年)

小規模多機能型居宅介護		居宅の要介護認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅、通所または短期間の宿泊により、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	1,470	1,680	2,025	2,064	2,064	2,064
実績量	1,564	1,717	1,752			

(単位 人／年)

認知症対応型 共同生活介護		認知症の要介護認定者が共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	1,680	1,956	2,172	2,136	2,340	2,328
実績量	1,583	1,761	2,088			

(単位 人／年)

地域密着型 特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	348	348	348	348	348	348
実績量	319	342	336			

(単位 人／年)

地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護		常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護認定者で地域密着型介護老人福祉施設に入所している方に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	0	348	348	360	360	360
実績量	0	0	145			

(単位 人／年)

看護小規模多機能型居宅 介護 (旧 複合型サービス)		要介護認定者に対して、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	0	0	0	300	600	900
実績量	0	0	0			

ウ) 住宅改修費

(単位 人／年)

住宅改修		要介護認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	519	542	556	372	396	420
実績量	351	369	348			

エ) 居宅介護支援

(単位 人／年)

居宅介護支援		要介護認定者が居宅サービス等を適切に利用することができるよう、居宅介護支援事業者が本人の心身の状況や希望を踏まえて居宅サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	32,841	34,271	35,026	36,612	37,824	39,252
実績量	32,365	33,337	34,500			

オ) 施設サービス

(単位 人／年)

介護老人福祉施設サービス		特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	7,488	7,488	8,736	7,452	8,532	8,532
実績量	7,093	7,415	7,548			

(単位 人／年)

介護老人保健施設サービス		介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対して、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	5,400	5,520	5,520	5,052	5,052	5,952
実績量	4,913	4,778	4,764			

(単位 人／年)

介護療養型医療施設サービス		要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。				
年度	24	25	26	27	28	29
計画量	720	720	720	576	576	576
実績量	529	545	588			

(2) 介護保険施設等の整備

介護保険施設等には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等があります。

第5期計画では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1か所100床の整備を計画しましたが、用地の確保に時間を要し、第6期計画期間中の完成予定となっています。このため、第6期計画では新たに整備を見込むことをせず、平成28年度開設後の状況を見たとえ、第7期計画において改めて整備を検討することとします。

一方、介護老人保健施設は、21年度に1か所開設した以降、整備は行われていません。第6期計画では、地域包括ケアシステム構築のため一層の取り組みを進めることとしていますが、簡単に構築できるものではないという現実を認識することも必要です。この間、直ちに在宅生活を送ることが難しい要介護者であっても、将来の在宅生活を視野に入れ、施設サービスのケアを通じて心身の状態を改善させることを目的とし、介護サービス事業者連絡協議会との意見交換の結果を踏まえ、今以上に在宅生活への復帰を目標とする介護老人保健施設を1か所100床整備します。

なお、介護療養型医療施設は、29年度末で廃止することが決まっています。

【施設・居住系サービスの整備目標】（高齢福祉介護課）

区分	項目	第5期計画実績	第6期計画整備目標			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護老人福祉施設	か所数	10か所	10か所	11か所	11か所	
	床数	690人	690人	790人	790人	
介護老人保健施設	か所数	5か所	5か所	5か所	6か所	
	床数	526人	526人	526人	626人	
介護療養型医療施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	床数	60人	60人	60人	60人	
介護専用型特定施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	床数	70人	70人	70人	70人	
介護専用型以外の特定施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	
	床数	557人	557人	557人	557人	

※平成27年度～29年度は、年度末か所数及び定員。26年度は、年度末見込み。

※介護老人福祉施設の平成27年度と28年度の差1か所100床は、25年度に選定を終了している施設の増加を表す。

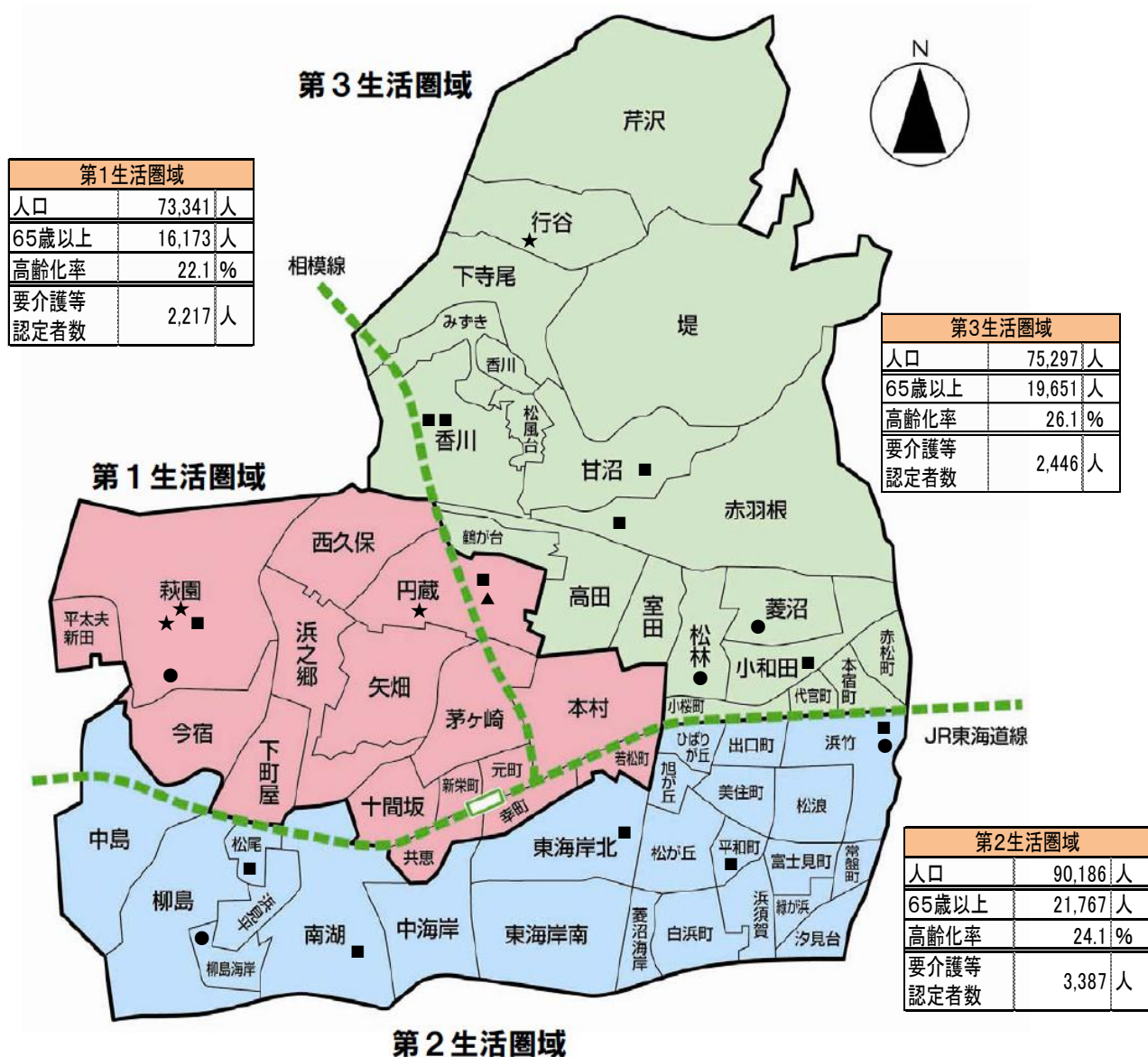
【地域密着型サービスの整備目標】（高齢福祉介護課）

3つの日常生活圏域ごとに、12の自治会連合会の地区を踏まえてより身近な環境で介護を受けることができるよう在宅生活を支えるために必要なサービスの整備を進めます。

区分	圏域	第5期計画実績	第6期計画整備目標			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	0か所	0か所	1か所	1か所	
夜間対応型訪問介護	—	1か所	1か所	0か所	0か所	
認知症対応型 通所介護	第1生活圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
	第2生活圏域	0か所	0か所	0か所	0か所	
	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
小規模多機能型 居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	4か所	4か所	4か所	3か所	
	第3生活圏域	3か所	2か所	2か所	3か所	
看護小規模多機能型居宅 介護 (旧 複合型サービス)	第1生活圏域	0か所	0か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	0か所	0か所	0か所	1か所	
	第3生活圏域	0か所	1か所	1か所	1か所	
認知症対応型 共同生活介護	第1生活圏域	2か所	2か所	3か所	3か所	
		36人	36人	54人	54人	
	第2生活圏域	5か所	5か所	5か所	5か所	
		87人	87人	87人	87人	
	第3生活圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
		63人	63人	63人	63人	
	定員数合計	186人	186人	204人	204人	
地域密着型 特定施設入居者生活介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
地域密着型 介護老人福祉施設	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	

※平成27年度～29年度は、年度末か所数及び定員。26年度は、年度末見込み。

○地域密着型サービスの整備



(注) 人口は平成26年10月1日現在、要介護等認定者数は26年7月1日現在

第1生活圏域	茅ヶ崎・元町・若松町・幸町・新栄町・本村・十間坂・共恵・萩園・平太夫新田・今宿・西久保・円蔵・矢畑・浜之郷・下町屋
第2生活圏域	中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平・南湖・中海岸・東海岸北・東海岸南・旭ヶ丘・平和町・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・松が丘・出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・富士見町・緑が浜・汐見台・浜竹・松浪

第3生活圏域	行谷・芹沢・堤・下寺尾・香川・みずき・甘沼・松風台・鶴が台・赤羽根・高田・室田・松林・菱沼・小和田・赤松町・本宿町・代官町・小桜町
--------	---

- ★ 認知症対応型通所介護
- 凡 ● 小規模多機能型居宅介護
- 例 ■ 認知症対応型共同生活介護
- ▲ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【居宅介護支援事業者の指定事務】（高齢福祉介護課）

平成 30 年 4 月からの居宅介護支援事業者の指定事務の神奈川県からの移換に関し、準備を進めます。

【ケアセンター管理事業】（高齢福祉介護課）

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、ケアセンターを 3 か所開設し、指定管理者制度のもとデイサービス事業を行います。

（３）給付の適正化と人材育成

介護保険では、サービスを利用するために要介護等の認定を受け、居宅サービス計画等を作成するという手順があります。これらが適正に行われることがサービス利用の前提となります。介護保険給付が適正に行われるよう、要介護等の認定や居宅サービス計画の点検を実施します。

事業名	事業内容	評価の指標
要介護認定調査の 適正化の推進 (高齢福祉介護課)	委託事業所等の認定調査員が、国の調査基準に沿った適正な要介護認定調査を実施できるよう、神奈川県主催の研修の受講調整を行います。 また、市主催による実務に即した研修会を実施するとともに、委託した認定調査票の提出の際にも適切な助言及び指導を積極的に行います。	神奈川県または茅ヶ崎市主催の研修会受講者数： 各年度 100 人 (25 年度実績 89 人)
給付適正化の推進 (高齢福祉介護課)	居宅介護支援事業所のケアプラン点検や住宅改修等の点検、給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。	ケアプランの点検件数： 各年度 10 件 (25 年度実績 7 件)
介護保険事業者に対する人材育成 (高齢福祉介護課)	介護支援専門員をはじめとする介護保険事業者の質を向上させるために、研修会及び茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会と共催で、実践発表会を開催します。研修会では、介護する家族の精神的なケアができるように、家族支援のスキル習得の機会を作ります。	研修会等の開催回数： 各年度 3 回 (25 年度実績 3 回)

事業名	事業内容	評価の指標
指定地域密着型介護 (予防)サービス事業 者の指導・監督等 (高齢福祉介護課)	介護事業者の適正なサービスの確保と質の向上を図るため、介護事業者の人員、設備及び運営に関する基準について、集団指導を通して制度の周知を徹底していきます。また、実地指導や利用者等から寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じて監査を行います。小規模の通所介護の指定権限が神奈川県から移譲されるため、質の高い運営が図れるよう指導を進めていきます。	集団指導・実地指導 等指導の回数： 各年度 10 回 (25 年度実績 11 回)

(4) 介護保険事業者への支援

改正の多い介護保険制度では、その内容を適時に事業者へ伝えることが重要です。介護保険に関する最新情報等に関して、随時ホームページに掲載するとともに、特に事業者に対して直接伝える必要があるものについて、茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会の定例会等の機会を利用して情報を提供します。

介護サービスの提供により発生した事故に関しては、適時報告させ、再発防止に関する取り組み状況をチェックし、不適切な場合は指導します。

(5) 制度周知のための取り組み

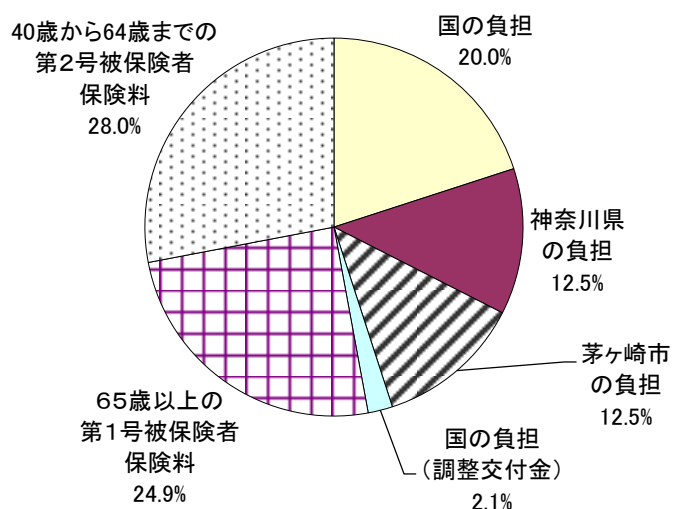
身近に介護を必要とする人がいないと理解が進まないのが介護保険です。被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。また、文化生涯学習課の市民まなび講座に事業を登録し、講師として職員を派遣し市民の皆様への制度の周知を進めます。

加えて、介護に関する悩みや不安の軽減のために、介護保険制度や介護サービス利用に関する情報を提供します。また、介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会との連携をとりながら、解決を目指します。

（６）保険給付費と介護保険料

介護保険給付の見込み量は、この章に記載のとおりですが、要支援、要介護の認定者数、介護保険の利用の実績などを基に推計しています。保険給付は、介護保険サービスの利用にあたり、介護保険事業者からの請求に基づいて給付費として介護サービスの対価として支払われます。保険給付費の財源は、保険料が 50%（65 歳以上の第 1 号被保険者が市へ納める保険料及び 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の方が加入する医療保険へ納める保険料）、国、神奈川県、茅ヶ崎市の負担が 50%という割合を基本としています。この割合は、法令により定められています。これを図に表わすと、次のとおりとなります。

図 28 介護（予防）給付費の財源構成（平成 27 年度～29 年度）



（注）施設サービスの場合、国の負担は 15.0%、神奈川県の負担は 17.5%になります。

調整交付金は、その総額を各市町村の保険給付費の総額の 5.0%に相当する額とし、第 1 号被保険者の年齢各級別の分布の状況、所得の分布の状況を考慮して決定されます。茅ヶ崎市では、過去の交付金の交付状況から、その交付割合を 2.1%と見込みました。5.0%との差の部分は、第 1 号被保険者の保険料を充てます。

介護が必要となる高齢者を広く社会全体で支えることを基本として介護保険制度が成り立っており、市では納入された保険料を介護保険の給付費支払いに充てます。なお、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料は、第 1 号被保険者とその方の属する世帯の市町村民税の課税状況により設定された所得段階区分に応じてご負担いただいています。

《第1号被保険者保険料の算出方法》

- ① 標準給付見込額と地域支援事業費から、第1号被保険者負担分を算出します。
- ② 調整交付金交付見込額、準備基金取崩額を差し引き、保険料収納必要額を算出します。
- ③ 保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、さらに所得段階を考慮して補正した被保険者数で割り、最後に12で割り10円未満の端数を調整して保険料基準月額を算出します。
- ④ ③の月額に12をかけて、年額を算出します。

第1号被保険者保険料の見込み

(単位 百万円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付見込額	居宅サービス給付費 A	5,874	5,549	5,953	17,376
	地域密着型サービス給付費 B	1,266	2,134	2,296	5,696
	住宅改修給付費 C	31	33	34	98
	居宅介護支援給付費 D	528	544	565	1,637
	施設サービス給付費 E	3,452	3,737	3,978	11,168
	介護予防サービス給付費 F	1,097	1,162	866	3,126
	地域密着型介護予防サービス給付費 G	10	14	17	41
	介護予防住宅改修給付費 H	31	35	40	106
	介護予防支援給付費 I	119	118	89	326
	総給付費① J=A+B+C+D+E+F+G+H+I	12,408	13,326	13,838	39,572
	一定以上所得者の利用者負担割合の見直しに伴う影響額 K	101	162	175	
	総給付費② L=J-K	12,308	13,164	13,663	39,135
	特定入所者介護サービス費給付額① M1	373	401	426	1,200
	特定入所者介護サービス費の見直し(配偶者の所得勘案)に伴う財政影響額 N	6	19	24	
	特定入所者介護サービス費給付額② M2=M1-N	367	382	401	1,151
	高額介護サービス費給付額 O1	210	225	234	668
	高額医療合算介護サービス費給付額 O2	37	40	42	119
地域支援事業	審査支払手数料 P	10	13	13	36
	標準給付費の見込額 Q=L+M2+O1+O2+P	12,932	13,825	14,352	41,109
	介護予防事業費 R	63	50	0	113
	包括的支援事業費(地域包括支援センター分)+任意事業費 S1	255	266	275	796
	包括的支援事業費(その他分) S2	5	27	27	60
第1号被保険者保険料	介護予防・日常生活支援総合事業費 T	0	0	446	446
	地域支援事業費 U=R+S1+S2+T	324	343	748	1,414
	標準給付費に対する第1号被保険者保険料負担分相当額及び調整交付金合計相当額 V=Q×27%	3,492	3,733	3,875	11,099
	地域支援事業の第1号被保険者保険料負担分相当額 W=U×22%(平成29年度はW=(S1+S2)×22%+T×27%)	71	75	187	333
	調整交付金の交付見込額 X=Q×X1(平成29年度はX=(Q+T)×X1)	272	290	311	873
	調整交付金の交付見込割合 X1	2.1%	2.1%	2.1%	
	準備基金取崩額 Y				600
	保険料収納必要額 Z=V+W-X-Y				9,960
	予定保険料収納率 a	98.5%			
	所得段階別加入者割合補正後被保険者数 b	62,075	63,651	64,810	190,536

(単位 円)

保険料額(月額) c=Z÷a÷b÷12	4,420
保険料額(年額) d=c×12	53,040

※端数処理(四捨五入)のため、合計と内訳が一致しない場合があります。

第7章 進行管理

7-1 計画の推進体制

計画を推進するためには、行政、市民（高齢者）、市民活動団体（NPO）、事業者等の適切な役割分担と相互の連携による取り組みが必要です。それぞれがその立場に合わせて、それぞれの責任を果たしていくことで、高齢者ができるだけ健康で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくことのできる地域づくりは実現されます。

高齢者を取り巻く地域・各種団体が高齢者を支える一方で、高齢者には、豊富な知識や技術によって、「まちづくり」を豊かに進めるための担い手としての活躍が期待されています。

行政はそれぞれの活動を支援するとともに、連携を強化することで、高齢者の暮らしを支援します。

なお、本市では、高齢者福祉や介護保険事業に対する幅広い意見を聴くため、公募市民、学識経験者、サービス事業者、医師会、歯科医師会、行政関係機関の代表者等で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や取り組み、計画を推進する上での課題等について審議していきます。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」を設置し、全庁的にこの計画が推進されるよう、進捗状況や課題、取り組み方針等について協議していきます。



7-2 計画の進行管理

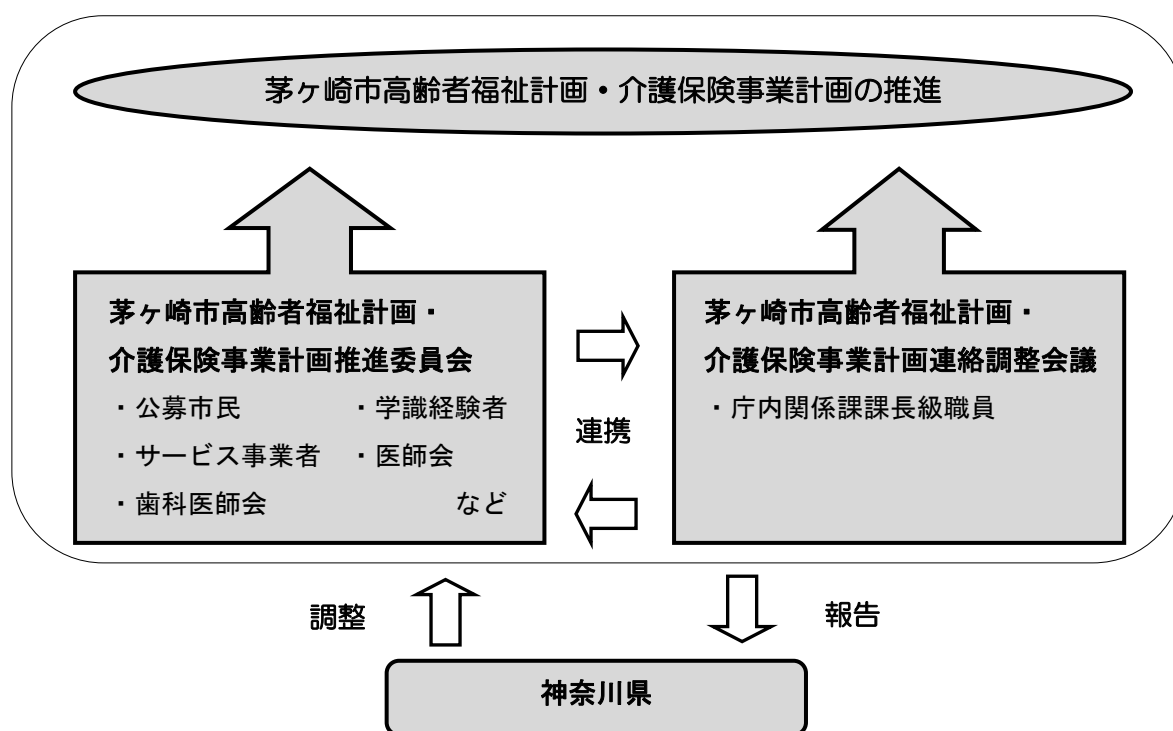
(1) 個別事業の進行管理

個別事業については、第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間である平成27年度から29年度までの3年間の目標を設定しています。

年度ごとに進捗状況を管理し、その結果を茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議において協議します。

また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に報告し、意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表します。

図 29 計画の進行管理図



(2) 計画全体の評価

関係各課が個別事業を適正に実施し、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会や茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議によって全ての事業を横断的に進行管理することにより、基本方針に基づく推進と、計画の実現に向けた取り組みが確認されます。

本市では、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施し、本市の高齢者福祉施策や介護保険事業に対する周知度や満足度を調査します。

調査結果を分析することで、各基本方針に対する課題を抽出し、計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。

資料編

1. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

1-1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則

平成16年3月26日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(平20規則11・平21規則23・一部改正)

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。
(平20規則11・平21規則23・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 茅ヶ崎市の介護保険の被保険者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 市の区域内の介護サービス事業者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平18規則13・平21規則23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉介護課において処理する。
(平 19 規則 5・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画推進委員会の委員であった者は、第 3 条第 1 項に規定する委員の区分にかかわらず、この規則による委員とする。
この場合において、当該委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 18 年 2 月 26 日までとする。

附 則(平成 18 年規則第 13 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市介護保険運営協議会規則(平成 12 年茅ヶ崎市規則第 18 号)は、廃止する。

1-2 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会名簿

区 分	氏 名	任 期
市民	田中 久夫	平成 24 年 10 月 11 日～
	今野 かほる	平成 24 年 10 月 11 日～
公共の団体等代表者	小笹 貴夫	平成 24 年 10 月 11 日～ 平成 25 年 8 月 21 日
	三上 秀明	平成 25 年 8 月 22 日～
	外池 仁	平成 24 年 10 月 11 日～
	寺田 洋	平成 24 年 10 月 11 日～
	篠原 徳守	平成 24 年 10 月 11 日～
	名井 協	平成 24 年 10 月 11 日～ 平成 26 年 5 月 28 日
	青木 三郎	平成 26 年 5 月 29 日～
	五十嵐 清夫	平成 24 年 10 月 11 日～ 平成 25 年 11 月 13 日
	亀山 計次	平成 25 年 11 月 14 日～ 平成 26 年 5 月 28 日
	小谷 勲	平成 26 年 5 月 29 日～
学識経験者	◎鈴木 忠義	平成 24 年 10 月 11 日～
高齢者福祉団体代表者	大曾根 修一	平成 24 年 10 月 11 日～ 平成 25 年 5 月 22 日
	柏崎 周一	平成 25 年 5 月 23 日～
	武見 正利	平成 24 年 10 月 11 日～
	柏木 智憲	平成 24 年 10 月 11 日～
介護サービス事業者	米山 康之	平成 24 年 10 月 11 日～
関係行政機関職員	○村越 茂芳	平成 24 年 10 月 11 日～
	福田 順一	平成 24 年 10 月 11 日～ 平成 25 年 5 月 22 日
	橋本 久美子	平成 25 年 5 月 23 日～

※◎：委員長、○：副委員長

1－3 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の審議等の経過

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のうち、本計画の策定にかかわる審議経過は、以下に示すとおりです。

《平成 25 年度》

回	開催日	検討事項等
第 1 回	平成 25 年 5 月 23 日	●平成 25 年度茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて ●地域主権改革に伴う指定地域密着型サービスの運営等に関する基準の条例化について ●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険の施行状況について
第 2 回	平成 25 年 8 月 22 日	●地域密着型サービスの整備状況について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための意向調査について
第 3 回	平成 25 年 11 月 14 日	●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について
第 4 回	平成 26 年 2 月 6 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための意向調査の中間集計について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る諮問の考え方及びスケジュールについて
第 5 回	平成 26 年 3 月 27 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

《平成 26 年度》

回	開催日	検討事項等
第 1 回	平成 26 年 5 月 29 日	●平成 26 年度茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて ●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険の施行状況について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 2 回	平成 26 年 7 月 4 日	●基準条例について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 3 回	平成 26 年 8 月 21 日	●基準条例に係るパブリックコメントについて ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 4 回	平成 26 年 10 月 3 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

2. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議

2-1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定、変更、及び推進にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、保健福祉部長をもって充て、副会長は、高齢福祉介護課長及び介護保険担当課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、保健福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市民自治推進課長 防災対策課長 安全対策課長 市民相談課長 雇用労働課長 文化生涯学
習課長 スポーツ健康課長 保健福祉課長 保健所準備担当課長 障害福祉課長 都市政策課
長 建築指導課長 公園緑地課長 建築課長

2-2 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議の審議等の経過

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議のうち、本計画の策定にかかわる審議経過は、以下に示すとおりです。

《平成 25 年度》

回	開催日	検討事項等
第 1 回	平成 25 年 4 月 5 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の新たな視点について ●調査業務委託事業者の選定方法及び事業者選定審査会議委員の選定について
第 2 回	平成 25 年 8 月 15 日	●高齢者意向調査業務委託事業者の選定について ●意向調査（案）について
第 3 回	平成 25 年 11 月 7 日	●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について
第 4 回	平成 26 年 1 月 30 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための意向調査の中間集計について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る諮問の考え方及びスケジュールについて
第 5 回	平成 26 年 3 月 13 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関する諮問について

《平成 26 年度》

回	開催日	検討事項等
第 1 回	平成 26 年 5 月 23 日	●平成 26 年度茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議のスケジュールについて ●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険の施行状況について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 2 回	平成 26 年 6 月 25 日	●第 5 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 3 回	平成 26 年 8 月 11 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 4 回	平成 26 年 9 月 24 日	●第 6 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

3 パブリックコメントの実施結果

「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

～ ご協力ありがとうございました。～

- 1 募集期間 平成 26 年 11 月 20 日（木）～ 平成 26 年 12 月 19 日（金）
- 2 意見の件数 59 件
- 3 意見提出者数 18 人
- 4 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	（第 1 章）「計画の策定にあたって」に関する意見	7件
2	（第 2 章）「高齢者及び介護者の状況」に関する意見	1件
3	（第 3 章）「高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像」に関する意見	2件
4	（第 4 章）「基本方針の設定と施策の体系」に関する意見	4件
5	（第 5 章）「介護保険制度の改正に伴う本市の対応について」に関する意見	2件
6	（第 6 章）「基本方針ごとの施策」に関する意見	30件
7	（第 7 章）「進行管理」に関する意見	2件
8	計画書全体に関する意見	7件
9	パブリックコメントに関する意見	2件
10	その他の意見	2件
	合 計	59件

 =一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 保健福祉部 高齢福祉介護課

電 話：0467-82-1111（代表）

e-mail：koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp

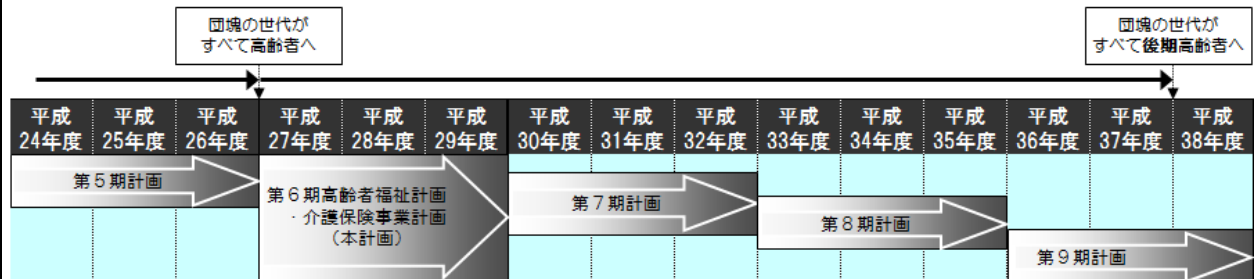
**「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」
パブリックコメントの実施結果（新旧対照表）**

修 正 後	修 正 前
1 ページ 1－1 計画策定の趣旨 わが国の高齢者人口は、国勢調査によると平成22年10月1日現在約2,925万人で、高齢化率は<u>23.0%</u>でしたが、<u>25年10月1日現在25.1%</u>（高齢社会白書）となり、<u>世界のどの国も経験したことの無い勢いで高齢化が</u>_____進んでいます。 茅ヶ崎市の高齢者人口は、国勢調査によると22年10月1日現在50,189人で、高齢化率<u>21.4%</u>でしたが、住民基本台帳人口による24年10月1日現在では22.3%に、25年10月1日現在では23.2%となり、茅ヶ崎市においても<u>全国と比較すると若干低くありますが、高齢化が</u>_____進んでいます。<u>これを実数で見ますと、23年10月1日から26年10月1日までの3年間で、1年ごとに増加した高齢者数は、それぞれ2,267人、2,354人、2,247人となっています。</u> ・・・（略）・・・	1 ページ 1－1 計画策定の趣旨 わが国の高齢者人口は、国勢調査によると平成22年10月1日現在約2,925万人で、高齢化率は<u>22.8%</u>でしたが、<u>24年10月1日現在24.1%</u>（高齢社会白書）となり、_____高齡化が<u>急速に</u>進んでいます。 茅ヶ崎市の高齢者人口は、国勢調査によると22年10月1日現在50,189人で、高齢化率<u>21.3%</u>でしたが、住民基本台帳人口による24年10月1日現在では22.3%に、25年10月1日現在では23.2%となり、茅ヶ崎市においても_____高齡化が<u>急速に</u>進んでいます。_____ ・・・（略）・・・

修正後

2 ページ

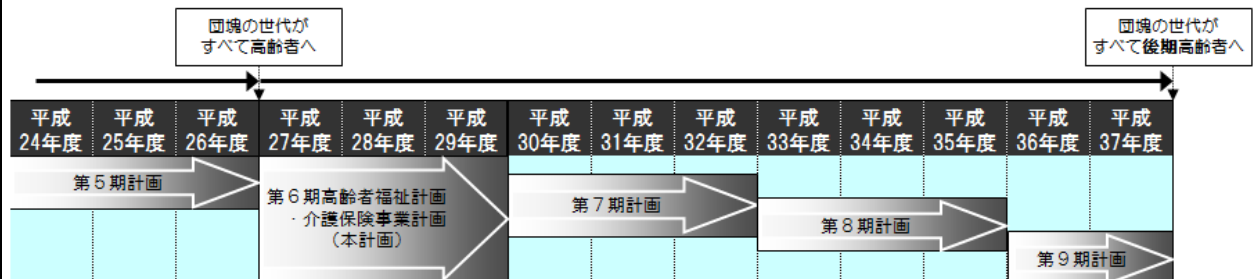
図1 計画期間



修正前

2 ページ

図1 計画期間



修 正 後	修 正 前
計画書を通して 介護保険施設等	計画書を通して 介護保険施設__

修 正 後	修 正 前
24ページ 表15下 ※要介護認定者の推計方法は、5歳年齢別、男女別、要介護状態区分別の平成26年9月末時点の認定率及び高齢者の将来人口の見込みを基に推計しました。 106ページ (1) 保険給付見込量の設定 保険給付見込量は、平成22年度から26年度までのサービス種類ごとに認定者数に対する利用者数の割合（利用率）を算出し、その利用率の変化の平均値を向こう3年間の利用者数の変化率とし、保険給付見込量を算出しました。 なお、定員のある施設サービス等は、施設定員に対する利用者数を基に利用率を算出し、第6期計画で整備する施設の定員を考慮して保険給付見込量を算出しました。	24ページ 表15下 (1) 保険給付見込量の設定

用語の解説

あ行

一般高齢者

65 歳以上の高齢者で、介護保険の要介護等の認定を受けていない人のこと。

NPO 法人

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のこと。特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している。

か行

介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護 1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分にされる。

介護予防事業

介護予防は、介護保険制度に取り入れられた概念で、高齢者が要支援・要介護状態にならないようにしようとする。それを実践するものを介護予防事業という。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村を主体として、多様な人材、社会資源を活用して、要支援者、二次予防事業対象者に対して介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に行う事業のこと。平成 24 年からの介護保険制度の改正で導入された。

介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。介護老人保健施設等への転換を進め、平成 24 年 3 月 31 日までに廃止することが決まっていたが、廃止の時期が 6 年間延長された。

介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰を目指して機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

緊急通報装置

急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すとコールセンターへ通報できる装置のこと。

ケア

介護や看護などの世話のこと。

ケアプラン

要介護等の認定を受けた人を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険のサービスの種類や内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。

ケアマネジメント

要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助すること。

健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の一つ。自治体が地域住民の健康状況を調査し、疾病予防や生活習慣病の早期発見のために保健指導に役立てるために行う検査のこと。

健康診断

診察及び各種の検査で健康状態を評価し、健康の維持や疾病予防・早期発見に役立てるものの総称。特に、行政が法律にしたがって実施する健康診査と区別できる。特定の疾病の発見を目的としたものは、検診と呼ばれている。

後期高齢者

高齢者のうち 75 歳以上の人のこと。

高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。一般に、この割合が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

国勢調査

我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査のこと。

コミュニティバス

既存の乗り合い交通が対応できない地域の手段として、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみの世帯の人が生活できる賃貸借等の住まいのこと。平成 23 年に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により生まれた形態。都道府県に登録し、その基準として、バリアフリー構造であること、床面積が 25 ㎡以上であること、少なくとも安否確認、生活支援サービスを提供することなどがある。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。

住所地特例

被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置のこと。施設等を多く抱える市区町村の負担が過大にならないようにするための措置。

生活習慣病

食事、運動、喫煙、飲酒などの毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、肥満などがある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者のこと。

た行

団塊の世代

第 1 次ベビーブーム世代、昭和 22 年から昭和 24 年までに生まれた世代をいう。

地域ケア

地域を単位として、その地域の団体、企業、事業者や行政等が協力して、保健、医療、福祉に取り組んでいこうとする考え方。

地域支援事業

介護予防と介護予防のケアマネジメントが中心となる介護保険制度の中の事業。

平成 18 年度からの介護保険制度の改正の時に導入された。

地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づいて策定される計画。市町村で策定する計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進の 3 点を盛り込むように規定されている。

地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の三職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月に創設された予防給付及び介護給付サービス。茅ヶ崎市が事業者を指定し、利用者は茅ヶ崎市民に限定される。

地区ボランティアセンター

地域の生活課題や介護保険をはじめとする制度の狭間を埋めるために地域のボランティアの皆さんが支え合う拠点のこと。

な行

ネットワーク化

網の目のように結びつなぐこと。サービスの提供に関して、その機関同士の情報交換を促し、情報の共有化を通じて協力、連携体制を作り上げていくことを表す。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができ、通路幅を確保したり、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

被保険者

介護保険のサービスを受ける者のこと。

保険者

介護保険事業の運営主体のこと。茅ヶ崎市の介護保険事業の運営主体は茅ヶ崎市。

補足給付

施設サービスなどを利用した場合にかかる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付のこと。

ま行

マネジメント

管理、支援すること。

や行

友愛チーム

老人クラブの会員が市内各地域の在宅の寝たきり老人やひとり暮らしの虚弱な老人を訪問して、身の回りの世話や相談に応じたり、話し合い相手になったりすることを目的として活動するチームのこと。

養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。養護者は在宅で高齢者の介護等をする家族、親族、同居人をいう。

予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援１～２」に認定された被保険者への給付のこと。

居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

《事業一覧》

基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

事業	担当	掲載頁
まなび人材事業	文化生涯学習課	66
高齢者が活躍する事業	公民館	67
セカンドライフのプラットフォーム	企画経営課	67
長寿社会のまちづくりイメージワークショップ	企画経営課	67
自治会及び（仮称）まちぢから協議会等地域活動への 参画促進支援	市民自治推進課	67
地域における多様な居場所づくりへの取り組み支援	市民自治推進課 保健福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課 子育て支援課	67

(2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援

事業	担当	掲載頁
老人クラブ等助成事業	高齢福祉介護課	68
老人憩の家の管理・運営	高齢福祉介護課	68
老人福祉センターの管理・運営	高齢福祉介護課	68
生きがいと健康づくり推進事業	高齢福祉介護課	68
生きがいふれあいバス運行事業	高齢福祉介護課	68
住区基幹型公園等整備事業	公園緑地課	69
映画会の開催	図書館	69
多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業の検討	高齢福祉介護課	69
敬老祝金贈呈事業	高齢福祉介護課	69
敬老大会等慰安事業	高齢福祉介護課	69
公衆浴場入浴サービス事業	高齢福祉介護課	69

(3) 生涯学習の促進

事業	担当	掲載頁
パソコン体験コーナー運営管理	文化生涯学習課	70
生涯学習の機会の提供	文化生涯学習課	70
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	社会教育課	70

事業	担当	掲載頁
大活字資料の提供	図書館	70
高齢者の学びの機会創出事業	高齢福祉介護課	70
各種講座の開催	公民館	70
高齢者読書支援事業	図書館	71

(4) 世代間交流の促進

事業	担当	掲載頁
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	71
世代間交流を推進する事業	保育園	71
公民館まつり等の開催	公民館	71

(5) 就労支援の充実

事業	担当	掲載頁
シルバー人材センター運営費補助事業	高齢福祉介護課	72
中高年齢者就業支援事業	雇用労働課	72
セカンドライフのプラットフォーム（再掲）	企画経営課	72

基本方針２ 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

（１）健康づくり、健康増進

事業	担当	掲載頁
各種体育大会等の開催	スポーツ健康課	73
総合型地域スポーツクラブの育成	スポーツ健康課	73
体力テストの開催	スポーツ健康課	74
健康週間普及啓発事業	スポーツ健康課	74
歯科保健事業	スポーツ健康課	74
健康診査	保健福祉課	74
高齢者インフルエンザ予防接種事業	保健福祉課	74
健康増進と虚弱化予防の拠点づくり	企画経営課	74
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	保健福祉課	74

（２）介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発

事業	担当	掲載頁
介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室）	高齢福祉介護課	75
脳の健康教室	高齢福祉介護課	75
介護予防講演会	高齢福祉介護課	75
すこやか支援プログラム対象者把握事業	高齢福祉介護課	75
訪問指導事業	高齢福祉介護課	75
転倒予防教室	高齢福祉介護課	76
認知症予防事業	高齢福祉介護課	76
運動器の機能向上事業	高齢福祉介護課	76
複合事業 （栄養改善・口腔機能向上・運動器機能向上・認知症予防）	高齢福祉介護課	76
いつでもどこでも歌と筋力アップ体操事業	高齢福祉介護課	76
健康維持支援事業	高齢福祉介護課	76
一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢福祉介護課	76
介護予防・生活支援サービス事業 （介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢福祉介護課	76
介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業	高齢福祉介護課	77

(3) 生活支援サービスの充実・強化

事業	担当	掲載頁
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）	高齢福祉介護課	78
緊急通報装置貸与事業	高齢福祉介護課	78
給食サービス事業	高齢福祉介護課	78
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	高齢福祉介護課	78
保健師等による介護認定非該当者への訪問	高齢福祉介護課	78
マイライフ（エンディング）ノート活用事業	高齢福祉介護課	79
安心まごころ収集	環境事業センター	79
配食サービス	高齢福祉介護課	79
生活支援サービス・介護予防基盤整備事業	高齢福祉介護課	79
在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	高齢福祉介護課	79

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

事業	担当	掲載頁
自転車駐車場施設整備事業	安全対策課	80
商店街の魅力とにぎわいの創出事業	産業振興課	80
バリアフリー基本構想策定	都市政策課	81
住環境整備事業の調査・研究	都市政策課	81
第2次ちがさき自転車プラン推進事業	都市政策課	81
JR茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請	都市政策課	81
歩道段差改良工事事業	道路管理課	81
コミュニティバス運行事業	都市政策課	82
茅ヶ崎市乗合交通整備計画推進事業	都市政策課	82
JR相模線北茅ヶ崎駅整備事業	都市政策課	82
「神奈川みんなのバリアフリーまちづくり条例」 に基づく施設整備の推進	建築指導課	82
バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進	建築指導課	82
狭あい道路及び生活道路整備事業	道路管理課	82
道路改良事業・街路事業・歩道設置事業	道路建設課	82

(2) 安心・安全なまちづくり

事業	担当	掲載頁
地域防犯活動推進事業	安全対策課	83
犯罪の未然防止	安全対策課	83
交通安全に関する啓発活動の推進	安全対策課	83
シルバーセーフティドライビングスクール	安全対策課	84
自転車教室の開催	安全対策課	84
相談業務事業	市民相談課	84
消費者啓発事業	市民相談課	84
消費生活相談事業	市民相談課	84
質の高い救急業務の提供	救命課	84

(3) 災害に強いまちづくり

事業	担当	掲載頁
災害時に支援が必要な方の情報の一元化（避難行動要支援者名簿）	高齢福祉介護課	85
耐震改修促進計画事業	建築指導課	85
災害時要援護者支援制度の周知	高齢福祉介護課	85
地域におけるネットワークづくりの支援	高齢福祉介護課	85
災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討	高齢福祉介護課	86
災害の発生に備えた情報の提供	防災対策課	86
災害情報の伝達体制の充実	防災対策課	86
地域で助け合える体制の充実	防災対策課	86
高齢者のための福祉避難所の確保	防災対策課	86
高齢者に配慮した避難所運営体制の整備	防災対策課	86
高齢者に配慮した防災備蓄の整備	防災対策課	86
都市防災推進事業	都市政策課	86

(4) 高齢者の住まいの確保

事業	担当	掲載頁
高齢者住宅生活援助員派遣事業	高齢福祉介護課	87
高齢者等居住支援事業	高齢福祉介護課	87
市営住宅の維持管理	建築課	87
高齢者福祉団体負担金・補助金事業	高齢福祉介護課	87
養護老人ホームへの入所措置	高齢福祉介護課	87
住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進	企画経営課	88
市営住宅の整備（借上型市営住宅）	建築課	88

基本方針４ 地域における高齢者の支援体制づくり

（１）地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備

事業	担当	掲載頁
地域包括支援センター運営事業	高齢福祉介護課	89
在宅医療介護連携推進事業	高齢福祉介護課	92
地域医療福祉連携懇談会	高齢福祉介護課	92
生活支援サービス・介護予防基盤整備事業（再掲）	高齢福祉介護課	92
地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業	高齢福祉介護課	92
地域ケア会議の推進事業	高齢福祉介護課	92
在宅医療情報共有システム事業	高齢福祉介護課	92
在宅医療連携拠点整備事業	高齢福祉介護課	93
市民活動団体・NPO等への支援	市民自治推進課	93
地域福祉活動支援事業	保健福祉課	93
民生委員児童委員による支援	保健福祉課	93
民生委員児童委員と関係機関との連携強化	保健福祉課	93

（２）地域の相談窓口の周知と機能強化

事業	担当	掲載頁
地域包括支援センター運営事業（再掲）	高齢福祉介護課	94
地区組織活動支援事業	高齢福祉介護課	94
介護サービス相談員派遣事業	高齢福祉介護課	94
高齢者安心電話相談事業	高齢福祉介護課	94
成年後見支援センターの運営	高齢福祉介護課	94
高齢者への情報提供の充実	高齢福祉介護課	95
茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業 （地域包括支援センターの移転・併設）	高齢福祉介護課	95
地域福祉総合相談室運営事業	保健福祉課	95
コーディネーター配置事業	保健福祉課	95

(3) 地域における見守り体制の強化

事業	担当	掲載頁
高齢者住宅生活援助員派遣事業（再掲）	高齢福祉介護課	96
在宅高齢者実態調査	高齢福祉介護課	96
緊急通報装置貸与事業（再掲）	高齢福祉介護課	96
給食サービス事業（再掲）	高齢福祉介護課	96
徘徊高齢者のための SOS ネットワーク事業 （地域支援事業）	高齢福祉介護課	97
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 （GPS装置の貸与）	高齢福祉介護課	97
保健師等による介護認定非該当者への訪問（再掲）	高齢福祉介護課	97
安心カプセル・安心カード推進事業	救命課	97
高齢者生活保護受給世帯訪問調査	生活支援課	98

(4) 高齢者を介護している方に対する支援

事業	担当	掲載頁
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）（再掲）	高齢福祉介護課	99
家族介護一時入所事業（特別養護老人ホーム）	高齢福祉介護課	99
家族介護教室	高齢福祉介護課	99
家族介護慰労事業（地域支援事業）	高齢福祉介護課	99

(5) 高齢者の権利擁護

事業	担当	掲載頁
成年後見制度利用支援事業	高齢福祉介護課	100
成年後見支援センターの運営（再掲）	高齢福祉介護課	100
市民後見人養成事業	高齢福祉介護課	100
高齢者虐待防止対策事業	高齢福祉介護課	100

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み

事業	担当	掲載頁
認知症ケアパス作成事業	高齢福祉介護課	101
認知症初期集中支援推進事業	高齢福祉介護課	101

(2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

事業	担当	掲載頁
認知症サポーター養成講座	高齢福祉介護課	102

(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化

事業	担当	掲載頁
成年後見支援センターの運営（再掲）	高齢福祉介護課	102
認知症地域支援推進員配置事業	高齢福祉介護課	102
認知症ケア向上推進事業	高齢福祉介護課	102
若年性認知症施策の推進	高齢福祉介護課	102

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

事業	担当	掲載頁
徘徊高齢者のための SOS ネットワーク事業 （地域支援事業）（再掲）	高齢福祉介護課	103
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 （GPS装置の貸与）（再掲）	高齢福祉介護課	103
認知症対応型共同生活介護の整備	高齢福祉介護課	103

基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

(2) 介護保険施設等の整備

事業	担当	掲載頁
居宅介護支援事業者の指定事務	高齢福祉介護課	117
ケアセンター管理事業	高齢福祉介護課	117

(3) 給付の適正化と人材育成

事業	担当	掲載頁
要介護認定調査の適正化の推進	高齢福祉介護課	117
給付の適正化の推進	高齢福祉介護課	117
介護保険事業者に対する人材育成	高齢福祉介護課	117
指定地域密着型介護（予防）サービス事業者の指導・監督等	高齢福祉介護課	118

(4) 介護保険事業者への支援

事業	担当	掲載頁
事業者支援のための情報提供	高齢福祉介護課	118
事故報告の徹底と再発防止のための指導	高齢福祉介護課	118

(5) 制度周知のための取り組み

事業	担当	掲載頁
介護保険制度周知のためのパンフレットの作成	高齢福祉介護課	118
苦情相談窓口の充実	高齢福祉介護課	118